



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

[告 示]

○消費税法施行令第十四条の三第八号の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する件

(内閣府・厚生労働一)

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(こども家庭庁三)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示

(こども家庭庁・厚生労働二)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(同三)

三三

○介護保険法施行規則第四百条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件(厚生労働八四)

四九

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示(同八五)

四九

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(同八六)

四六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(同八七)

四三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示(同八八)

四三

○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(同八九)

四五

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(同九〇)

四五

○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件(同九一)

四五

告示

○内閣府告示第一号

厚生労働省告示第一号
消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第十四条の三第八号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第八号の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等(平成三年厚生省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
次に掲げる事業(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第二第七号口に掲げる事業を除く。)のうち、その要する費用の二分の一以上が国又は地方公共団体により負担される事業として行われる資産の譲渡等 一 (略) 二 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う事業 三(五) (略)	次に掲げる事業(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第二第七号口に掲げる事業を除く。)のうち、その要する費用の二分の一以上が国又は地方公共団体により負担される事業として行われる資産の譲渡等 一 (略) 二 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業 三(五) (略)

○こども家庭庁告示第三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正する。)

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものに当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一 指定通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)及び基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定するものとする。	一 指定通所支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。)及び基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表障害児通所給付費等単位数表第1(1)の注7を除く。)、第3、第4及び第5により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1(1)の注7に限る。)により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、令和九年三月三十一日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定するものとする。

- イ 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。）附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第1により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額
- ロ 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（一部改正府令附則第四条及び第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第2により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額
- ハ 旧指定医療型児童発達支援事業所（一部改正府令附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第3により算定する単位数に十円を乗じて得た額

三 前二号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。）

(→) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

a	利用定員が30人以下の場合	3,136単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,061単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	2,991単位

[号を加える。]

二 前号の規定により、指定通所支援又は基準該当通所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

別表

障害児通所給付費等単位数表

第1 児童発達支援

1 児童発達支援給付費（1日につき）

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

(1) 医療的ケア区分3（次の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、32点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）

(→)	利用定員が30人以下の場合	3,086単位
(⇐)	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,005単位
(⇐)	利用定員が41人以上50人以下の場合	2,930単位
(⇐)	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,859単位

d	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,924単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,897単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,873単位
g	利用定員が81人以上の場合	2,849単位
(二)	医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）	
a	利用定員が30人以下の場合	2,120単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,045単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,975単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,909単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,881単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,857単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,833単位
(三)	医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）	
a	利用定員が30人以下の場合	1,782単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,706単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,636単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,570単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,543単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,519単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,495単位
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が30人以下の場合	1,104単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,029単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	959単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	893単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	866単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	841単位
g	利用定員が81人以上の場合	817単位
(2)	時間区分2（指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。）	
(一)	医療的ケア区分3	
a	利用定員が30人以下の場合	3,163単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,085単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	3,013単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,945単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,918単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,893単位
g	利用定員が81人以上の場合	2,868単位

(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,830単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,804単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	2,778単位
(2)	医療的ケア区分2（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）	
(一)	利用定員が30人以下の場合	2,086単位
(二)	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,005単位
(三)	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,930単位
(四)	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,859単位
(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,830単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,804単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	1,778単位
(3)	医療的ケア区分1（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、3点以上である障害児について算定する場合に限る。以下同じ。）	
(一)	利用定員が30人以下の場合	1,753単位
(二)	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,672単位
(三)	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,597単位
(四)	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,526単位
(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,497単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,471単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	1,445単位
(4)	(1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一)	利用定員が30人以下の場合	1,086単位
(二)	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,005単位
(三)	利用定員が41人以上50人以下の場合	930単位
(四)	利用定員が51人以上60人以下の場合	859単位
(五)	利用定員が61人以上70人以下の場合	830単位
(六)	利用定員が71人以上80人以下の場合	804単位
(七)	利用定員が81人以上の場合	778単位

(二) 医療的ケア区分 2

a	利用定員が30人以下の場合	2,147単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,069単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,997単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,929単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,902単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,877単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,852単位

(三) 医療的ケア区分 1

a	利用定員が30人以下の場合	1,808単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,731単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,659単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,591単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,563単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,538単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,514単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a	利用定員が30人以下の場合	1,131単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,053単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	981単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	913単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	886単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	861単位
g	利用定員が81人以上の場合	836単位

(3) 時間区分 3 (指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。)

(一) 医療的ケア区分 3

a	利用定員が30人以下の場合	3,215単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,134単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	3,059単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	2,987単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	2,958単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	2,932単位
g	利用定員が81人以上の場合	2,906単位

(二) 医療的ケア区分 2

a	利用定員が30人以下の場合	2,199単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,118単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	2,043単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,971単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,942単位

f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,916単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,890単位
(三)	医療的ケア区分1	
a	利用定員が30人以下の場合	1,861単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,780単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,704単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	1,633単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	1,604単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	1,578単位
g	利用定員が81人以上の場合	1,551単位
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が30人以下の場合	1,184単位
b	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,102単位
c	利用定員が41人以上50人以下の場合	1,027単位
d	利用定員が51人以上60人以下の場合	955単位
e	利用定員が61人以上70人以下の場合	926単位
f	利用定員が71人以上80人以下の場合	900単位
g	利用定員が81人以上の場合	874単位
□	法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ハに該当する場合を除く。）	
(1)	時間区分1	
(一)	主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
a	医療的ケア区分3	
(a)	利用定員が10人以下の場合	2,933単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,684単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	2,568単位
b	医療的ケア区分2	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,917単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,668単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,552単位
c	医療的ケア区分1	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,579単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,330単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,214単位
d	aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)	利用定員が10人以下の場合	901単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	652単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	536単位

□ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 医療的ケア区分3

(一)	利用定員が20人以下の場合	3,384単位
(二)	利用定員が21人以上30人以下の場合	3,191単位
(三)	利用定員が31人以上40人以下の場合	3,075単位
(四)	利用定員が41人以上の場合	2,975単位

(2) 医療的ケア区分2

(一)	利用定員が20人以下の場合	2,384単位
(二)	利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位
(三)	利用定員が31人以上40人以下の場合	2,075単位
(四)	利用定員が41人以上の場合	1,975単位

(3) 医療的ケア区分1

(一)	利用定員が20人以下の場合	2,051単位
(二)	利用定員が21人以上30人以下の場合	1,858単位
(三)	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,742単位
(四)	利用定員が41人以上の場合	1,642単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

(一)	利用定員が20人以下の場合	1,384単位
(二)	利用定員が21人以上30人以下の場合	1,191単位
(三)	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,075単位
(四)	利用定員が41人以上の場合	975単位

(二) (一)以外の場合

a 医療的ケア区分 3

(a) 利用定員が10人以下の場合	2,813単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,593単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,493単位

b 医療的ケア区分 2

(a) 利用定員が10人以下の場合	1,797単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,577単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,477単位

c 医療的ケア区分 1

(a) 利用定員が10人以下の場合	1,459単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,238単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,139単位

d a から c までに該当しない障害児について算定する場合

(a) 利用定員が10人以下の場合	781単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	561単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	461単位

(2) 時間区分 2

(一) 主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合

a 医療的ケア区分 3

(a) 利用定員が10人以下の場合	2,959単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,702単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,582単位

b 医療的ケア区分 2

(a) 利用定員が10人以下の場合	1,943単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,687単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,567単位

c 医療的ケア区分 1

(a) 利用定員が10人以下の場合	1,605単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,348単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,228単位

d a から c までに該当しない障害児について算定する場合

(a) 利用定員が10人以下の場合	928単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	671単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	551単位

(二) (一)以外の場合

a 医療的ケア区分 3

(a) 利用定員が10人以下の場合	2,836単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,608単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	2,505単位

b 医療的ケア区分 2

(a) 利用定員が10人以下の場合	1,820単位
(b) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,592単位
(c) 利用定員が21人以上の場合	1,489単位

c	医療的ケア区分1	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,481単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,254単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,151単位
d	aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)	利用定員が10人以下の場合	804単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	576単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	473単位
(3)	時間区分3	
(一)	主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	
a	医療的ケア区分3	
(a)	利用定員が10人以下の場合	3,012単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,739単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	2,611単位
b	医療的ケア区分2	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,996単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,723単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,596単位
c	医療的ケア区分1	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,658単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,385単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,257単位
d	aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)	利用定員が10人以下の場合	980単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	707単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	580単位
(二)	(一)以外の場合	
a	医療的ケア区分3	
(a)	利用定員が10人以下の場合	2,881単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,639単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	2,529単位
b	医療的ケア区分2	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,865単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,623単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,513単位
c	医療的ケア区分1	
(a)	利用定員が10人以下の場合	1,526単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,284単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	1,175単位
d	aからcまでに該当しない障害児について算定する場合	
(a)	利用定員が10人以下の場合	849単位
(b)	利用定員が11人以上20人以下の場合	607単位
(c)	利用定員が21人以上の場合	497単位

ハ	法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1)	利用定員が5人以上7人以下の場合	2,131単位
(2)	利用定員が8人以上10人以下の場合	1,347単位
(3)	利用定員が11人以上の場合	850単位
ニ	共生型児童発達支援給付費	682単位

ハ	児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1)	利用定員が15人以下の場合	1,331単位
(2)	利用定員が16人以上20人以下の場合	1,040単位
(3)	利用定員が21人以上の場合	924単位
ニ	法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1)	主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一)	医療的ケア区分3	
a	利用定員が10人以下の場合	2,885単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,613単位
c	利用定員が21人以上の場合	2,486単位
(二)	医療的ケア区分2	
a	利用定員が10人以下の場合	1,885単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,613単位
c	利用定員が21人以上の場合	1,486単位
(三)	医療的ケア区分1	
a	利用定員が10人以下の場合	1,552単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,280単位
c	利用定員が21人以上の場合	1,153単位
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が10人以下の場合	885単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	613単位
c	利用定員が21人以上の場合	486単位
(2)	(1)以外の場合	
(一)	医療的ケア区分3	
a	利用定員が10人以下の場合	2,754単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	2,513単位
c	利用定員が21人以上の場合	2,404単位
(二)	医療的ケア区分2	
a	利用定員が10人以下の場合	1,754単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,513単位
c	利用定員が21人以上の場合	1,404単位
(三)	医療的ケア区分1	
a	利用定員が10人以下の場合	1,421単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	1,180単位
c	利用定員が21人以上の場合	1,071単位
(四)	(一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合	
a	利用定員が10人以下の場合	754単位
b	利用定員が11人以上20人以下の場合	513単位
c	利用定員が21人以上の場合	404単位

ホ 基準該当児童発達支援給付費

(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(I)</u>	793単位
(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(II)</u>	682単位

[削る。]

[削る。]

[表 略]

注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

ホ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合

(1) 利用定員が5人の場合	2,098単位
(2) 利用定員が6人の場合	1,757単位
(3) 利用定員が7人の場合	1,511単位
(4) 利用定員が8人の場合	1,326単位
(5) 利用定員が9人の場合	1,184単位
(6) 利用定員が10人の場合	1,069単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	837単位

ハ 共生型児童発達支援給付費 591単位ト 基準該当児童発達支援給付費

(1) <u>基準該当児童発達支援給付費(I)</u>	701単位
(2) <u>基準該当児童発達支援給付費(II)</u>	591単位

[表 同左]

注1 イからハまでについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ニ又はホについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

2の2 ヘについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援（指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 ホについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の5 イ及びロの算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第1項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

2の6 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

- (3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

4 営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

2の3 トについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当児童発達支援（同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

[加える。]

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条（指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。）の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

- (3) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

4 営業時間（指定児童発達支援事業所（指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の場合には指定通所基準第37条（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5の2 指定通所基準第45条第2項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第38条の2第1項（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の2 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 中核機能強化加算(I)

- (一) 利用定員が30人以下の場合 155単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 133単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 103単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 85単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 73単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 63単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 55単位

ロ 中核機能強化加算(II)

- (一) 利用定員が30人以下の場合 124単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 106単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 82単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 68単位
- (五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 58単位
- (六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 50単位
- (七) 利用定員が81人以上の場合 44単位

ハ 中核機能強化加算(III)

- (一) 利用定員が30人以下の場合 62単位
- (二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
- (三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 41単位
- (四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第3項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

6 削除

[加える。]

7 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用定員が20人以下の場合 603単位

ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位

ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	22単位

7の2 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（口に該当する場合を除く。）

(1) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	75単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合	374単位
(2) 利用定員が6人の場合	312単位
(3) 利用定員が7人の場合	267単位
(4) 利用定員が8人の場合	234単位
(5) 利用定員が9人の場合	208単位
(6) 利用定員が10人の場合	187単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	125単位

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合	
（イ）利用定員が30人以下の場合	62単位

二 利用定員が41人以上の場合
[加える。] 445単位

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、注9の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注9、注11及び5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）、手話通訳者若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（口又はハに該当する場合を除く。）

(1) 理学療法士等を配置する場合	
（イ）利用定員が30人以下の場合	62単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	22単位
(2) <u>専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合</u> ((1)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が30人以下の場合	51単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	43単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	27単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	18単位
(3) <u>5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合</u> ((1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が30人以下の場合	41単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	15単位
(4) <u>児童指導員等を配置する場合</u> ((1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が30人以下の場合	36単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	31単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	24単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	19単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	14単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	13単位
(5) <u>その他の従業者を配置する場合</u>	
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	22単位
(2) <u>児童指導員等を配置する場合</u>	
(一) 利用定員が30人以下の場合	41単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	15単位
[加える。]	
[加える。]	
(3) <u>その他の従業者を配置する場合</u>	
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	16単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）

(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 187単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 125単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 75単位

[削る。]

(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）

- (一) 利用定員が10人以下の場合 152単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 59単位

[削る。]

(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）

- (一) 利用定員が10人以下の場合 123単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 49単位

(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）

- (一) 利用定員が10人以下の場合 107単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 71単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 43単位

(5) その他の従業者を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 90単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 36単位

[削る。]

ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合

- (一) 利用定員が5人の場合 374単位
- (二) 利用定員が6人の場合 312単位
- (三) 利用定員が7人の場合 267単位
- (四) 利用定員が8人の場合 234単位
- (五) 利用定員が9人の場合 208単位
- (六) 利用定員が10人の場合 187単位
- (七) 利用定員が11人以上の場合 125単位

(2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）

- (一) 利用定員が5人の場合 305単位

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 93単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 75単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 42単位

(2) 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 62単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 49単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 27単位

[加える。]

[加える。]

(3) その他の従業者を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 45単位
- (二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 36単位
- (三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (四) 利用定員が41人以上の場合 20単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 93単位
- (二) 利用定員が21人以上の場合 75単位

(2) 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が20人以下の場合 62単位

(一) 利用定員が6人の場合	253単位
(二) 利用定員が7人の場合	216単位
(三) 利用定員が8人の場合	188単位
(四) 利用定員が9人の場合	167単位
(五) 利用定員が10人の場合	149単位
(六) 利用定員が11人以上の場合	98単位
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位
(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）	
(一) 利用定員が5人の場合	214単位
(二) 利用定員が6人の場合	178単位
(三) 利用定員が7人の場合	153単位
(四) 利用定員が8人の場合	134単位
(五) 利用定員が9人の場合	119単位
(六) 利用定員が10人の場合	107単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	71単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位

[削る。]

(二) 利用定員が21人以上の場合	49単位
(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	36単位
二 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位

[削る。]

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

- (3) その他の従業者を配置する場合
 - (一) 利用定員が10人以下の場合 90単位
 - (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 60単位
 - (三) 利用定員が21人以上の場合 36単位
- ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
- (1) 理学療法士等を配置する場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 374単位
 - (二) 利用定員が6人の場合 312単位
 - (三) 利用定員が7人の場合 267単位
 - (四) 利用定員が8人の場合 234単位
 - (五) 利用定員が9人の場合 208単位
 - (六) 利用定員が10人の場合 187単位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合 125単位
 - (2) 児童指導員等を配置する場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 247単位
 - (二) 利用定員が6人の場合 206単位
 - (三) 利用定員が7人の場合 176単位
 - (四) 利用定員が8人の場合 154単位
 - (五) 利用定員が9人の場合 137単位
 - (六) 利用定員が10人の場合 123単位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合 82単位
 - (3) その他の従業者を配置する場合
 - (一) 利用定員が5人の場合 180単位
 - (二) 利用定員が6人の場合 150単位
 - (三) 利用定員が7人の場合 129単位
 - (四) 利用定員が8人の場合 113単位
 - (五) 利用定員が9人の場合 100単位
 - (六) 利用定員が10人の場合 90単位
 - (七) 利用定員が11人以上の場合 60単位

9 理学療法士等（保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定している場合は、加算しない。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(1)</u> 利用定員が30人以下の場合	41単位
<u>(2)</u> 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
<u>(3)</u> 利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
<u>(4)</u> 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
<u>(5)</u> 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
<u>(6)</u> 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
<u>(7)</u> 利用定員が81人以上の場合	15単位

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。）

<u>(1)</u> 利用定員が10人以下の場合	123単位
<u>(2)</u> 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
<u>(3)</u> 利用定員が21人以上の場合	49単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(1)</u> 利用定員が5人の場合	247単位
<u>(2)</u> 利用定員が6人の場合	206単位

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

<u>(1)</u> 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が30人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	42単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	22単位
<u>(2)</u> 児童指導員を配置する場合	
(一) 利用定員が30人以下の場合	41単位
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	27単位
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	22単位
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	19単位
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	16単位
(七) 利用定員が81人以上の場合	15単位

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(1)</u> 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	93単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	75単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	53単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	42単位
<u>(2)</u> 児童指導員を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	49単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	35単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	27単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(1)</u> 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	93単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	75単位
<u>(2)</u> 児童指導員を配置する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	62単位
(二) 利用定員が21人以上の場合	49単位

(3) 利用定員が7人の場合	176単位
(4) 利用定員が8人の場合	154単位
(5) 利用定員が9人の場合	137単位
(6) 利用定員が10人の場合	123単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	82単位
[削る。]	

[削る。]

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)
[削る。]

[加える。]
[加える。]
[加える。]
[加える。]
[加える。]

二 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員を配置する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	49単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 理学療法士等を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	374単位
(二) 利用定員が6人の場合	312単位
(三) 利用定員が7人の場合	267単位
(四) 利用定員が8人の場合	234単位
(五) 利用定員が9人の場合	208単位
(六) 利用定員が10人の場合	187単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 児童指導員を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にはあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)
(1) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
 (一) 利用定員が20人以下の場合 100単位
 (二) 利用定員が21人以上の場合 80単位

〔1〕 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- ① 利用定員が5人の場合 400単位
- ② 利用定員が6人の場合 333単位
- ③ 利用定員が7人の場合 286単位
- ④ 利用定員が8人の場合 250単位
- ⑤ 利用定員が9人の場合 222単位
- ⑥ 利用定員が10人の場合 200単位
- ⑦ 利用定員が11人以上の場合 133単位

□ 看護職員加配加算(Ⅱ)

[削る。]

〔1〕 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- ① 利用定員が5人の場合 800単位
- ② 利用定員が6人の場合 666単位
- ③ 利用定員が7人の場合 572単位
- ④ 利用定員が8人の場合 500単位
- ⑤ 利用定員が9人の場合 444単位
- ⑥ 利用定員が10人の場合 400単位
- ⑦ 利用定員が11人以上の場合 266単位

11 二の共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位
- 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位
- ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(Ⅰ)

- ① 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - ① 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - ② 所要時間1時間未満の場合 200単位
- ② 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- ③ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

〔2〕 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- ① 利用定員が5人の場合 400単位
- ② 利用定員が6人の場合 333単位
- ③ 利用定員が7人の場合 286単位
- ④ 利用定員が8人の場合 250単位
- ⑤ 利用定員が9人の場合 222単位
- ⑥ 利用定員が10人の場合 200単位
- ⑦ 利用定員が11人以上の場合 133単位

□ 看護職員加配加算(Ⅱ)

〔1〕 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- ① 利用定員が20人以下の場合 200単位
- ② 利用定員が21人以上の場合 160単位

〔2〕 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

- ① 利用定員が5人の場合 800単位
- ② 利用定員が6人の場合 666単位
- ③ 利用定員が7人の場合 572単位
- ④ 利用定員が8人の場合 500単位
- ⑤ 利用定員が9人の場合 444単位
- ⑥ 利用定員が10人の場合 400単位
- ⑦ 利用定員が11人以上の場合 266単位

11 へ^ハの共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位
- 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位
- ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合

187単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 1 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

2の2 子育てサポート加算 80単位

注 指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

ロ 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

[加える。]

2の2 事業所内相談支援加算

- イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位
- ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位

注 1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

3 食事提供加算

イ 食事提供加算(I)	30単位
ロ 食事提供加算(II)	40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号口、第4号口、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

[削る。]

[4・5 略]

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ 栄養士配置加算(II)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位

3 食事提供加算

イ 食事提供加算(I)	30単位
ロ 食事提供加算(II)	40単位

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号口、第4号口、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号にあつては、注2に規定する低所得者等を除き、通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに限る。）（以下「中間所得者」という。）の通所給付決定（法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に子ども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号の規定による市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）（以下「低所得者等」という。）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に子ども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

[4・5 同左]

6 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	37単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	30単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	25単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	21単位
(5) 利用定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(6) 利用定員が81人以上の場合	16単位
ロ 栄養士配置加算(II)	
(1) 利用定員が40人以下の場合	20単位
(2) 利用定員が41人以上50人以下の場合	16単位
(3) 利用定員が51人以上60人以下の場合	13単位
(4) 利用定員が61人以上70人以下の場合	11単位

- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
 (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

- 7 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

- 8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月につき4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注3の(2)を算定しているとき又は1の注11のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

- 8の2 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所（1の注11のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

- (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
 (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
 (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

- 7 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハ又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

- 8 特別支援加算 54単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)を算定している場合は、1の注11のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

- 8の2 強度行動障害児支援加算 155単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

8の3 集中的支援加算 1,000単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

8の4 人工内耳装用児支援加算

イ 人工内耳装用児支援加算(I)

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下の場合 | 603単位 |
| (2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 531単位 |
| (3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 488単位 |
| (4) 利用定員が41人以上の場合 | 445単位 |

ロ 人工内耳装用児支援加算(II)

150単位

注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 個別サポート加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 個別サポート加算(I) | 120単位 |
| ロ 個別サポート加算(II) | 150単位 |

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定しているときは、加算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

9 個別サポート加算

- | | |
|----------------|-------|
| イ 個別サポート加算(I) | 100単位 |
| ロ 個別サポート加算(II) | 125単位 |

注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又はホを算定している場合は、加算しない。

2 ロについては、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9の2 入浴支援加算 55単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 医療連携体制加算

[イ～ハ 略]

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

10 医療連携体制加算

[イ～ハ 同左]

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定しない。

- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc若しくは1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則とする。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合は、算定しない。

- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(1)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(一)のa、b若しくはc、1の口の(2)の(二)のa、b若しくはc、1の口の(3)の(一)のa、b若しくはc若しくは1の口の(3)の(二)のa、b若しくはcを算定している障害児であるとき又は1の注10のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

11 送迎加算

- イ 障害児（1のイ又はハを算定している障害児を除く。以下注1から注1の3までにおいて同じ。）に対して行う場合 54単位
- ロ 障害児（1のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。）に対して行う場合
 - (1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位
 - (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児（第3を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。）の場合 80単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7 トについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1の口の(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のホを算定している障害児については、算定しない。

11 送迎加算

- イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位
- ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のイ又はロを算定している場合は、算定しない。

1の2 イ及び1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[加える。]

3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 延長支援加算

イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）

(1) 障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。）

（イ）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
------------------------	------

（ロ）延長支援時間2時間以上の場合	123単位
-------------------	-------

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

（イ）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
------------------------	-------

（ロ）延長支援時間2時間以上の場合	256単位
-------------------	-------

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限る、児童発達支援センターを除く。）において障害児に対し延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く。）

（イ）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
------------------------	------

（ロ）延長支援時間2時間以上の場合	123単位
-------------------	-------

(2) 医療的ケア児の場合（(3)に規定する場合を除く。）

（イ）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
------------------------	-------

（ロ）延長支援時間2時間以上の場合	256単位
-------------------	-------

(3) 重症心身障害児の場合

（イ）延長時間1時間未満の場合	128単位
-----------------	-------

（ロ）延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
----------------------	-------

（ハ）延長時間2時間以上の場合	256単位
-----------------	-------

ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。）

（イ）延長時間1時間未満の場合	61単位
-----------------	------

（ロ）延長時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
----------------------	------

（ハ）延長時間2時間以上の場合	123単位
-----------------	-------

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

（イ）延長時間1時間未満の場合	128単位
-----------------	-------

（ロ）延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
----------------------	-------

（ハ）延長時間2時間以上の場合	256単位
-----------------	-------

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この12において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあつては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 延長支援加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

（1）延長時間1時間未満の場合	61単位
-----------------	------

（2）延長時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
----------------------	------

（3）延長時間2時間以上の場合	123単位
-----------------	-------

ロ 重症心身障害児の場合

（1）延長時間1時間未満の場合	128単位
-----------------	-------

（2）延長時間1時間以上2時間未満の場合	192単位
----------------------	-------

（3）延長時間2時間以上の場合	256単位
-----------------	-------

[加える。]

[加える。]

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2	関係機関連携加算	
イ	関係機関連携加算(I)	250単位
ロ	関係機関連携加算(II)	200単位
ハ	関係機関連携加算(III)	150単位
ニ	関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、子ども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

[加える。]

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12の2	関係機関連携加算	
イ	関係機関連携加算(I)	200単位
ロ	関係機関連携加算(II)	200単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

12の3 事業所間連携加算

- イ 事業所間連携加算(I) 500単位
ロ 事業所間連携加算(II) 150単位

注 指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

12の4 保育・教育等移行支援加算 500単位

注1 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

12の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

12の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

[加える。]

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 削除

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 389単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 501単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 338単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 450単位

注1 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合

- (2) 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に並び、それぞれ次に掲げる割合
- (一) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
 - (二) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。
- 4 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
- 2 家庭連携加算
- イ 所要時間1時間未満の場合 187単位
 - ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位
- 注 指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員（以下この第2において「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。
- 2の2 事業所内相談支援加算
- イ 事業所内相談支援加算(I) 100単位
 - ロ 事業所内相談支援加算(II) 80単位
- 注1 イについては、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。
- 2 ロについては、指定医療型児童発達支援事業所等において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。
- 3 食事提供加算
- イ 食事提供加算(I) 30単位
 - ロ 食事提供加算(II) 40単位
- 注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別にこども家庭庁長官が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位

ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位

ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。7の3において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

- 6 欠席時対応加算 94単位
注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のロ又はニを算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。
- 7 特別支援加算 54単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 7の2 送迎加算 37単位
注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 7の3 保育職員加配加算 50単位
注1 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
2 医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。
- 8 個別サポート加算
イ 個別サポート加算(I) 100単位
ロ 個別サポート加算(II) 125単位
注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定医療型児童発達支援を行う必要があるものに対し、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 延長支援加算

イ 肢体不自由児の場合

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 61 単位
- (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 92 単位
- (3) 延長時間 2 時間以上の場合 123 単位

ロ 重症心身障害児の場合

- (1) 延長時間 1 時間未満の場合 128 単位
- (2) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合 192 単位
- (3) 延長時間 2 時間以上の場合 256 単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

9 の 2 関係機関連携加算

- イ 関係機関連携加算(I) 200 単位
- ロ 関係機関連携加算(II) 200 単位

注 1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1 回を限度として、所定単位数を加算する。

9 の 3 保育・教育等移行支援加算 500 単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11 及び 12 において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から 9 の 3 までにより算定した単位数の 1000 分の 126 に相当する単位数

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロからニまでのいずれかに該当する場合を除く。）

(1) 時間区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が30分以上1時間30分以下）

(一) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,399単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,304単位

(二) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,583単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,391単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,296単位

(三) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,247単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,055単位
c 利用定員が21人以上の場合	960単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	574単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	382単位
c 利用定員が21人以上の場合	287単位

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合、1から9のまでにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

(1) 区分1（指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間以上）

(一) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,604単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,402単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,302単位

(二) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,604単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,402単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,302単位

(三) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,271単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,069単位
c 利用定員が21人以上の場合	969単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	604単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	402単位
c 利用定員が21人以上の場合	302単位

(2) 時間区分2 (指定放課後等デイサービスの提供時間が1時間30分超3時間以下)

(一) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,627単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,423単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,322単位

(二) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,618単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,414単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,313単位

(三) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,282単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,078単位
c 利用定員が21人以上の場合	977単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	609単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	406単位
c 利用定員が21人以上の場合	305単位

(3) 時間区分3 (指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間超5時間以下)

(一) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,683単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,461単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,361単位

(二) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,674単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,452単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,352単位

(三) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,339単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,116単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,016単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	666単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	443単位
c 利用定員が21人以上の場合	343単位

[削る。]

(2) 区分2 (指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満)

(一) 医療的ケア区分3

a 利用定員が10人以下の場合	2,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,393単位
c 利用定員が21人以上の場合	2,295単位

(二) 医療的ケア区分2

a 利用定員が10人以下の場合	1,591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,393単位
c 利用定員が21人以上の場合	1,295単位

(三) 医療的ケア区分1

a 利用定員が10人以下の場合	1,258単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,060単位
c 利用定員が21人以上の場合	962単位

(四) (一)から(三)までに該当しない障害児について算定する場合

a 利用定員が10人以下の場合	591単位
b 利用定員が11人以上20人以下の場合	393単位
c 利用定員が21人以上の場合	295単位

[加える。]

㊦ 障害児 (重症心身障害児を除く。)に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合
(ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。)

(1) 医療的ケア区分3

(一) 利用定員が10人以下の場合	2,721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	2,372単位

(2) 医療的ケア区分2

(一) 利用定員が10人以下の場合	1,721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	1,372単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

(一) 利用定員が5人以上7人以下の場合	1,771単位
(二) 利用定員が8人以上10人以下の場合	1,118単位
(三) 利用定員が11人以上の場合	692単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	

(2) 休業日に行う場合

(一) 利用定員が5人以上7人以下の場合	2,056単位
(二) 利用定員が8人以上10人以下の場合	1,299単位
(三) 利用定員が11人以上の場合	817単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	

ハ 共生型放課後等デイサービス給付費

(1) 授業の終了後に行う場合	430単位
(2) 休業日に行う場合	507単位

ニ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	534単位
(二) 休業日に行う場合	602単位
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	430単位
(二) 休業日に行う場合	507単位

注1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後又は休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通

(3) 医療的ケア区分1

(一) 利用定員が10人以下の場合	1,388単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	1,147単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	1,039単位
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	721単位
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	480単位
(三) 利用定員が21人以上の場合	372単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) 授業の終了後に行う場合

(一) 利用定員が5人の場合	1,756単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,467単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,263単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,108単位
(五) 利用定員が9人の場合	989単位
(六) 利用定員が10人の場合	893単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	686単位

(2) 休業日に行う場合

(一) 利用定員が5人の場合	2,038単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,706単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,466単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,288単位
(五) 利用定員が9人の場合	1,150単位
(六) 利用定員が10人の場合	1,039単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	810単位

ニ 共生型放課後等デイサービス給付費

(1) 授業の終了後に行う場合	426単位
(2) 休業日に行う場合	549単位

ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費

(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(I)	
(一) 授業の終了後に行う場合	529単位
(二) 休業日に行う場合	652単位
(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(II)	
(一) 授業の終了後に行う場合	426単位
(二) 休業日に行う場合	549単位

注1 イ及びハの(1)については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位（指定

所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ロの(1)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロの(2)については、就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 イの算定に当たっては、指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画(指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

[加える。]

1の2 ニの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロ及びハの(2)については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ニの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ホの(1)の(二)及び(2)の(二)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[加える。]

3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
(イ) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
(ロ) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

5 イ（休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。）、ロの(2)、ハの(2)又はニの(1)の(ニ)若しくは(2)の(ニ)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が提供が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定する。

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
(イ) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
(ロ) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

5 ロ、ハの(2)、ニの(2)又はホの(1)の(ニ)若しくは(2)の(ニ)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。）が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

6の2 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

[加える。]

6の3 指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

[加える。]

6の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

[加える。]

6の5 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 利用定員が10人以下の場合 | 187単位 |
| (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 125単位 |
| (3) 利用定員が21人以上の場合 | 75単位 |

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。以下同じ。）において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 利用定員が5人の場合 | 374単位 |
| (2) 利用定員が6人の場合 | 312単位 |
| (3) 利用定員が7人の場合 | 267単位 |
| (4) 利用定員が8人の場合 | 234単位 |
| (5) 利用定員が9人の場合 | 208単位 |
| (6) 利用定員が10人の場合 | 187単位 |
| (7) 利用定員が11人以上の場合 | 125単位 |

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注3において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注8、注10及び4の注3の(1)において同じ。）若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注7及び注8において「理学療法士等」という。）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注7において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を除く。以下この注7において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
（一）利用定員が10人以下の場合	187単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
（三）利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）	
（一）利用定員が10人以下の場合	152単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	101単位
（三）利用定員が21人以上の場合	59単位
(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く。）	
（一）利用定員が10人以下の場合	123単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
（三）利用定員が21人以上の場合	49単位
(4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く。）	
（一）利用定員が10人以下の場合	107単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	71単位
（三）利用定員が21人以上の場合	43単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
（一）利用定員が10人以下の場合	90単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
（三）利用定員が21人以上の場合	36単位
ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定放課後等デイサービスに従事するものを常勤で配置する場合	
（一）利用定員が5人の場合	374単位
（二）利用定員が6人の場合	312単位
（三）利用定員が7人の場合	267単位
（四）利用定員が8人の場合	234単位
（五）利用定員が9人の場合	208単位
（六）利用定員が10人の場合	187単位
（七）利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 専ら指定放課後等デイサービスに従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く。）	
（一）利用定員が5人の場合	305単位
（二）利用定員が6人の場合	253単位
（三）利用定員が7人の場合	216単位
（四）利用定員が8人の場合	188単位
（五）利用定員が9人の場合	167単位
（六）利用定員が10人の場合	149単位
（七）利用定員が11人以上の場合	98単位

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
（一）利用定員が10人以下の場合	187単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
（三）利用定員が21人以上の場合	75単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
（一）利用定員が10人以下の場合	123単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
（三）利用定員が21人以上の場合	49単位
[加える。]	
(3) その他の従業者を配置する場合	
（一）利用定員が10人以下の場合	90単位
（二）利用定員が11人以上20人以下の場合	60単位
（三）利用定員が21人以上の場合	36単位
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 理学療法士等を配置する場合	
（一）利用定員が5人の場合	374単位
（二）利用定員が6人の場合	312単位
（三）利用定員が7人の場合	267単位
（四）利用定員が8人の場合	234単位
（五）利用定員が9人の場合	208単位
（六）利用定員が10人の場合	187単位
（七）利用定員が11人以上の場合	125単位
(2) 児童指導員等を配置する場合	
（一）利用定員が5人の場合	247単位
（二）利用定員が6人の場合	206単位
（三）利用定員が7人の場合	176単位
（四）利用定員が8人の場合	154単位
（五）利用定員が9人の場合	137単位
（六）利用定員が10人の場合	123単位
（七）利用定員が11人以上の場合	82単位

(3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合 (1)及び(2)に掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	247単位
(二) 利用定員が6人の場合	206単位
(三) 利用定員が7人の場合	176単位
(四) 利用定員が8人の場合	154単位
(五) 利用定員が9人の場合	137単位
(六) 利用定員が10人の場合	123単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	82単位
(4) 児童指導員等を配置する場合 (1)から(3)までに掲げる場合を除く。)	
(一) 利用定員が5人の場合	214単位
(二) 利用定員が6人の場合	178単位
(三) 利用定員が7人の場合	153単位
(四) 利用定員が8人の場合	134単位
(五) 利用定員が9人の場合	119単位
(六) 利用定員が10人の場合	107単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	71単位
(5) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位
8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注8及び6において「理学療法士等」という。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	123単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	82単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	49単位

[加える。]

[加える。]

(3) その他の従業者を配置する場合	
(一) 利用定員が5人の場合	180単位
(二) 利用定員が6人の場合	150単位
(三) 利用定員が7人の場合	129単位
(四) 利用定員が8人の場合	113単位
(五) 利用定員が9人の場合	100単位
(六) 利用定員が10人の場合	90単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	60単位
8 理学療法士等（保育士を除く。以下この注8において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数（注7の加算を算定している場合は、注7の加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定している場合は、加算しない。	
イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービスを行った場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	187単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	125単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	75単位

ロ 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が5人の場合	247単位
(2) 利用定員が6人の場合	206単位
(3) 利用定員が7人の場合	176単位
(4) 利用定員が8人の場合	154単位
(5) 利用定員が9人の場合	137単位
(6) 利用定員が10人の場合	123単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	82単位

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)

(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333単位
(3) 利用定員が7人の場合	286単位
(4) 利用定員が8人の場合	250単位
(5) 利用定員が9人の場合	222単位
(6) 利用定員が10人の場合	200単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ 看護職員加配加算(II)

(1) 利用定員が5人の場合	800単位
(2) 利用定員が6人の場合	666単位
(3) 利用定員が7人の場合	572単位
(4) 利用定員が8人の場合	500単位
(5) 利用定員が9人の場合	444単位
(6) 利用定員が10人の場合	400単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	266単位

10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181単位
ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

(1) 利用定員が5人の場合	374単位
(2) 利用定員が6人の場合	312単位
(3) 利用定員が7人の場合	267単位
(4) 利用定員が8人の場合	234単位
(5) 利用定員が9人の場合	208単位
(6) 利用定員が10人の場合	187単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	125単位

9 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)

(1) 利用定員が5人の場合	400単位
(2) 利用定員が6人の場合	333単位
(3) 利用定員が7人の場合	286単位
(4) 利用定員が8人の場合	250単位
(5) 利用定員が9人の場合	222単位
(6) 利用定員が10人の場合	200単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ 看護職員加配加算(II)

(1) 利用定員が5人の場合	800単位
(2) 利用定員が6人の場合	666単位
(3) 利用定員が7人の場合	572単位
(4) 利用定員が8人の場合	500単位
(5) 利用定員が9人の場合	444単位
(6) 利用定員が10人の場合	400単位
(7) 利用定員が11人以上の場合	266単位

10 ニの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合	181単位
ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合	103単位
ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	78単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- (1) 就学児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 指定放課後等デイサービス事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の就学児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注1 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族（就学児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を一体的に行う事業に限る。この第3において同じ。）に該当する場合には、就学児及びその家族等について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

2の2 子育てサポート加算 80単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場面に観察する機会、当該場面に参加する機会その他の就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、就学児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

2 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合

187単位

[加える。]

[加える。]

[加える。]

ロ 所要時間1時間以上の場合

280単位

[加える。]

[加える。]

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

[加える。]

2の2 事業所内相談支援加算

イ 事業所内相談支援加算(I)

100単位

ロ 事業所内相談支援加算(II)

80単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算(II)を算定している場合は、加算しない。

[3・4 略]

5 欠席時対応加算 94単位

[削る。]

[削る。]

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のロを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

[削る。]

6 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているとき又は1の注10のイ若しくはロを算定していないときは、加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算

イ 強度行動障害児支援加算(I) 200単位

ロ 強度行動障害児支援加算(II) 250単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。

[3・4 同左]

5 欠席時対応加算 94単位

イ 欠席時対応加算(I) 94単位

ロ 欠席時対応加算(II) 94単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。ただし、1の注3に規定する就学児について、1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。

6 特別支援加算 54単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7のイの(1)若しくはロの(1)若しくは注8を算定している場合又は1の注10のイ若しくはロを算定していない場合は、加算しない。

6の2 強度行動障害児支援加算 155単位

[加える。]

[加える。]

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事

業所又は共生型放課後等デイサービス事業所（1の注10のイ又はロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定しているときは、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

6の3 集中的支援加算 1,000単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

6の4 人工内耳装用児支援加算 150単位

注 言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6の5 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある就学児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7 個別サポート加算

- イ 個別サポート加算(I)
 - (1) 行動上の課題を有する就学児の場合 90単位
 - (2) 著しく重度の障害を有する就学児の場合 120単位
- ロ 個別サポート加算(II) 150単位
- ハ 個別サポート加算(III) 70単位

注1 イの(1)については、指定放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(2)又は1のロを算定しているときは、加算しない。

1の2 イの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

1の3 イの(2)については、著しく重度の障害を有する就学児として別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの(1)又は1のロを算定しているときは、加算しない。

業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

7 個別サポート加算

- イ 個別サポート加算(I) 100単位
[加える。]
- ロ 個別サポート加算(II) 125単位
[加える。]

注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス等事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携して指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

7の2 入浴支援加算 70単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第3において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

7の3 自立サポート加算 100単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算する。

7の4 通所自立支援加算 60単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している就学児については、算定しない。

8 医療連携体制加算

[イ～ハ 略]

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。

2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

8 医療連携体制加算

[イ～ハ 同左]

ト 医療連携体制加算(Ⅶ) 100単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している就学児については、算定しない。
- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のロを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定することを原則とする。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロを算定している場合は、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。
- 3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している就学児については、算定しない。
- 4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。
- 6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハを算定している場合は、算定しない。

7 トについては、喀痰^{かくたん}吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰^{かくたん}吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか若しくは1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)若しくは1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している就学児であるとき又は1の注9のイ若しくはロを算定しているときは、算定しない。

9 送迎加算

イ 就学児（1のロを算定している就学児を除く。注1から注1の3までにおいて同じ。）に対して行う場合 54単位

ロ 就学児（1のロを算定している就学児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。）に対して行う場合

(1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位

(2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である就学児（以下この第3において「中重度医療的ケア児」という。）の場合 80単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 注1から注3までに規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で就学児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7 トについては、喀痰^{かくたん}吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰^{かくたん}吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハを算定している就学児については、算定しない。

9 送迎加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合 54単位

ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イ及び1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のロの(1)、(2)若しくは(3)を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[加える。]

3 イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10 延長支援加算

イ 指定放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。）

(1) 就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）

（一）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

（二）延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

（一）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

（二）延長支援時間2時間以上の場合 256単位

ロ 法第6条の2の2第3項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第66条第4項の基準を満たしているものに限る。）において就学児に対し延長支援を行う場合

(1) 就学児の場合（(2)及び(3)に規定する場合を除く。）

（一）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

（二）延長支援時間2時間以上の場合 123単位

(2) 医療的ケア児の場合（(3)に規定する場合を除く。）

（一）延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

（二）延長支援時間2時間以上の場合 256単位

(3) 重症心身障害児の場合

（一）延長時間1時間未満の場合 128単位

（二）延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

（三）延長時間2時間以上の場合 256単位

ハ 共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所において就学児に対し延長支援を行う場合

(1) 就学児の場合（(2)に規定する場合を除く。）

（一）延長時間1時間未満の場合 61単位

（二）延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

（三）延長時間2時間以上の場合 123単位

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

（一）延長時間1時間未満の場合 128単位

（二）延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

（三）延長時間2時間以上の場合 256単位

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この10において「延長支援」という。）を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあつては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。この10において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

10 延長支援加算

イ 障害児（重症心身障害児を除く。）の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 61単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位

(3) 延長時間2時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児の場合

(1) 延長時間1時間未満の場合 128単位

(2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位

(3) 延長時間2時間以上の場合 256単位

[加える。]

[加える。]

2 イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定放課後等デイサービス事業所において、延長支援について、就学児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定放課後等デイサービス事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

3 ロの(3)及びハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	250単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位
ハ 関係機関連携加算(III)	150単位
ニ 関係機関連携加算(IV)	200単位

注1 イについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）、専修学校（同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程及び一般課程を除く。）をいう。）その他の就学児が日常的に通う施設（以下この注において「学校等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注10のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

2 ロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等において、児童相談所、子ども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

[加える。]

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算(I)	200単位
ロ 関係機関連携加算(II)	200単位

[加える。]

[加える。]

注1 イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注10のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10の3 事業所間連携加算

- イ 事業所間連携加算(I) 500単位
- ロ 事業所間連携加算(II) 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る就学児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

10の4 保育・教育等移行支援加算 500単位

- 注1 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業員が、就学児が当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した就学児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 移行先施設に通うことになった就学児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった就学児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

10の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、8の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

[加える。]

10の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

[加える。]

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位
[注1 略]

2 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画（指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1) 略〕

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

〔(→)・(←) 略〕

[4 略]

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の3までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,035単位
注1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定居宅訪問型児童発達支援（指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔(1) 同左〕

(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画（同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

〔(→)・(←) 同左〕

[4 同左]

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1の2 訪問支援員特別加算

- イ 訪問支援員特別加算(I) 850単位
- ロ 訪問支援員特別加算(II) 700単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 家族支援加算

- イ 家族支援加算(I)
 - (1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
 - (2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
 - (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位
- ロ 家族支援加算(II)
 - (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
 - (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注1 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第3の2に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第3の2に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

1の4 多職種連携支援加算 200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の5 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[2・3 略]

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

[5・6 略]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1 略]

[加える。]

[加える。]

[2・3 同左]

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

[5・6 同左]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,035単位

注1 指定保育所等訪問支援事業所（指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

1の2 指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについては、保育所等訪問支援計画（指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に multiplying 得た数を算定する。

- (1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

〔(→)・(←) 略〕

〔(2)・(3) 略〕

[3 略]

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

1の2 訪問支援員特別加算

イ 訪問支援員特別加算(I) 850単位

ロ 訪問支援員特別加算(II) 700単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 [略]

1の4 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

(1) 障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合

〔→〕 所要時間1時間以上の場合 300単位

〔←〕 所要時間1時間未満の場合 200単位

1の2 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に multiplying 得た数を算定する。

- (1) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

〔(→)・(←) 同左〕

〔(2)・(3) 同左〕

[3 同左]

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

1の2 [同左]

1の3 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合

187単位

- (2) 指定保育所等訪問支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
 (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算Ⅱ

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
 (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 1 指定通所基準第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イについては1日につき1回及び1月につき2回を限度として、ロについては1日につき1回及び1月につき4回を限度として、それぞれイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第5において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表第2の2に規定する家族支援加算のイ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第3の2に規定する家族支援加算のイ及び第4の1の3に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロ又は同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第3の2に規定する家族支援加算のロ及び第4の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

1の5 多職種連携支援加算 200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケアニーズ対応加算 120単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に依りて所定単位数を加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

1の8 関係機関連携加算

150単位

注1 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第1の12の2に規定する関係機関連携加算のハ、第3の10の2に規定する関係機関連携加算のハ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の16に規定する関係機関連携加算のハ、同表第2の16に規定する関係機関連携加算のハ又は同表第3の15に規定する関係機関連携加算のハを算定しているときは、算定しない。

[2 略]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

[4・5 略]

別表2

経過の障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過の児童発達支援給付費（1日につき）

イ 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30分以上1時間30分以下。以下この第1において同じ。）

(1) 医療的ケア区分3

（一）利用定員が20人以下の場合	3,364単位
（二）利用定員が21人以上30人以下の場合	3,178単位
（三）利用定員が31人以上40人以下の場合	3,066単位
（四）利用定員が41人以上の場合	2,970単位

(2) 医療的ケア区分2

（一）利用定員が20人以下の場合	2,348単位
（二）利用定員が21人以上30人以下の場合	2,162単位
（三）利用定員が31人以上40人以下の場合	2,050単位
（四）利用定員が41人以上の場合	1,954単位

[加える。]

[2 同左]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

[4・5 同左]

[表を加える。]

(3) 医療的ケア区分1	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,010単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,824単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,712単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,616単位
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,332単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,146単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,035単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	938単位
ロ 時間区分2 (指定児童発達支援の提供時間が1時間30分超3時間以下。以下この第1において同じ。)	
(1) 医療的ケア区分3	
(一) 利用定員が20人以下の場合	3,397単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,207単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,092単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,994単位
(2) 医療的ケア区分2	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,381単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,191単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,076単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,978単位
(3) 医療的ケア区分1	
(一) 利用定員が20人以下の場合	2,043単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,853単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,738単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,640単位
(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合	
(一) 利用定員が20人以下の場合	1,365単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,175単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,061単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	962単位
ハ 時間区分3 (指定児童発達支援の提供時間が3時間超5時間以下。以下この第1において同じ。)	
(1) 医療的ケア区分3	
(一) 利用定員が20人以下の場合	3,464単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	3,265単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	3,145単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	3,041単位

(2) 医療的ケア区分2

(一) 利用定員が20人以下の場合	2,448単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	2,249単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	2,129単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	2,025単位

(3) 医療的ケア区分1

(一) 利用定員が20人以下の場合	2,110単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,910単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,790単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,687単位

(4) (1)から(3)までに該当しない障害児について算定する場合

(一) 利用定員が20人以下の場合	1,432単位
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	1,233単位
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	1,113単位
(四) 利用定員が41人以上の場合	1,009単位

注1 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たっては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定する。

3 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、時間区分1の所定単位数を算定する。

4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1) 障害児の数又は従業者の員数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
 - (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- (3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

5 営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

- 6 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 9 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装着児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------------|-------|
| イ 利用定員が20人以下の場合 | 603単位 |
| ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 | 531単位 |
| ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 | 488単位 |
| ニ 利用定員が41人以上の場合 | 445単位 |
- 11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注11において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|--|------|
| イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 | |
| （1）利用定員が30人以下の場合 | 62単位 |
| （2）利用定員が31人以上40人以下の場合 | 53単位 |
| （3）利用定員が41人以上の場合 | 42単位 |
| ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。） | |
| （1）利用定員が30人以下の場合 | 51単位 |
| （2）利用定員が31人以上40人以下の場合 | 43単位 |
| （3）利用定員が41人以上の場合 | 34単位 |

ハ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。）

- (1) 利用定員が30人以下の場合 41単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- (3) 利用定員が41人以上の場合 27単位

ニ 児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。）

- (1) 利用定員が30人以下の場合 36単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 31単位
- (3) 利用定員が41人以上の場合 24単位

ホ その他の従業者を配置する場合

- (1) 利用定員が30人以下の場合 30単位
- (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (3) 利用定員が41人以上の場合 20単位

12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この第1において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

- イ 利用定員が30人以下の場合 41単位
- ロ 利用定員が31人以上40人以下の場合 35単位
- ハ 利用定員が41人以上の場合 27単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第四条の規定により旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者」と

いう。)が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 食事提供加算

- イ 食事提供加算(I) 30単位
ロ 食事提供加算(II) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度(指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位
- ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 栄養士配置加算

- イ 栄養士配置加算(I)
 - (1) 利用定員が40人以下の場合 37単位
 - (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 30単位
 - (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 25単位
 - (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 21単位
 - (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 19単位
 - (6) 利用定員が81人以上の場合 16単位
- ロ 栄養士配置加算(II)
 - (1) 利用定員が40人以下の場合 20単位
 - (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 16単位
 - (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 13単位
 - (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 11単位
 - (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
 - (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

- (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

7 欠席時対応加算 94単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

9 強度行動障害児支援加算 200単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

10 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11	個別サポート加算(II)	150単位
	注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	
12	入浴支援加算	55単位
	注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	
13	医療連携体制加算	
	イ 医療連携体制加算(I)	32単位
	ロ 医療連携体制加算(II)	63単位
	ハ 医療連携体制加算(III)	125単位
	ニ 医療連携体制加算(IV)	
	(1) 看護を受けた障害児が1人	800単位
	(2) 看護を受けた障害児が2人	500単位
	(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	400単位
	ホ 医療連携体制加算(V)	
	(1) 看護を受けた障害児が1人	1,600単位
	(2) 看護を受けた障害児が2人	960単位
	(3) 看護を受けた障害児が3人以上8人以下	800単位
	ヘ 医療連携体制加算(VI)	500単位
	ト 医療連携体制加算(VII)	250単位
	注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	
	2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	
	3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。	

4 ニについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所にあつては、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定することを原則とする。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を旧主として難聴児指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者かくたんに喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)又は1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している場合は、算定しない。

7 トについては、かくたん喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、かくたん喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イからホまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)若しくは1のハの(1)、(2)若しくは(3)を算定している障害児については、算定しない。

14 送迎加算

- | | |
|----------------------|------|
| イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 | 40単位 |
| ロ 中重度医療的ケア児の場合 | 80単位 |

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15 延長支援加算

イ 障害児の場合（ロに規定する場合を除く。）

- (1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
- (2) 延長支援時間2時間以上の場合 123単位

ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

- (1) 延長支援時間1時間以上2時間未満の場合 192単位
- (2) 延長支援時間2時間以上の場合 256単位

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 イ又はロを算定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については61単位を、ロを算定している旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

16 関係機関連携加算

- イ 関係機関連携加算(I) 250単位
- ロ 関係機関連携加算(II) 200単位
- ハ 関係機関連携加算(III) 150単位
- ニ 関係機関連携加算(IV) 200単位

注1 イについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、子ども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、

児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

17 事業所間連携加算

イ 事業所間連携加算(I) 500単位

ロ 事業所間連携加算(II) 150単位

注 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

18 保育・教育等移行支援加算 500単位

注1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。

2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

イ 利用定員が15人以下の場合 1,352単位

ロ 利用定員が16人以上20人以下の場合 1,057単位

ハ 利用定員が21人以上の場合 939単位

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合
別に子ども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

3 営業時間（指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間をいう。）が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届けた旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であつて専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 62単位

ロ 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（イに掲げる場合を除く。） 51単位

ハ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 41単位

ニ 児童指導員等を配置する場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 36単位

ホ その他の従業者を配置する場合 30単位

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

10 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算(I)

- (1) 利用定員が20人以下の場合 100単位
- (2) 利用定員が21人以上の場合 80単位

ロ 看護職員加配加算(II)

- (1) 利用定員が20人以下の場合 200単位
- (2) 利用定員が21人以上の場合 160単位

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、一部改正府令附則第4条の規定により旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第2において「旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第2において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 子育てサポート加算 80単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が指定児童発達支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算(I) 30単位

ロ 食事提供加算(II) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

- イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位
- ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位
- ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 栄養士配置加算

- イ 栄養士配置加算(I)
 - (1) 利用定員が40人以下の場合 37単位
 - (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 30単位
 - (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 25単位
 - (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 21単位
 - (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 19単位
 - (6) 利用定員が81人以上の場合 16単位
- ロ 栄養士配置加算(II)
 - (1) 利用定員が40人以下の場合 20単位
 - (2) 利用定員が41人以上50人以下の場合 16単位
 - (3) 利用定員が51人以上60人以下の場合 13単位
 - (4) 利用定員が61人以上70人以下の場合 11単位
 - (5) 利用定員が71人以上80人以下の場合 10単位
 - (6) 利用定員が81人以上の場合 9単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

8 欠席時対応加算 94単位

注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

9 専門的支援実施加算 150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

10 集中的支援加算 1,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

11 個別サポート加算(Ⅲ) 150単位

注 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 12 入浴支援加算 55単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。
- 13 医療連携体制加算Ⅶ 250単位
 注 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注10のイ又はロを算定しているときは、算定しない。
- 14 送迎加算
 イ 重症心身障害児の場合 40単位
 ロ 中重度医療的ケア児の場合 80単位
 注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。
 2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
 3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 15 延長支援加算
 イ 延長時間1時間未満の場合 128単位
 ロ 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位
 ハ 延長時間2時間以上の場合 256単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。
- 16 関係機関連携加算
 イ 関係機関連携加算(I) 250単位
 ロ 関係機関連携加算(II) 200単位
 ハ 関係機関連携加算(III) 150単位
 ニ 関係機関連携加算(IV) 200単位
 注1 イについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 3 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 4 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。
- 5 ニについては、障害児が小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。
- 17 事業所間連携加算
- | | |
|----------------|-------|
| イ 事業所間連携加算(I) | 500単位 |
| ロ 事業所間連携加算(II) | 150単位 |
- 注 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。
- 18 保育・教育等移行支援加算 500単位
- 注1 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

- イ 旧指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由児に対し指定児童発達支援を行う場合 487単位
- ロ 旧指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 600単位
- ハ 旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 435単位
- ニ 旧指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 549単位

注1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 指定児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定する。

4 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

(1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合

(一) 所要時間1時間以上の場合 300単位

(二) 所要時間1時間未満の場合 200単位

(2) 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 100単位

(3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

(1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位

(2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注1 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、一部改正府令附則第2条の規定により旧指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者（以下この第3において「旧指定医療型児童発達支援事業所従業者」という。）又は旧指定発達支援医療機関に置くべき職員（以下この第3において「旧指定発達支援医療機関職員」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

2 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等サービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第3において同じ。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、別表障害児通所給付費等単位数表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

3 子育てサポート加算 80単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が指定児童発達支援を行う場面を観察又は当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4 食事提供加算

イ 食事提供加算(I) 30単位

ロ 食事提供加算(II) 40単位

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給

付決定保護者に限る。)の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

- 5 利用者負担上限額管理加算 150単位
注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 6 福祉専門職員配置等加算
イ 福祉専門職員配置等加算(I) 15単位
ロ 福祉専門職員配置等加算(II) 10単位
ハ 福祉専門職員配置等加算(III) 6単位

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、旧指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1) 一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定医療型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。13において同じ。)又は旧指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は指導員であるものに限る。)(2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

(2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

- 7 欠席時対応加算 94単位
 注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当該旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、旧指定医療型児童発達支援事業所従業者又は旧指定発達支援医療機関職員が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のロ又はニを算定している旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において1月につき当該児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。
- 8 専門的支援実施加算 150単位
 注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。
- 9 集中的支援加算 1,000単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状況が悪化した場合において、広域的支援人材を旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
- 10 個別サポート加算
 イ 個別サポート加算(I) 120単位
 ロ 個別サポート加算(II) 150単位
 注1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
 2 ロについては、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、子ども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援を行う必要があるものに対し、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 11 入浴支援加算 55単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

12 送迎加算

- イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 40単位
 ロ 中重度医療的ケア児の場合 80単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 注1及び注2に規定する送迎加算の算定について、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 保育職員加配加算 50単位

注1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

14 延長支援加算

- イ 肢体不自由児の場合
 (1) 延長時間1時間未満の場合 61単位
 (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 92単位
 (3) 延長時間2時間以上の場合 123単位
 ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合
 (1) 延長時間1時間未満の場合 128単位
 (2) 延長時間1時間以上2時間未満の場合 192単位
 (3) 延長時間2時間以上の場合 256単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

15 関係機関連携加算

- イ 関係機関連携加算(I) 250単位
- ロ 関係機関連携加算(II) 200単位
- ハ 関係機関連携加算(III) 150単位
- ニ 関係機関連携加算(IV) 200単位

注1 イについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

3 ハについては、旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

4 ハについては、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に別表障害児通所給付費等単位数表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

5 ニについては、障害児が就学予定の小学校等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

16 事業所間連携加算

- イ 事業所間連携加算(I) 500単位
- ロ 事業所間連携加算(II) 150単位

注 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。

- 17 保育・教育等移行支援加算 500単位
- 注 1 旧指定医療型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該旧指定医療型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。以下この注において「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（以下この注において「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して、退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算する。
- 2 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 3 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。
- 18 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
- 19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考 表中の [] の記載、対象規定の二重傍線を付した懸記部分を除く全体に付した傍線並びに破線で囲んだ部分における傍線及び二重傍線は注記である。

第二条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>[イ～ホ 略]</p> <p>[注1～2の6 略]</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>(4)</u> 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2（指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85</p> <p>[注4～11 略]</p> <p>[2～12の5 略]</p> <p>13 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注1</u> 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の131</u>に相当する単位数</p> <p>ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の128</u>に相当する単位数</p> <p>ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の118</u>に相当する単位数</p> <p><u>ニ</u> <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の96</u>に相当する単位数</p>	<p>別表</p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>[イ～ホ 同左]</p> <p>[注1～2の6 同左]</p> <p>3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p>[注4～11 同左]</p> <p>[2～12の5 同左]</p> <p>13 <u>福祉・介護職員処遇改善加算</u></p> <p><u>注</u> 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(I)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の81</u>に相当する単位数</p> <p>ロ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(II)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の59</u>に相当する単位数</p> <p>ハ <u>福祉・介護職員処遇改善加算(III)</u> 1から12の5までにより算定した単位数の<u>1000分の33</u>に相当する単位数</p> <p>[加える。]</p>

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[加える。]

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業

[削る。]

[第 2 略]

第 3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1 日につき）

[イ～ニ 略]

[注 1～3 略]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第 71 条、第 71 条の 2 又は第 71 条の 6 において準用する指定通所基準第 26 条の 2 に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100 分の 85

[注 5～10 略]

[2～10の 5 略]

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注 2において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 134 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 131 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数

所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1 から 12 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[第 2 同左]

第 3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1 日につき）

[イ～ニ 同左]

[注 1～3 同左]

4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注 5～10 同左]

[2～10の 5 同左]

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1 から 10 の 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 34 に相当する単位数

[加える。]

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[削る。]

[加える。]

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場

[削る。]

第4 居宅訪問型児童発達支援

- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

[注1・2 略]

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[注4～7 略]

[2・3 略]

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から10の5までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、1から10の5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 居宅訪問型児童発達支援

- 1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 1,066単位

[注1・2 同左]

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注4～7 同左]

[2・3 同左]

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5及び6において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から3までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から3までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から3までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から3までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から3までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1・1の2 略]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)~(3) 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[注3~6 略]

[1の2~2 略]

[加える。]

5 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1から3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 保育所等訪問支援

- 1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 1,071単位

[注1・1の2 同左]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[注3~6 同左]

[1の2~2 同左]

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から2までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から2までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から2までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、1から2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[削る。]

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1～3 略]

- 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85

[注5～12 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、1から2までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表2

経過的障害児通所給付費等単位数表

- 第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援
1 主として難聴児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1～3 同左]

- 4 主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注5～12 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 略]

[注1・1の2 略]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 略]

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[注3～10 略]

[2～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から18までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から18までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から18までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ハ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

[注3～10 同左]

[2～18 同左]

19 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20及び21において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から18までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から18までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から18までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から18までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から18までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から18までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から18までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から18までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から18までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から18までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から18までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から18までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

21 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1から18までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

[注1・1の2 略]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85

[注3～7 略]

[2～17 略]

18 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

[注1・1の2 同左]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

[注3～7 同左]

[2～17 同左]

18 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。19及び20において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から17までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から17までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から17までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

[加える。]

[加える。]

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1 から17までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

20 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、1 から17までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

備考 表中の [] の記載は任意である。

(児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づき指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>[二 略]</p> <p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>957単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>837単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,727単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>957単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上15人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>665単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,109単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>878単位</u></p> <p>(4) 入所定員が16人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 645単位</p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,075単位</p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 852単位</p> <p>(5) 入所定員が21人以上25人以下の場合 <u>837単位</u></p> <p>(6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 <u>812単位</u></p> <p>(7) 入所定員が31人以上35人以下の場合 <u>700単位</u></p> <p>(8) 入所定員が36人以上40人以下の場合 <u>665単位</u></p> <p>(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>625単位</u></p> <p>(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>600単位</u></p>	<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注7までを除く。）、2及び4から11までにより算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注7までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>[二 同左]</p> <p>別表</p> <p>障害児入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）</p> <p>イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941単位</u></p> <p>(2) 入所定員が10人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>823単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,697単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>941単位</u></p> <p>(3) 入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>654単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,090単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>863単位</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>823単位</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>688単位</u></p> <p>[加える。]</p> <p>(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>614単位</u></p> <p>(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 <u>590単位</u></p>

<u>(11)</u> 入所定員が61人以上70人以下の場合	578単位
<u>(12)</u> 入所定員が71人以上80人以下の場合	554単位
<u>(13)</u> 入所定員が81人以上90人以下の場合	535単位
<u>(14)</u> 入所定員が91人以上100人以下の場合	513単位
<u>(15)</u> 入所定員が101人以上の場合	493単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	845単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	772単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	734単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	701単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	668単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	637単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,246単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	907単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,903単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	988単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	694単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,360単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	644単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	900単位

<u>(8)</u> 入所定員が61人以上70人以下の場合	568単位
<u>(9)</u> 入所定員が71人以上80人以下の場合	545単位
<u>(10)</u> 入所定員が81人以上90人以下の場合	526単位
<u>(11)</u> 入所定員が91人以上100人以下の場合	504単位
<u>(12)</u> 入所定員が101人以上110人以下の場合	501単位
<u>(13)</u> 入所定員が111人以上120人以下の場合	499単位
<u>(14)</u> 入所定員が121人以上130人以下の場合	496単位
<u>(15)</u> 入所定員が131人以上140人以下の場合	493単位
<u>(16)</u> 入所定員が141人以上150人以下の場合	490単位
<u>(17)</u> 入所定員が151人以上160人以下の場合	485単位
<u>(18)</u> 入所定員が161人以上170人以下の場合	481単位
<u>(19)</u> 入所定員が171人以上180人以下の場合	477単位
<u>(20)</u> 入所定員が181人以上190人以下の場合	473単位
<u>(21)</u> 入所定員が191人以上の場合	470単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	831単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	759単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	721単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	689単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	657単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	626単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,225単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,870単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	971単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	682単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,337単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	633単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,122単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	885単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	577単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,022単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>871単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	542単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>871単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>871単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>767単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>713単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>626単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>603単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>582単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>560単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>540単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>519単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,246単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>929単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>929単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,889単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>983単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>695単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,349単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>895単位</u>
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>647単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,139単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>895単位</u>
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	573単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>966単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>866単位</u>

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	567単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,005単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856単位</u>
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	533単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>856単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>856単位</u>
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	<u>754単位</u>
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>701単位</u>
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>615単位</u>
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>593単位</u>
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>572単位</u>
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>550単位</u>
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>531単位</u>
(15) 入所定員が91人以上の場合	<u>510単位</u>
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,225単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966単位</u>
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966単位</u>
(3) 入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>913単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,857単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>966単位</u>
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>683単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,326単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880単位</u>
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>636単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,120単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>880単位</u>
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	563単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>949単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>851単位</u>

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	545単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	866単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	866単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	763単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	710単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	623単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	600単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	580単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	558単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	537単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	518単位
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	766単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	752単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	737単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	720単位

注1 指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の2 指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	536単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	851単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	851単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	750単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	698単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	612単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	590単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	570単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	548単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	528単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	509単位
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	753単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	739単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	724単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	708単位

注1 指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 イからホまでに係る福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
- (1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合
- (2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
- (一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 3 指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

3の3 指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長（以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|---|-------|
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (2) 入所定員が10人の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 161単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 121単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 81単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 67単位 |
| (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合 | 67単位 |
| (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 | 54単位 |
| (7) 入所定員が31人以上35人以下の場合 | 47単位 |
| (8) 入所定員が36人以上40人以下の場合 | 40単位 |
| (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 32単位 |
| (10) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 27単位 |
| (11) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (12) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (13) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 18単位 |
| (14) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 16単位 |
| (15) 入所定員が101人以上の場合 | 16単位 |

[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]

[加える。]

[加える。]

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。））にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長（以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- | | |
|---|-------|
| [加える。] | |
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 148単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 49単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | |
| (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき | 73単位 |
| (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき | 49単位 |
| [加える。] | |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 49単位 |
| [加える。] | |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 39単位 |
| [加える。] | |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 29単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 26単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 14単位 |
| (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 | 13単位 |
| (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 | 12単位 |
| (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 | 11単位 |
| (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 | 10単位 |
| (15) 入所定員が141人以上170人以下の場合 | 9単位 |
| (16) 入所定員が171人以上の場合 | 8単位 |

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 54単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 40単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 27単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 23単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 322単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 179単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (3) 入所定員が10人の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 161単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 107単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 81単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 64単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 54単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合 54単位
- (8) 入所定員が31人以上35人以下の場合 46単位
- (9) 入所定員が36人以上40人以下の場合 40単位
- (10) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位
- (11) 入所定員が51人以上60人以下の場合 27単位
- (12) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (13) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (14) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (15) 入所定員が91人以上の場合 18単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 49単位
- (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (6) 入所定員が71人以上の場合 20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が5人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 296単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (2) 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 148単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- [加える。]
- (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 98単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 73単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき又は当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 59単位
 - (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 49単位
- (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 49単位
- (7) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- [加える。]
- (8) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (9) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (10) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (11) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (12) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (13) 入所定員が91人以上の場合 14単位

- 5 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児（次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位
- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
- (イ) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
- (ニ) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 6歳未満である者
- (2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者
- (3) 入所後1年未満である者
- ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（二に該当する場合を除く。） 158単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの
- ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位
- ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） 143単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

- 5 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位
- (1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの
- (イ) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者
- (ニ) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者
- (2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの
- ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位
- (1) 6歳未満である者
- (2) 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者
- (3) 入所後1年未満である者
- ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（二に該当する場合を除く。） 158単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの
- ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 189単位
- ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） 143単位
- (1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの

へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 171単位

ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 強度行動障害児特別支援加算(I)
別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合 390単位

ロ 強度行動障害児特別支援加算(II)
別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合 781単位

8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

へ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のもの 171単位

ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者

5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(二)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

6 注5イからトまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童である障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。

[加える。]

[加える。]

8 指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき78単位を所定単位数に加算する。

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 10単位
- (11) 入所定員が101人以上の場合 9単位
- [削る。]
- [削る。]
- [削る。]
- [削る。]

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が40人以下の場合 26単位
- (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が71人以上の場合 13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 20単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 13単位

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 10単位
- (11) 入所定員が101人以上120人以下の場合 9単位
- (12) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
- (13) 入所定員が131人以上150人以下の場合 7単位
- (14) 入所定員が151人以上180人以下の場合 6単位
- (15) 入所定員が181人以上の場合 5単位

ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が40人以下の場合 26単位
- (2) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (3) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (4) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (5) 入所定員が71人以上の場合 13単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 102単位
- (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 51単位
- (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 34単位
- (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 26単位
- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 20単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 11単位
- (10) 入所定員が91人以上の場合 10単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

- (1) 入所定員が50人以下の場合 20単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 17単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上の場合 13単位

- 10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(I)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 14単位 |
| (11) 入所定員が101人以上の場合 | 13単位 |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
| [削る。] | |
- ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合
- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上の場合 | 14単位 |
- 12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(II)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 145単位 |
|-------------------|-------|

- 10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 | 14単位 |
| (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 | 13単位 |
| (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 | 12単位 |
| (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 | 11単位 |
| (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 | 10単位 |
| (15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 | 9単位 |
| (16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 | 8単位 |
| (17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 | 7単位 |
| (18) 入所定員が191人以上の場合 | 6単位 |
- ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合
- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 | 141単位 |
| (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 | 70単位 |
| (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 | 47単位 |
| (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 | 38単位 |
| (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 | 28単位 |
| (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 | 25単位 |
| (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 | 23単位 |
| (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 | 20単位 |
| (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 | 17単位 |
| (10) 入所定員が91人以上の場合 | 14単位 |
- 12 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合
- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 入所定員が10人以下の場合 | 145単位 |
|-------------------|-------|

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が101人以上の場合	14単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	14単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	13単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合	11単位
(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合	10単位
(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	8単位
(18) 入所定員が191人以上の場合	7単位
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が10人以下の場合 151単位
 - (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
 - (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
 - (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位
 - (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
 - (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
 - (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
 - (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
 - (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
 - (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 16単位
 - (十一) 入所定員が101人以上の場合 14単位
- [削る。]
[削る。]
[削る。]
[削る。]

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が40人以下の場合 38単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (五) 入所定員が71人以上の場合 20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 理学療法士等を配置する場合

(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位
- (五) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (六) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (七) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (八) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (九) 入所定員が81人以上90人以下の場合 18単位
- (十) 入所定員が91人以上100人以下の場合 16単位
- (十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合 14単位
- (十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位
- (十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合 11単位
- (十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合 9単位
- (十五) 入所定員が181人以上の場合 8単位

(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

- (一) 入所定員が40人以下の場合 38単位
- (二) 入所定員が41人以上50人以下の場合 34単位
- (三) 入所定員が51人以上60人以下の場合 28単位
- (四) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (五) 入所定員が71人以上の場合 20単位

(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合

- (一) 入所定員が5人以上10人以下の場合 151単位
- (二) 入所定員が11人以上20人以下の場合 101単位
- (三) 入所定員が21人以上30人以下の場合 61単位
- (四) 入所定員が31人以上40人以下の場合 43単位

(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	16単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位
□ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(十一) 入所定員が101人以上の場合	10単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位

(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	16単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位
□ 児童指導員等を配置する場合	
(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合	10単位
(十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合	9単位
(十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合	8単位
(十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合	7単位
(十五) 入所定員が181人以上の場合	6単位
(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位
(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位

(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が101人以上の場合	14単位
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
[削る。]	
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位
(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位
14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	79単位
(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	53単位
(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合	14単位
(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合	13単位
(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
(14) 入所定員が131人以上150人以下の場合	11単位
(15) 入所定員が151人以上160人以下の場合	10単位
(16) 入所定員が161人以上180人以下の場合	9単位
(17) 入所定員が181人以上の場合	8単位
ロ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(1) 入所定員が30人以下の場合	53単位
(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合	40単位
(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(6) 入所定員が71人以上の場合	20単位

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ 入院・外泊時加算(I)

(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位

ロ 入院・外泊時加算(II)

(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の2の注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

ハ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	159単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	106単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	79単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	63単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	53単位
(6) 入所定員が31人以上35人以下の場合	45単位
(7) 入所定員が36人以上40人以下の場合	40単位
(8) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
(9) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(10) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(11) 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
(12) 入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
(13) 入所定員が91人以上の場合	16単位

ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合

(1) 入所定員が50人以下の場合	32単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	20単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ 入院・外泊時加算(I)

(1) 入所定員が60人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位

ロ 入院・外泊時加算(II)

(1) 入所定員が60人以下の場合	191単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	172単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	150単位

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第4条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。以下この第1において同じ。）(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 略]

4 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 略]

5の2 家族支援加算

イ 家族支援加算(I)

- (1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この5の2において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算(II)

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者（法第24条の3第6項の入所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、6を算定しているときは、算定しない。

[6 略]

2 ロについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第四条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。4及び6において同じ。）(栄養士及び調理員を除く。)が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

[3 同左]

4 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が4日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が4日以上の場合 1,122単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

[5 同左]

[加える。]

[6 同左]

6の2 移行支援関係機関連携加算

250単位

注 指定福祉型障害児入所施設において、移行支援計画（指定入所基準第3条第1項に規定する移行支援計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更に当たって、関係者（都道府県、市町村及び教育機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。以下この注及び第2の4の2の注において同じ。）により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

6の3 体験利用支援加算（1日につき）

イ 体験利用支援加算(I)

700単位

ロ 体験利用支援加算(II)

500単位

注1 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であつて、重症心身障害児、重度障害児又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあつては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

- (1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供
 - (2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助
- 2 注1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。

- (1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）
- (2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

[(1)～(7) 略]

(8) 入所定員が101人以上の場合

10単位

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

ロ 栄養士配置加算(II)

[(1)～(6) 略]

(7) 入所定員が101人以上の場合

5単位

[削る。]

[削る。]

[加える。]

[加える。]

7 栄養士配置加算

イ 栄養士配置加算(I)

[(1)～(7) 同左]

(8) 入所定員が101人以上110人以下の場合

10単位

(9) 入所定員が111人以上120人以下の場合

9単位

(10) 入所定員が121人以上130人以下の場合

8単位

(11) 入所定員が131人以上150人以下の場合

7単位

(12) 入所定員が151人以上180人以下の場合

6単位

(13) 入所定員が181人以上の場合

5単位

ロ 栄養士配置加算(II)

[(1)～(6) 同左]

(7) 入所定員が101人以上120人以下の場合

5単位

(8) 入所定員が121人以上150人以下の場合

4単位

(9) 入所定員が151人以上の場合

3単位

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 略]

8の2 要支援児童加算

イ 要支援児童加算(I) 150単位

ロ 要支援児童加算(II) 150単位

注1 イについては、指定福祉型障害児入所施設が、現に入所している者であつて、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）又は要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(I) 1,000単位

ロ 集中的支援加算(II) 500単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であつて、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

(1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。

(2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。

[8 同左]

[加える。]

[加える。]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が、他の指定通所支援（法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。第2の4の5において同じ。）を行う事業所、指定障害児入所施設（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。第2の4の5において同じ。）、指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

9 小規模グループケア加算

- イ 小規模グループケア加算(I) (障害児の数が4人から6人まで) 320単位
- ロ 小規模グループケア加算(II) (障害児の数が7人又は8人) 233単位
- ハ 小規模グループケア加算(III) (障害児の数が9人又は10人) 186単位

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、子ども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であつて、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であつて当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

- イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(I) 10単位
- ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(II) 5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 協力医療機関（指定入所基準第39条第1項に規定する協力医療機関をいう。以下同じ。）等との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

9 小規模グループケア加算

240単位

- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

2 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であつて当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（小規模グループケア加算が算定されている場合に限る。）に、更に当該障害児1人につき308単位を所定単位数に加算する。

[加える。]

(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診療の注11及び区分番号A001に掲げる再診療の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 新興感染症等施設療養加算 240単位

注 障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 380単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 189単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 988単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 454単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 415単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 380単位
 - (四) 181日目以降 345単位

- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 223単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 205単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 189単位
 - (四) 181日目以降 173単位

- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,190単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 1,084単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 988単位
 - (四) 181日目以降 891単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 137単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 962単位

ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 165単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 150単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 137単位
 - (四) 181日目以降 124単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,164単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 1,058単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 962単位
 - (四) 181日目以降 865単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 352単位
- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 175単位
- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 914単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 420単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 384単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 352単位
 - (四) 181日目以降 319単位

- (2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 206単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 190単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 175単位
 - (四) 181日目以降 160単位

- (3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,101単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 1,003単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 914単位
 - (四) 181日目以降 825単位

ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合 127単位
- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合 890単位

ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合

- (1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 153単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 139単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 127単位
 - (四) 181日目以降 115単位

- (2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
 - (一) 60日目まで 1,077単位
 - (二) 61日目以降90日目まで 979単位
 - (三) 91日目以降180日目まで 890単位
 - (四) 181日目以降 801単位

注1 指定医療型障害児入所施設（指定入所基準第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定発達支援医療機関（法第6条の2の第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 ロ又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の2 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第42条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第35条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3の4 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

1の2 ロ又は二については、法第24条の3第4項に規定する入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所施設給付費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数が別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別にこども家庭庁長官が定める割合

(2) 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

4 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでのいずれかに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） 165単位

(1) 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの

(一) 食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 6歳未満である者
- (2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者
- (3) 入所後1年未満である者

ハ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 強度行動障害児特別支援加算(I)

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合

390単位

(二) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者

(2) 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの

ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 6歳未満である者
- (2) 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者
- (3) 入所後1年未満である者

ハ 主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合 198単位

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者
- (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの(1)の(二)に規定する者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

5 注4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上(主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、2以上)の障害を有するもの(重症心身障害児を除く。)に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

5の2 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については700単位を加算する。

[加える。]

ロ 強度行動障害児特別支援加算Ⅲ

別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合

781単位

- 6 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

[2～3の2 略]

3の3 家族支援加算

イ 家族支援加算Ⅰ

- (1) 障害児の家族（障害児のきょうだいを含む。以下この3の3において同じ。）等の居宅を訪問して相談援助を行った場合
 - (一) 所要時間1時間以上の場合 300単位
 - (二) 所要時間1時間未満の場合 200単位
- (2) 指定医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関等において対面により相談援助を行った場合 100単位
- (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 80単位

ロ 家族支援加算Ⅱ

- (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 80単位
- (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 60単位

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、入所支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき2回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。ただし、4を算定しているときは、算定しない。

[加える。]

- 6 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。
- 8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。
- 9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

[2～3の2 同左]

[加える。]

[4 略]

4の2 移行支援関係機関連携加算

250単位

注 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、移行支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

4の3 体験利用支援加算（1日につき）

イ 体験利用支援加算(I)

700単位

ロ 体験利用支援加算(II)

500単位

注1 現に指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所している障害児であって、重症心身障害児、重度障害児又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が、現に入所している指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関を退所する予定日から遡って1年間において体験利用を行う場合に、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。）又は指定発達支援医療機関の職員が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援を行った場合に、1回につき3日以内（ロにあっては、5日以内）の期間について、2回を限度として所定単位数を加算する。

(1) 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供

(2) 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助

2 注1の体験利用は、次に掲げる加算に応じ、それぞれ次に定める活動とする。

(1) 体験利用支援加算(I) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）

(2) 体験利用支援加算(II) 障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（(1)に定めるものを除く。）

4の4 要支援児童加算

イ 要支援児童加算(I)

150単位

ロ 要支援児童加算(II)

150単位

注1 イについては、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、現に入所している者であって、要保護児童又は要支援児童であるものに対する指定入所支援について、児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（以下この注において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[4 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

4の5 集中的支援加算

- イ 集中的支援加算(I) 1,000単位
- ロ 集中的支援加算(II) 500単位

注1 イについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定医療型障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

2 ロについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関が、他の指定通所支援を行う事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関等から当該障害児を受け入れ、集中的な支援を実施した場合に、3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

5 小規模グループケア加算

- イ 小規模グループケア加算(I) (障害児の数が4人から6人まで) 320単位
- ロ 小規模グループケア加算(II) (障害児の数が7人又は8人) 233単位
- ハ 小規模グループケア加算(III) (障害児の数が9人又は10人) 186単位

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、こども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

[7・8 略]

[加える。]

5 小規模グループケア加算

240単位

- [加える。]
- [加える。]
- [加える。]

注 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

[7・8 同左]

新四條 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から10までにより算定する単位数に別に子ども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 〔1～9の3 略〕 10 福祉・介護職員等処遇改善加算 注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数</p> <p>2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数</p>	<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第二項第一号の規定に基づき、指定入所支援（同条第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児入所給付費単位数表第1の1（注5から注6までを除く。）、2及び4から12までにより算定する単位数に別に子ども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1の1（注5から注6までに限る。）及び3により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>〔二 同左〕</p> <p>別表 障害児入所給付費単位数表 第1 福祉型障害児入所施設 〔1～9の3 同左〕 10 福祉・介護職員処遇改善加算 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11及び12において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 〔加える。〕</p> <p>〔加える。〕</p>

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

[削る。]

[削る。]

第2 医療型障害児入所施設

[1～5 略]

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から9の3までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

12 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から9の3までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 医療型障害児入所施設

[1～5 同左]

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の191に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から5までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- 2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(注1の加算を算定しているものを除く。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から5までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から5までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から5までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から5までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から5までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から5までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から5までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から5までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

- イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
[加える。]

[加える。]

<p>〔削る。〕</p> <p>〔削る。〕</p>	<p><u>7</u> 福祉・介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数</p> <p><u>8</u> 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

(児童福祉法に基づき指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第五条 児童福祉法に基づき指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省令(第百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I) <u>2,201単位</u></p> <p>(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(II) <u>2,101単位</u></p> <p>(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(III) <u>2,016単位</u></p> <p>(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV) <u>1,866単位</u></p> <p>(5) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,766単位</u></p> <p>(6) 障害児支援利用援助費(II) 815単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,896単位</u></p> <p>(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II) <u>1,796単位</u></p> <p>(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III) <u>1,699単位</u></p> <p>(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV) <u>1,548単位</u></p> <p>(5) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,448単位</u></p> <p>(6) 継続障害児支援利用援助費(II) 662単位</p>	<p>別表</p> <p>障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I) <u>2,027単位</u></p> <p>(2) 機能強化型障害児支援利用援助費(II) <u>1,927単位</u></p> <p>(3) 機能強化型障害児支援利用援助費(III) <u>1,842単位</u></p> <p>(4) 機能強化型障害児支援利用援助費(IV) <u>1,792単位</u></p> <p>(5) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,692単位</u></p> <p>(6) 障害児支援利用援助費(II) 815単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,724単位</u></p> <p>(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(II) <u>1,624単位</u></p> <p>(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(III) <u>1,527単位</u></p> <p>(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(IV) <u>1,476単位</u></p> <p>(5) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,376単位</u></p> <p>(6) 継続障害児支援利用援助費(II) 662単位</p>

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

[(2)・(3) 略]

[2～4 略]

- 5 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 6 指定基準第20条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 7 指定基準第28条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 8 別に子ども家庭庁長官が定める地域（以下「特別地域」という。）に居住している障害児の保護者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、イの(1)機能強化型障害児支援利用援助費(I)若しくはイの(2)機能強化型障害児支援利用援助費(II)又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)若しくはロの(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネー

注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

- (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(IV)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。

[(2)・(3) 同左]

[2～4 同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

- 5 別に子ども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

[加える。]

ター（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

[2 略]

3 初回加算 500単位

注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等（指定基準第15条第2項第10号に規定するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。）を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 主任相談支援専門員配置加算(I) 300単位
- ロ 主任相談支援専門員配置加算(II) 100単位

2 主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13第1項に規定する指定自立生活援助をいう。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）、指定計画相談支援（指定基準第3条第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）その他のこれに類する職務に従事することができる。

[2 同左]

3 初回加算 500単位

注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。）を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。

4 主任相談支援専門員配置加算 100単位

注 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

5 入院時情報連携加算

注 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に子ども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)	300単位
ロ 入院時情報連携加算(II)	150単位

6 退院・退所加算

300単位

注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設（以下「刑事施設等」という。）に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。以下「宿泊施設等」という。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 保育・教育等移行支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

- (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援

5 入院時情報連携加算

注 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に子ども家庭庁長官が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算(I)	200単位
ロ 入院時情報連携加算(II)	100単位

6 退院・退所加算

200単位

注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 保育・教育等移行支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

- (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援

センター等] という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 150単位

(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

[(3) 略]

8 医療・保育・教育機関等連携加算

注1 指定障害児相談支援事業者が次の(1)から(3)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算する。

(1) 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）(障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。(3)、注2及び10の注において同じ。)の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合(障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。) 次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 指定障害児支援利用援助を行った場合 200単位

(二) 指定継続障害児支援利用援助を行った場合 300単位

(2) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロを算定する場合に限る。） 300単位

(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する場合に限る。） 150単位

2 注1の(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）

(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

センター等] という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 100単位

(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。） 300単位

[(3) 同左]

8 医療・保育・教育機関等連携加算 100単位

注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

9 集中支援加算

注1 指定障害児相談支援事業者が次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者（同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。）に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

300単位

(4) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロを算定する月を除く。）

300単位

(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

150単位

2 注1の(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び訪問看護ステーション等

(2) 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。）

10 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、8の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。

9 集中支援加算

注 指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算する。

(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(2) サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（1のイ又はロを算定する月を除く。）

(3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（1のイ若しくはロ、5のイ又は6を算定する月を除く。）

[加える。]

[加える。]

[加える。]

10 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

- 11 サービス提供時モニタリング加算 100単位
 注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問し（障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合）にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。
- 12 行動障害支援体制加算
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 イ 行動障害支援体制加算(I) 60単位
 ロ 行動障害支援体制加算(II) 30単位
- 13 要医療児者支援体制加算
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 イ 要医療児者支援体制加算(I) 60単位
 ロ 要医療児者支援体制加算(II) 30単位
- 14 精神障害者支援体制加算
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 イ 精神障害者支援体制加算(I) 60単位
 ロ 精神障害者支援体制加算(II) 30単位
- 14の2 高次脳機能障害支援体制加算
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 イ 高次脳機能障害支援体制加算(I) 60単位
 ロ 高次脳機能障害支援体制加算(II) 30単位
- [15 略]
- 16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（指定障害福

- 11 サービス提供時モニタリング加算 100単位
 注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。
- 12 行動障害支援体制加算 35単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。
 [加える。]
 [加える。]
- 13 要医療児者支援体制加算 35単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。
 [加える。]
 [加える。]
- 14 精神障害者支援体制加算 35単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。
 [加える。]
 [加える。]
 [加える。]
- [15 同左]
- 16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位
 注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（障害者の日

社サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 遠隔地訪問加算 300単位

注 障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、3の初回加算(注2に該当する場合に限る。)、5の入院時情報連携加算(注のイの入院時情報連携加算(1)を算定する場合に限る。)、6の退院・退所加算、7の保育・教育等移行支援加算(注の(2)に該当する場合に限る。)、8の医療・保育・教育機関等連携加算(注1の(1)及び(2)に該当する場合に限る。)又は9の集中支援加算(注1の(1)及び(4)に該当する場合に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。)に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位

注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

[加える。]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める額の一部改正)

第八条 児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める額(平成十八年厚生労働省令第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第二項第二号(同法第二十四条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づきこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる障害児入所医療を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第二項第二号(同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づきこども家庭庁長官が定める額は、次の各号に掲げる障害児入所医療を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として子ども家庭庁長官が定める費用の額の一部改正)
 第七条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として子ども家庭庁長官が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百六十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万五千五百円とする。	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額は、五万四千円とする。

(児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部改正)

第八条 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。)第二十七条の六第一項に基づき子ども家庭庁長官が定める方法により算定する額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。
 「一・二 略」

別表第二

入所給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二第四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二第四第三項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

附 則

令和九年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号ロ又は第四号」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二

入所給付決定保護者の区分	額
一 別表第一の一の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二第四第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
二 別表第一の二の項に掲げる者	入所給付決定保護者が受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二第四第二項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、当該額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

附 則

令和六年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七条の二第四号」とあるのは、「第二十七条の二第二号、第三号ロ又は第四号」とする。

第九條 (こども家庭庁長官が定める一単位の単価の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、これを加える。

改 正 後

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号。以下「指定通所基準」という。)第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)第一号に規定するこども家庭庁長官が定める一単位の単価(以下この号において「一単位の単価」という。)は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に於いて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

改 正 前

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)第一号に規定するこども家庭庁長官が定める一単位の単価(以下「一単位の単価」という。)は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に於いて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	支 援 の 種 類	割 合
一級地	児童発達支援 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)において行う場合	千分の千二百二十四
	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)又は基準該当児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において行う場合	千分の千五百二十二
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千二百二十
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千二百二十

地域区分	支 援 の 種 類	割 合
一級地	児童発達支援 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)において行う場合	千分の千二百二十四
	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)又は基準該当児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)において行う場合	千分の千五百二十二
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千二百二十
	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千二百二十

放課後等デイサービス

主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合

千分の千二百二十

医療型児童発達支援
(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)

主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合

千分の千

千分の千二百二十

四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十二	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四
四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十二	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十一	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四

四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児 を 通わせる場合又は主として 難聴児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	放課後等デイサービス （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千七十二	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四
四級地	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児 を 通わせる場合又は主として 難聴児を 通わせる場合	千分の千九十四	障害児相談支援 児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるもの（に限る。）において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千九十四	放課後等デイサービス （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場合	千分の千七十二	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千七十四

六級地		五級地	
児童発達支援 放課後等デイサービス	障害児相談支援	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援
	児童発達支援		児童発達支援
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	
主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	
主として重症心身障害児を 通わせる場合		主として重症心身障害児を 通わせる場合	
千分の千三十六		千分の千六十二	
千分の千三十七		千分の千六十二	
千分の千四十六		千分の千七十六	
千分の千三十六		千分の千七十六	

六級地		五級地	
児童発達支援 放課後等デイサービス	障害児相談支援	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援
	児童発達支援		児童発達支援
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	
主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児 を通わせる場合又は主として 難聴児を通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児 を通わせる場合又は主として 難聴児を通わせる場合	
主として重症心身障害児を 通わせる場合		主として重症心身障害児を 通わせる場合	
千分の千三十六		千分の千六十二	
千分の千三十七		千分の千六十二	
千分の千四十六		千分の千七十六	
千分の千三十六		千分の千七十六	

七級地	障害児相談支援	[略]	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合		千分の千四十六			
				児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。）において行う場合	千分の千三十六			
							指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	千分の千十九
								主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千二十三
放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	千分の千十八							
その他	[略]	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千		千分の千十九			

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七條第二項及び第四十三條又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五條第一項、第六條第一項及び第三十七條第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二條第一号及び第二号並びに第三十四條第八号に定めるところによる。

七級地	障害児相談支援	[同上]	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	主として重症心身障害児を 通わせる場合		千分の千三十六			
				児童発達支援	指定児童発達支援 事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。）において行う場合	千分の千十九			
							指定児童発達支援 事業所等において 行う場合	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	千分の千十八
								主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千二十三
医療型児童発達支援 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として重症心身障害児以 外の障害児を通わせる場合	千分の千							
その他	[同上]	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	千分の千		千分の千十九			

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七條第二項及び第四十三條又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五條第一項、第六條第一項及び第三十七條第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二條第一号及び第二号並びに第三十四條第八号に定めるところによる。

一の二 指定通所基準第二号イに規定することも家庭庁長官が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所が所在する地域区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	割合
一級地	千分の千二百二十四
二級地	千分の千九十九
三級地	千分の千九十三
四級地	千分の千七十四
五級地	千分の千六十二
六級地	千分の千三十七
七級地	千分の千十九
その他	千分の千

一の三 指定通所基準第二号ロに規定することも家庭庁長官が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所が所在する地域区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	割合
一級地	千分の千百五十二
二級地	千分の千百二十二
三級地	千分の千百十四
四級地	千分の千九十一
五級地	千分の千七十六
六級地	千分の千四十六
七級地	千分の千二十三
その他	千分の千

二 前三号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

一級地	東京都	特別区
地域区分	都道府県	地域

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

一級地	東京都	特別区
地域区分	都道府県	地域

滋賀県		愛知県		神奈川県		千葉県		埼玉県		茨城県		大阪府		東京都		神奈川県		東京都			
大津市、草津市、栗東市		西尾市、知立市、豊明市、みよし市		平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町		市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、栄町		川口市、東松山市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三芳町		水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市、かずみがうら市		豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市		相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市		立川市、昭島市、東大和市		船橋市、習志野市、袖ヶ浦市、印西市		調布市、町田市、狛江市、多摩市	
滋賀県		愛知県		神奈川県		千葉県		埼玉県		茨城県		大阪府		東京都		神奈川県		東京都			
大津市、草津市、栗東市		西尾市、知立市、豊明市、みよし市		平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町		市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、栄町		川口市、東松山市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三芳町		水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市、かずみがうら市		豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、四條畷市		相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦市、海老名市		立川市、昭島市、東大和市		船橋市、習志野市、袖ヶ浦市、印西市		調布市、町田市、狛江市、多摩市	

滋賀県		愛知県		神奈川県		千葉県		埼玉県		茨城県		大阪府		東京都		神奈川県		東京都			
大津市、草津市		西尾市、みよし市		横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町		市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市、栄町		新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町		水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市		豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市		相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市		立川市、昭島市、東大和市		船橋市、習志野市、八千代市、浦安市		袖ヶ浦市、印西市	
滋賀県		愛知県		神奈川県		千葉県		埼玉県		茨城県		大阪府		東京都		神奈川県		東京都			
大津市、草津市		西尾市、みよし市		横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町		市川市、松戸市、佐倉市、市原市、四街道市、栄町		新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町		水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、取手市、つくば市、守谷市		豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市		相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市、海老名市		立川市、昭島市、東大和市		船橋市、習志野市、八千代市、浦安市		袖ヶ浦市、印西市	

七級地	茨城県 〔略〕	福岡県 〔略〕	奈良県 〔略〕	京都府 〔略〕	滋賀県 〔略〕	愛知県 〔略〕	神奈川県 〔略〕	千葉県 〔略〕	埼玉県 〔略〕	栃木県 〔略〕	京都府 〔略〕	京都府
												京都市、長岡京市
	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、東海村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、粕屋町	奈良市、大和郡山市、生駒市	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町	彦根市、守山市、甲賀市	岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、江南市、稲沢市、大府市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村	秦野市、大磯町、二宮町、中井町、清川村	木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町	宇都宮市、野木町		

七級地	茨城県 〔同上〕	福岡県 〔同上〕	奈良県 〔同上〕	京都府 〔同上〕	滋賀県 〔同上〕	愛知県 〔同上〕	神奈川県 〔同上〕	千葉県 〔同上〕	埼玉県 〔同上〕	栃木県 〔同上〕	京都府 〔同上〕	京都府
												京都市
	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かずみがうら市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村	野田市、茂原市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町	宇都宮市、下野市、野木町		

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕	〔略〕	福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市	〔略〕	広島県 呉市、三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町	〔略〕	奈良県 大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	兵庫県 姫路市、加古川市、三木市、高砂市	滋賀県 長浜市、近江八幡市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、竜王町	三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	愛知県 豊橋市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	〔略〕	山梨県 甲府市、南部町	〔略〕	神奈川県 南足柄市、山北町、箱根町	千葉県 東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町	〔略〕	群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町
〔同上〕	〔同上〕	福岡県 北九州市、飯塚市、筑紫野市、那珂川市	〔同上〕	広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町	〔同上〕	奈良県 天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	兵庫県 姫路市、加古川市、三木市	滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、城陽市、大山崎町、久御山町	三重県 名張市、いなべ市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、知多市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、小山町、川根本町、森町	〔同上〕	山梨県 甲府市	〔同上〕	神奈川県 山北町、箱根町	千葉県 木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、長柄町、長南町	〔同上〕	群馬県 前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町	栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町

第十條 指定障害児相談支援の提供に当たれる者として子ども家庭庁長官が定めるもの(一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たれる者として子ども家庭庁長官が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業(以下「旧障害児相談支援事業」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)の従事者</p> <p>(二) 略</p> <p>ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業、同項に規定する特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(三) 略</p> <p>(四) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第二項に規定する介護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たれる者として子ども家庭庁長官が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)の従事者</p> <p>(二) 同上</p> <p>ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(三) 同上</p> <p>(四) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第二項に規定する介護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)</p>

「八〇八 略」
ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の第二項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する相談支援の業務その他これらに準ずる業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているもの）をいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

「イホ 略」

「三・四 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額としてこども家庭庁長官が定める額の一部改正）
第十一条 児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額としてこども家庭庁長官が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>令和九年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>令和六年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号から第四号まで」とする。</p>

「八〇八 同上」
ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の第二項に規定する障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているもの）をいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の別表に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

「イホ 同上」

「三・四 同上」

第十二条 (障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として) 次も家庭庁長官が定めるものの一部改正)
 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として次も家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として次も家庭庁長官が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間から八の期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつホの期間が通過して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。</p> <p>イ 次の(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)第五十八条第一項に規定する一般相談支援事業、同項に規定する特定相談支援事業、児童福祉法第六十二条の二第六項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六十二条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条第四項に規定する居宅介護支援事業(以下「居宅介護支援事業」という。)、同法第八十二条第四項に規定する介護予防支援事業(以下「介護予防支援事業」という。)その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、児童福祉法第四十四条の二第二項に規定する児童家庭支援センター(以下「児童家庭支援センター」という。)、同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター(以下「里親支援センター」という。)、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として次も家庭庁長官が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は第一号及び第二号に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 次のイ及びロの期間を通過した期間が五年以上かつ当該期間から八の期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者、二の期間を通過した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上である者又はイ、ロ及び二の期間を通過した期間からハ及びホの期間を通過した期間を除いた期間が三年以上かつホの期間が通過して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。</p> <p>イ 次の(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六十二条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和二十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、児童福祉法第四十四条の二第二項に規定する児童家庭支援センター(以下「児童家庭支援センター」という。)、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成二十九年法律第二十三号）第八十二条第二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第四十六条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

〔4〕〔6〕 略

□ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）、が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第二項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又は居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従業者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設

(3) 障害児入所施設、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）、同法第四十一条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設（以下「児童心理治療施設」という。）、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）及び同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）、介護保険法（平成二十九年法律第二十三号）第八十二条第二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、及び同条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、同法第四十六条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

〔4〕〔6〕 同上

□ 次の(1)から(5)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(1)、(3)若しくは(4)に規定する施設、(2)に規定する事業を行う場所又は(5)に規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）、設備運営基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）、が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) 障害児入所施設、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第二項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であつて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者

ハ 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる事業に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業

設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

【二・ホ 略】

へ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三）第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）、児童発達支援管理責任者、管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事しているロに定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通過して二年以上従事していたロに定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事しているロに定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、ロに定める児童発達支援管理

の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

【二・ホ 同上】

へ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

二 次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修（指定通所支援（児童福祉法第二十一条の五の三）第一項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。）又は指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二に定める指定入所支援をいう。以下同じ。）の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第二号イ(3)に規定するサービス管理責任者をいう。以下同じ。）、児童発達支援管理責任者、管理者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等の管理者又は児童福祉法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。）の管理者をいう。以下同じ。）若しくは相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として現に従事しているロに定める実践研修修了者又は児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通過して二年以上従事していたロに定める実践研修修了者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事しているロに定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「更新研修修了者」という。）であること。ただし、ロに定める児童発達支援管理

責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

「イ 略」

ロ 次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であつて、児童発達支援管理責任者実践研修(指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「実践研修修了者」という。)であること。

〔1〕 略

(2) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第五項まで(指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第六十二条、第六十二条の五、第六十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百十三條において準用する場合を含む。)、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第五項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第五項まで(障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。))第二十七条第二項から第四項まで(指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の九条において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。))第二十一条第二項から第四項まで(指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する業務に従事したものであること。

〔3〕 略

〔三・四 略〕

五 第二号柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた実践研修修了者又は第三号に定める期日までに更新研修修了者とならなかつた旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、基礎研修修了者とみなし、第二号の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となつたものとする。

六 児童発達支援管理責任者(児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者)が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項及び第六十三条第一項、指定通所支援基準第

責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次のイ及びロに掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

「イ 同上」

ロ 次の(1)、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たしている者であつて、児童発達支援管理責任者実践研修(指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「実践研修修了者」という。)であること。

〔1〕 同上

(2) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間において通算して六月以上、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで(指定障害福祉サービス基準第九十三条、第九十三条の五、第六十二条、第六十二条の四、第六十一条、第七十一条の四、第八十四条、第九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百十三條において準用する場合を含む。)、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで(障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。若しくは障害者支援施設基準第十八条第二項から第五項まで又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。))第二十七条第二項から第四項まで(指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の九条において準用する場合を含む。以下同じ。若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。))第二十一条第二項から第四項まで(指定障害児入所施設等基準第五十七条において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する業務に従事したものであること。

〔3〕 同上

〔三・四 同上〕

五 第二号柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかつた実践研修修了者又は第三号に定める期日までに更新研修修了者とならなかつた旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、第二号の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となつたものとする。

六 児童発達支援管理責任者(児童発達支援管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならぬ場合にあつては、常勤の児童発達支援管理責任者)が配置されている障害児通所支援事業所等においては、指定通所支援基準第二十七条第二項から第四項まで及び指定障害児入所施設等基準第二十一条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することみなすことにより、設備運営基準第四十九条第一項、第五十八条第一項、第六十三条第一項、第四項及び第七項並び

五条第一項第二号及び第四項第五号、第六条第一項第五号、第五十四条の六第一項第二号、第六十六条第一項第二号及び第四項第五号、第七十一条の三第一項第二号、第七十一条の八第一項第二号並びに第七十三条第一項第二号並びに指定障害児入所施設等基準第四条第一項第六号及び第五十二条第一項第五号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

〔七〇九 略〕
〔表 略〕

〔削る。〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第十三条 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

区分	障害福祉の動向に関する講義	一	時間数
	講義・サービス提供の自己検証に関する演習	五	
演習	サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	七	計
	合	十三	

（注）平成三十六年三月三十一日までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

別表第四
〔七〇九 同上〕

改正後

一 適正な手続の確保
指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

改正前

一 適正な手続の確保
指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所のうち児童発達支援センターであるものに限る。以下同じ。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）及び指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供及び光熱水費に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

〔口・ハ 略〕

〔口・ハ 同上〕

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料
 イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

基本とする。ただし、指定児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号、第三号口、第四号口、第五号又は第六号に掲げるもの（同号にあっては、同号の規定による市町村民税世帯非課税者若しくは通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（児童福祉法施行令第二十四条第二号、第三号口、第四号口及び第五号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が二十八万円未満であるものに限る。）については、食材料費に相当する額とすること。

〔口略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき）**第十四条** 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注8に規定することも家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。〔一〕十略）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注8に規定することも家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 〔一〕十略	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表1の障害児相談支援費の注5に規定することも家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。 〔一〕十 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

（子ども家庭庁長官が定める施設基準の一部改正）

第十五条 子ども家庭庁長官が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の子ども家庭庁長官が定める施設基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注1の子ども家庭庁長官が定める施設基準

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料
 イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

基本とする。ただし、指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所に通う障害児に係る通所給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号、第三号口、第四号口、第五号又は第六号に掲げるもの（同号にあっては、同号の規定による市町村民税世帯非課税者若しくは通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（児童福祉法施行令第二十四条第二号、第三号口、第四号口及び第五号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が二十八万円未満であるものに限る。）については、食材料費に相当する額とすること。

〔口 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイ(1)の四、(2)の四及び(3)の四を除く。を算定すべき指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。))第五条第五項及び第六条第六項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕略

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のイの(一)、(2)の(一)及び(3)の(一)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)、(2)の(二)及び(3)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)、(2)の(三)及び(3)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)の四、(2)の四及び(3)の四を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)の(一)のa、b及びc、(2)の(一)のa、b及びc並びに(3)の(一)のa、b及びcを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であつて、かつ、(4)に該当すること。

〔1〕(3)略

(4) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)の(一)のa、(2)の(一)のa及び(3)の(一)のaを算定する障害児の数、同ロの(1)の(二)のb、(2)の(二)のb及び(3)の(二)のbを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(1)の(三)のc、(2)の(三)のc及び(3)の(三)のcを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

イ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。))第五条第五項及び第六条第七項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。の施設基準 次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕同上

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のイの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)を算定する障害児の数、同ロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ニ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

ハの(1)の基準を満たしていること。

ホ 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員等並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であつて、かつ、(4)に該当すること。

〔1〕(3)同上

(4) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(一)を算定する障害児の数、同二の(1)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同二の(1)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のd、(2)の(1)のd及び(3)の(1)のdを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
ハ 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のa、b及びc、(2)の(1)のa、b及びc並びに(3)の(1)のa、b及びcを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕略

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のa、(2)の(1)のa及び(3)の(1)のaを算定する障害児の数、同ロの(1)のb、(2)の(1)のb及び(3)の(1)のbを算定する障害児の数を二で除して得た数及び同ロの(1)のc、(2)の(1)のc及び(3)の(1)のcを算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1のロの(1)のd、(2)の(1)のd及び(3)の(1)のdを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五条第四項の基準を満たしていること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のホの(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ)の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のホの(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という)の項目の欄に規定するい

ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
ハ 通所給付費等単位数表第1の1の二の(1)の(1)及び(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

〔1〕同上

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第1の1の二の(2)の(1)を算定する障害児の数、同二の(2)の(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同二の(2)の(2)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

二 通所給付費等単位数表第1の1の二の(2)の(2)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。

ホ 通所給付費等単位数表第1の1のホを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のト(1)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ)の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のト(2)を算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という)の項目の欄に

ずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

〔2〕略

口 通所給付費等単位数表第1の1の注10の口を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

〔2〕略

四 通所給付費等単位数表第1の8の4の注1のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加えて、言語聴覚士を配置していること。

ロ 聴力検査室を有すること。

四の二 通所給付費等単位数表第1の9の2の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハのいずれにも該当すること。

- イ 入浴支援加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。
- ロ 障害児の障害の特性、身体の状態等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。

規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）のそれぞれのスコア（当該重症心身障害児のスコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算したものをいう。以下同じ。）を合算した点数が四十点以上であること。

〔2〕同上

口 通所給付費等単位数表第1の1の注10の口を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

〔2〕同上

四 通所給付費等単位数表第1の8の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者（以下「理学療法士等」という。）を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1の二の(1)、(2)若しくは(3)又は1の二の(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定する指定児童発達支援事業所にあつては看護職員を除き、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。
- ロ 心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

〔号を加える。〕

ハ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

四の三 通所給付費等単位数表第1の11の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあつては、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）を含む。）を一以上配置していること。

四の四 通所給付費等単位数表第1の11の注1の3のことも家庭庁長官が定める施設基準
前号のロに該当すること。

四の五 通所給付費等単位数表第1の11の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の三のイ又はロのいずれかに該当すること。

四の六 通所給付費等単位数表第1の11の注3のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の三のロに該当すること。

四の七 通所給付費等単位数表第1の12の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準
次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 児童発達支援計画（指定通所基準第二十七第一項に規定する児童発達支援計画をいう。）に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が五時間である障害児を受け入れることとしていること。

ロ 指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が六時間以上であること。

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

五 通所給付費等単位数表第1の12の注3のことも家庭庁長官が定める施設基準
次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「イ・ロ 略」

ハ 延長支援を行う時間帯に職員を二（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が十を超える場合にあっては、二に、当該障害児の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数）以上配置していること。このうち、一以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。

六及び七 削除

四の二 通所給付費等単位数表第1の11の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

五 通所給付費等単位数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める施設基準
次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「イ・ロ 同上」

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

六 通所給付費等単位数表第2の7の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。
イ 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1から注1の3まで及び注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(二)及び(三)、(2)の(一)、(二)及び(三)並びに(3)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六條第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六條第一項の基準を満たしていること。
- (2) 指定通所基準第六十六條第四項の基準を満たしていること。
- (3) 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の見数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(2)の(一)及び(3)の(一)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)、(2)の(二)及び(3)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)、(2)の(三)及び(3)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(四)、(2)の(四)及び(3)の(四)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(2)の基準を満たしていること。

「削る。」

「削る。」

「削る。」

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

六の二 通所給付費等単位数表第2の7の2の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を一以上配置していること。

七 通所給付費等単位数表第2の9の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第六十三條に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ 八時間以上の営業時間の前後の時間において、医療型児童発達支援を行うこと。

ハ 指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を一以上配置していること。

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)、(二)及び(三)並びにロの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六條第五項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。

- (1) 指定通所基準第六十六條第一項の基準を満たしていること。
- (2) 指定通所基準第六十六條第四項の基準を満たしていること。
- (3) 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の見数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(一)又はロの(1)を算定する障害児の数、同イの(1)の(二)又はロの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(1)の(三)又はロの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(1)の(四)及びロの(4)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

イの(1)又は(2)の基準を満たしていること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(一)、(二)及び(三)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

① 指定通所基準第六十六條第一項の基準を満たしていること。

② 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

③ 当該指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき看護職員の見数の総数が、おおむね通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(一)を算定する障害児の数、同イの(2)の(二)を算定する障害児の数を二で除して得た数及び同イの(2)の(三)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

「削る。」

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の4及び注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の5及び注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の(2)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2) 略

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) 略

十 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。又は共生型放課後等デイサービス事業(指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービス事業をいう)を行う事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

二 通所給付費等単位数表第3の1のイの(2)の(四)を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

ハの(1)及び(2)の基準を満たしていること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の2及び注2の2のことも家庭庁長官が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の3及び注2の3のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(1)を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のホの(2)を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれスコアを合算した点数が四十点以上であること。

(2) 同上

ロ 通所給付費等単位数表第3の1の注9のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれスコアを合算した点数が七十二点以上であること。

(2) 同上

十 通所給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

十二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2 経過的障害児通所給付費等単位数数表(以下「経過的障害児通所給付費等単位数数表」という。)第1の1の主として難聴児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の1のイの(1)、(2)及び(3)、ロの(1)、(2)及び(3)並びにハの(1)、(2)及び(3)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第五号。以下「一部改正府令」という。)附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号イに規定する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域(限定保育士)並びに一部改正府令第二条による改正前の指定通所基準第六条第四項第一号に規定する言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は四以上であること。

(2) 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の1のイの(1)、ロの(1)及びハの(1)を算定する障害児の数、同イの(2)、ロの(2)及びハの(2)を算定する障害児の数を二で除して得た数並びに同イの(3)、ロの(3)及びハの(3)を算定する障害児の数を三で除して得た数を合計した数以上であること。

ロ 経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の1のイの(4)、ロの(4)及びハの(4)を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準
イの(1)の基準を満たしていること。

十二の二 経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の10の注のことも家庭庁長官が定める施設基準
次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士を配置していること。
ロ 聴力検査室を有すること。

十二の三 経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の二の規定を準用する。

十二の四 経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の14の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の五の規定を準用する。

十二の五 経過的障害児通所給付費等単位数数表第1の14の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準
第四号の六の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(二)の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所(指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。)にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域(限定保育士)若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービスマネジメント管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(2) 障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

十二の二 通所給付費等単位数数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2のことも家庭庁長官が定める施設基準
前号の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の六 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の15の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の七の規定を準用する。

十二の七 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

一部改正府令附則第四条の規定により当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき児童指導員又は保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号ロに規定する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）並びに看護職員及び機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を四で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ一以上であること。

十二の八 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

第三号のイの規定を準用する。

ロ 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の1の注10のロを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

第三号のロの規定を準用する。

十二の九 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の12の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の十 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の十一 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

十二の十二 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の15の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十三 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の11の注のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の二の規定を準用する。

十二の十四 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の12の注1のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の五の規定を準用する。

十二の十五 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の12の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第四号の六の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の十六 経過的障害児通所給付費等単位数表第2の14の注のこども家庭庁長官が定める施設基準

第五号の規定を準用する。

十二の十七 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費等単位数表（以下「入所給付費等単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注4のこども家庭庁長官が定める施設基準

専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に三年以上従事していた者に限る。）を一以上配置していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

〔2〕(8) 略

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のロの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(イ)から(オ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(オ)まで、(イ)及び(ロ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 略

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5のこども家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準）のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であつて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部屋並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。

〔2〕(8) 同上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のロの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児入所棟」という。）であつて、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次の(イ)から(オ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(オ)まで、(イ)及び(ロ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 同上

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯室、看護師話所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 略

〔二〕 略

〔十三の二 略〕

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が八人以下の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二以上。

(2) 加算対象児の数が九人以上の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

〔八 略〕

二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する指定福祉型障害児入所施設にあつては、従業者のうち中核的支援人材養成研修（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）別表に定める内容以上の研修（令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ）の園法（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ）の園が設置する施設が行う研修に限る。）をいう。の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、ハに定める支援計画シート等の作成に係る助言を行うこと。

ホ 心理担当職員を一以上配置すること。

ヘ 加算対象児の居室は、原則として個室とし、日常生活の支援において、自傷行為（自身を傷つける行為をいう。）、他害行為（他人に害を及ぼす行為をいう。）、及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する状態の際に一時的に落ち着くことができる空間を設けてい

る。

(二) 浴室（水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。）、機能訓練・遊戯訓練室、看護師話所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 同上

〔二〕 同上

〔十三の二 同上〕

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のこども家庭庁長官が定める施設基準

次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下この号において同じ。）の職務に月に一回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を一以上配置すること。

ロ 指定入所基準第四条第一項第一号、第二号のイ、第三号のイの(1)及び第四号から第六号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が四人以下の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二以上。

(2) 加算対象児の数が五人以上の指定福祉型障害児入所施設にあつては、二に、障害児の数が四を超えてその端数を増すごとに一を加えて得た数以上。

〔八 同上〕

〔加える。〕

二 心理指導担当職員を一以上配置すること。

ホ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、二人用居室として差し支えないものとする。

ヘ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイから二までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

〔十五の二・十六 略〕

十六の二 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 心理担当職員(障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。)を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

〔十七 略〕

十七の二 入所給付費単位数表第1の9の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア(以下「サテライト型小規模グループケア」という。)の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を三以上配置し、そのうち一以上は専任であること。

〔ロ・ホ 略〕

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設(指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準(入所給付費単位数表第2の5の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準)のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児(以下「重度障害児」という。)が入所する建物(以下この号において「重度障害児病棟」という。)であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、支援室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の支援にあたる職員の職務に要

十五 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注9のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイから二までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定入所基準第四条第一項に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が五人以上いること。

〔十五の二・十六 同上〕

〔号を加える。〕

〔十七 同上〕

十七の二 入所給付費単位数表第1の9の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからホまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第四条に定める従業者の員数に加えて、入所給付費単位数表第1の9の注2に規定する障害児を入所させるための設備等を有する建物における小規模グループケア(以下「サテライト型小規模グループケア」という。)の各単位において、専任の児童指導員又は保育士を二以上配置すること。

〔ロ・ホ 同上〕

十八 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4のことも家庭庁長官が定める施設基準

イ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設(指定入所基準第二条第二号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準(入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(1)から(3)まで、(5)及び(7)に掲げる基準)のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のイ又はロの規定に該当する障害児(以下「重度障害児」という。)が入所する建物(以下この号において「重度障害児病棟」という。)であつて、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務

する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けなければならないこととする。

〔2〕(8) 略

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(イ)から(ナ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第2の5の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(ナ)まで、(ハ)及び(ニ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 略

(一) 浴室、機能訓練・遊戯室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 略

〔2〕 略

〔十八の二・十八の三 略〕

十八の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理支援が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

〔十九・十九の二 略〕

十九の三 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のことも家庭庁長官が定める施設基準

第十六号の二の規定を準用する。

〔二十 略〕

に要する部屋並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建物の設備を使用することができる場合には設けなければならないこととする。

〔2〕(8) 同上

ロ 入所給付費単位数表第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定すべき主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 入所給付費単位数表第2の1の注4のハの規定に該当する肢体不自由児（以下この号において「重度肢体不自由児」という。）が入所する建物（以下「重度肢体不自由児病棟」という。）であつて、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次の(イ)から(ナ)までに掲げる基準（入所給付費単位数表第1の9の小規模グループケア加算を算定している事業所にあつては、(イ)から(ナ)まで、(ハ)及び(ニ)に掲げる基準）のいずれにも該当すること。

〔イ〕 同上

(一) 浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。

〔三〕(十) 同上

〔2〕 同上

〔十八の二・十八の三 同上〕

十八の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注7のことも家庭庁長官が定める施設基準

次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定入所基準第五十二条第一項に定める従業員の員数に加えて、心理指導担当職員を一以上配置していること。

ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

ニ 心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所が認めた障害児が五人以上いること。

〔十九・十九の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二十 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十六条 (こども家庭庁長官が定める児童等の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。第1の1の注7のこども家庭庁長官が定める基準)</p> <p>イ 中核機能強化加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。第四条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。))が行われていること。</p> <p>(一) 児童発達支援センター(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。))第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。))の所在する市町村(以下この号において単に「市町村」という。))により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。</p> <p>(二) 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十八年法律第百二十三号)第八十九条の三第一項に規定する協議会をいう。次号において同じ。))に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。</p> <p>(三) 高度の専門的な知識及び経験に基づき、障害児の幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。</p> <p>(四) 地域の障害児通所支援事業所(法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。))と定期的に情報共有の機会を設けること、障害児の状況及びその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援等に関する研修会を開催することその他の取組により、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携体制を確保していること。</p> <p>(五) 保育所等訪問支援(法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。))に係る指定保育所等訪問支援事業者(指定通所基準第七十三条に規定する指定保育所等訪問支援事業者をいう。))の指定を併せて受けた上で保育所等訪問支援を行うこと、地域の保育所、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。))をいう。その他の障害児が日常的に通う施設(以下この号において「保育所等」という。))に対して障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する助言援助等の支援を行うことを通じて地域の保育所等への移行を推進することその他の取組により、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。))の推進体制を確保していること。</p> <p>(六) 障害児相談支援事業者の指定(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定をいう。))を併せて受けた上で障害児相談支援(法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。))を行うこと、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供することその他の取組により、発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。</p>	<p>「号を加える。」</p>

- (七) 地域の障害児に対する支援体制の状況及び(二)から(六)までに規定する体制の確保に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。
- (八) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者及び通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）以外の者による評価を受けていること。
- (九) 当該指定児童発達支援事業所の従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、一年に一回以上研修（外部における研修を含む。）を実施していること。
- (2) 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る。以下同じ。）として配置された日以後、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して五年以上の者（以下この号及び次号において「中核機能強化職員」という。）を常勤かつ専任で一以上配置していること。
- (3) 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として高度の専門的な知識及び経験に基づき障害児及びその家族等に対する専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で一以上配置していること。
- (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員並びに三年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する保育士及び児童指導員を配置し、これらの者が連携して指定障害児通所支援が行われていること。
- ロ 中核機能強化加算(Ⅱ)
- イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)及び(3)に適合すること。
- ハ 中核機能強化加算(Ⅲ)
- イの(1)の(一)から(九)までのいずれにも適合し、かつ、イの(2)又は(3)に適合すること。
- 一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注7の2のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。
- (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）の所在する市町村（以下この号において単に「市町村」という。）により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。

〔号を加える。〕

- (2) 市町村と定期的な情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。
- (3) 高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。
- (4) 地域の障害児に対する支援体制の状況並びに(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を一年に一回以上公表していること。
- (5) おおむね一年に一回以上、指定通所基準第二十六条第六項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。

ロ 児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主としてイの(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。

一の三 通所給付費等単位数表第1の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

次のいずれかに該当する者
イ 心理担当職員

「ロ 略」

ハ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たるとしてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「基礎研修修了者」という。）

一の四 通所給付費等単位数表第1の1の注9のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
前号のイ又はロのいずれかに該当する者

一の五 通所給付費等単位数表第1の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
イ 食事提供加算(1)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

「ロ 同上」
「加える。」

一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護の提供に当たるとしてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
「号を加える。」

(2) 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

(3) 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。

(4) 食事提供を行った場合には障害児ごとの摂食量に関する記録をしていること。

(5) 食事提供を行った障害児ごとの身長、体重その他の身体の成長に関する事項を記録すること。

(6) 当該事業所における食事提供を活用した食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。

(7) 通所給付決定保護者の求めに応じて、食事又は栄養に関する相談援助を行うこと。

ロ 食事提供加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の指導及び助言を行うこと。

(2) 障害児の家族等に対して、年に一回以上食事又は栄養に関する研修を計画的に実施していること。

(3) イの(2)から(7)までの基準のいずれにも適合していること。

一の六 通所給付費等単位数表第1の8の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 専門的支援実施加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（指定通所基準第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五及び指定通所基準第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、理学療法士等（通所給付費等単位数表第1の1の注9に規定する理学療法士等をいう。）が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であつて心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下この号において「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。

ロ 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。

ハ 専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

一の七 略

一の八 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

一の三 通所給付費等単位数表第1の8の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る児童発達支援計画（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第二十七条第一項（指定通所基準第五十四条の五において準用する場合を含む。）に規定する児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たつて、加算対象児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二の第二項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

一の四 同上

一の五 通所給付費等単位数表第1の8の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護の提供に当たる者としてことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「実践研修修了者」という。)を一以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。

ロ イに規定する支援計画シート等に基づいた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行うこと。

一の九 通所給付費等単位数表第一の八の三の注一のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

一の十 通所給付費等単位数表第一の八の四の注一のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が難聴児のうち人工内耳を装着している障害児(以下この号及び次号において「人工内耳装用児」という。)の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関(次号において単に「関係機関」という。)に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

ニ 関係機関に対して、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。

一の十一 通所給付費等単位数表第一の八の四の注二のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を児童発達支援計画に位置づけた上で指定児童発達支援を行うこと。

ロ 人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上で指定児童発達支援を行うこと。

ハ 関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。

一の十二 通所給付費等単位数表第一の九の二の注のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、児童発達支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。

ロ 加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。

「加える。」

「加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

一の六 通所給付費等単位数表第一の九の注一のことも家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある児童

児童の年齢及び次の表の項目の区分に応じ、次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた障害児

イ 四歳未満であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、二以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当する障害児

ロ 三歳以上であつて、次の表の食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、一以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、一以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に一回以上支援が必要の区分に該当する障害児

「表略」

一の十三 通所給付費等単位数表第1の12の3の注のこども家庭庁長官が定める基準
イ 事業所間連携加算(1)

(1) コア連携事業所(市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている指定児童発達支援事業所等(指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ)をいう。以下同じ)であること。

(2) コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に指定児童発達支援等(指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援をいう。)をいう。以下同じ)を行っているコア連携事業所以外の指定発達支援事業所等(以下この号において「その他事業所」という。)との間で加算対象児の指定児童発達支援等の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の児童発達支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者(法第二十一条の五の七第五項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者をいう。以下この号において同じ)に対して共有すること。

(3) コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る児童発達支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。

(4) コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、(2)に規定する会議の内容及びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。

(5) (2)に規定する会議の内容及びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

ロ 事業所間連携加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。

(2) 加算対象児に係る児童発達支援計画をコア連携事業所に共有すること。

(3) (1)に規定する会議の内容及びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の児童発達支援計画を見直すこと。

二 通所給付費等単位数表第1の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方

〔号を加える。〕

二 通所給付費等単位数表第1の13の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) 指定児童発達支援事業所等(指定通所基準第五條第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう)又は基準該当児童発達支援事業

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定児童発達支援事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

〔5〕(7) 略

- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

〔ロ〕ハ 略

三 通所給付費等単位数表第1の14の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が月額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔削る。〕

所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

〔5〕(7) 同上

- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。

〔ロ〕ハ 同上

三 通所給付費等単位数表第1の14の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

- (ロ) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔2〕(8) 略

〔口〕略

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等
ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについ
て賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当
の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じ
ていくこと。

〔口〕(8) 略

四及び五 削除

年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定
見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限
りではないこと。

〔二〕 当該指定児童発達支援事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に
要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）
及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善
に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

〔三〕 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員
のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均
が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金
改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の
職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経
験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により
専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りでは
ないこと。

〔四〕 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後
の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

〔2〕(8) 同上

〔口〕同上

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等
ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについ
て賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当
の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じて
いくこと。

〔口〕(8) 同上

四 通所給付費等単位数表第2の7の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定医療型
児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る医
療型児童発達支援計画（指定通所基準第六十四条において準用する指定通所基準第二十七条
第一項に規定する医療型児童発達支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要
な日常生活動作に係る訓練、言語訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特
別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行
うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生
活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行
うこと。

六 通所給付費等単位数表第3の1の注6の5のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の二の規定を準用する。

〔削る。〕

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門
職員

第一号の四の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官が定める基準

第一号の六の規定を準用する。

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強
度の行動障害を有する児童

第一号の七の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれ
ぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げ
る点数以上であると市町村が認めた就学児

イ 強度行動障害児支援加算(I)を算定する場合 二十点以上

ロ 強度行動障害児支援加算(II)を算定する場合 三十点以上

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加
算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意
を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

四の二 通所給付費等単位数表第2の8の注1のことも家庭庁長官が定める基準に適合する心身
の状態にある児童

第一号の六の規定を準用する。

五 通所給付費等単位数表第2の10の注のことも家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

六 通所給付費等単位数表第2の11の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

六の二 通所給付費等単位数表第2の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の二の規定を準用する。

七 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注7のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の二の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の6の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後
等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放
課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指
定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算
対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画
（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適
切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ 特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生
活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行
うこと。

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加
算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意
を得ること。

二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強
度の行動障害を有する児童

第一号の四の規定を準用する。

〔加える。〕

〔加える。〕

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のこども家庭庁長官が定める基準

イ 強度行動障害児支援加算(1)

第一号の八の規定を準用する。

ロ 強度行動障害児支援加算(II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 中核的支援人材養成研修(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号)別表に定める内容以上の研修(令和九年三月三十一日までの間においては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設が行う研修に限る。)をいう。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「中核的支援人材養成研修修了者」という。)を一以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。
- (2) (1)に規定する支援計画シート等に基づいて指定放課後等デイサービス(指定通所基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)又は共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行うこと。

八の三の二 通所給付費等単位数表第3の6の3の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の七の規定を準用する。

八の三の三 通所給付費等単位数表第3の6の4の注のこども家庭庁長官が定める基準

第一号の十一の規定を準用する。

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

〔表略〕

八の四の二 通所給付費等単位数表第3の7の注1の2のこども家庭庁長官が定める基準

基礎研修修了者が指定放課後等デイサービスを行うこと。

八の四の三 通所給付費等単位数表第3の7の注1の3のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要であると市町村が認めた児童

八の三 通所給付費等単位数表第3の6の2の注のこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

第一号の五の規定を準用する。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八の四 通所給付費等単位数表第3の7の注1のこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児

次のイ又はロのいずれかに該当すると市町村が認めた児童

イ 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする児童

ロ 次の表に掲げる項目の欄の各区分について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めた児童

〔表 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

八の四の四 通所給付費等単位数表第3の7の2の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の十二の規定を準用する。

八の四の五 通所給付費等単位数表第3の7の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自立サポート加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は指定通所基準第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（以下この号において「自立サポート計画」という。）を作成すること。

ロ 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。

ハ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。

ニ 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

ホ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。

ハ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の六 通所給付費等単位数表第3の7の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 通所自立支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）又は共生型放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）に通う際に、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。

ロ 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、放課後等デイサービス計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。

ハ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第四十条の二第一項に規定する安全計画をいう。）に位置付けていること。

ニ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

八の四の七 通所給付費等単位数表第3の10の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の十三の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔九〇十の二 略〕

十の二の二 通所給付費等単位数表第4の1の2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
イ 訪問支援員特別加算(1)

障害児通所支援事業（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業をいう。）、
障害児相談支援事業（法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業をいう。）その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他これに準ずる施設に従業者若しくはこれに準ずる者（以下「特定従業者等」という。）であつて、(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して十年以上である者

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第七十一条の八第一項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。）にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）又は障害児相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

訪問支援員特別加算(II)
特定従業者等であつて、イの(1)又は(2)に掲げる期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間）が通算して五年以上である者
十の二の三 通所給付費等単位数表第4の1の5の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の規定を準用する。

十の二の四 通所給付費等単位数表第4の1の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 実践研修修了者を一以上配置し、当該実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。
ロ 基礎研修修了者又は実践研修修了者がイに規定する支援計画シート等に基づいて指定居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

〔十の三 略〕
十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 障害福祉人材等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が月額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

〔九〇十の二 同上〕
〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔十の三 同上〕

十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「ロ」ト 略

「十の五 略」

十の六 通所給付費等単位数表第5の1の2の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者が
イ 訪問支援員特別加算(1)

特定従業者等であつて、(1)、(2)又は(3)に規定する期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間)が通算して十年(3)に規定する期間にあつては五年)以上である者

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定保育所等訪問支援事業所(指定通所基準第七十三条第一項に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。)にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サード管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サード管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援(指定通所基準第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。)等の業務に従事した期間

(1) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。

(2) 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所(通所給付費等単位数表第4の1の注1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。

(3) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。

(4) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。

「ロ」ト 同上」

「十の五 同上」

「号を加える。」

ロ 訪問支援員特別加算(Ⅲ)

特定従業者等であつて、イの(1)、(2)又は(3)に規定する期間(これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を除いた期間)が通算して五年(イの(3)に規定する期間にあつては三年)以上である者

十の七 通所給付費等単位数表第5の1の6の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
前号のイ又はロに該当する者

十の八 通所給付費等単位数表第5の1の7の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の規定を準用する。

十の九 通所給付費等単位数表第5の1の7の注のことも家庭庁長官が定める基準
第十号の二の四の規定を準用する。

〔十一 略〕
十二 通所給付費等単位数表第5の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
第十号の四の規定を準用する。

〔十二の二 略〕
十二の二の二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2(経過障害児通所給付費等単位数表(以下「経過的通所給付費等単位数表」という。))第1の1の注10のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の十の規定を準用する。
十二の三 経過的通所給付費等単位数表第1の1の注11のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の三の規定を準用する。
十二の四 経過的通所給付費等単位数表第1の1の注12のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者

第一号の四の規定を準用する。
十二の五 経過的通所給付費等単位数表第1の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の五の規定を準用する。

十二の六 経過的通所給付費等単位数表第1の8の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の六の規定を準用する。

十二の七 経過的通所給付費等単位数表第1の9の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の規定を準用する。

十二の八 経過的通所給付費等単位数表第1の9の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の八の規定を準用する。

十二の九 経過的通所給付費等単位数表第1の10の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
第一号の七の規定を準用する。

十二の十 経過的通所給付費等単位数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の十二の規定を準用する。

十二の十一 経過的通所給付費等単位数表第1の17の注のことも家庭庁長官が定める基準
第一号の十三の規定を準用する。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔十一 同上〕

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
第十号の三の規定を準用する。

〔十二の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の十二 経過的通所給付費等単位数表第1の19の注のことも家庭庁長官が定める基準 第二号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十三 経過的通所給付費等単位数表第1の20の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十四 経過的通所給付費等単位数表第1の21の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十五 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十六 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注9のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十七 経過的通所給付費等単位数表第2の4の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十八 経過的通所給付費等単位数表第2の9の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十九 経過的通所給付費等単位数表第2の10の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十 経過的通所給付費等単位数表第2の12の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十一 経過的通所給付費等単位数表第2の17の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十二 経過的通所給付費等単位数表第2の19の注のことも家庭庁長官が定める基準 第二号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十三 経過的通所給付費等単位数表第2の20の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十四 経過的通所給付費等単位数表第2の21の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十五 経過的通所給付費等単位数表第3の4の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十六 経過的通所給付費等単位数表第3の8の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十七 経過的通所給付費等単位数表第3の9の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童 第一号の七の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十八 経過的通所給付費等単位数表第3の11の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の十二の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十九 経過的通所給付費等単位数表第3の16の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の十三の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の三十 経過的通所給付費等単位数表第3の18の注のことも家庭庁長官が定める基準 第二号の規定を準用する。	[号を加える。]

十二の三十一 経過的通所給付費等単位数表第3の19の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十二の三十二 経過的通所給付費等単位数表第3の20の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十二の三十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注4のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設に入所する障害児に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成していること。

ロ 当該施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に指定入所支援を行うとともに、障害児の状態を定期的に記録していること。

ハ 当該施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7のイのことも家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7のロのことも家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイ及びロのことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次に掲げる場合に応じ、それぞれ法第十一条第二号八に規定する都道府県（指定都市にあつては指定都市とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると都道府県が認めた障害児

イ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイを算定する場合
二十点以上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する場合
三十点以上

〔表 略〕

十四の二 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の四の規定を準用する。

十四の三 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三の八に該当する者

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7のイのことも家庭庁長官が定める基準
第一号の五の規定を準用する。

〔号を加える。〕

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロのことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
法第十一条第二号八に規定する都道府県（指定都市にあつては指定都市とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児

イ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイを算定する場合
二十点以上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する場合
三十点以上

〔表 同上〕

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

十三の三 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。

十五 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）及び移行支援計画（指定入所基準第二十一条の二第一項に規定する移行支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する支援のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

〔ロ〕ト 略

十五の二 入所給付費単位数表第1の6の3の注1並びに8の3の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十五の三 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のことも家庭庁長官が定める基準

心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置し、当該心理担当職員が要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第五項に規定する要支援児童をいう。）に係る心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。

十六、十七の二 「略」

十七の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2のイのことも家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十七の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注5の2の口のことも家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十七の五 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のイ及び口のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号の規定を準用する。

十七の六 入所給付費単位数表第2の4の3の注1並びに4の5の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十七の七 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のことも家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のことも家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

〔ロ〕ト 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十五、十六の二 「同上」

十六の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2のことも家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十六の四 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十三号の規定を準用する。

十六の五 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のイ及び口のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十三号の規定を準用する。

十六の六 入所給付費単位数表第2の4の3の注1並びに4の5の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十六の七 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のことも家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十七条 この家庭庁長官が定める児童等の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>「一〇の十三 略」</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当てに充てるものであること。</p> <p>(二) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員(公認心理師を含む。)、サージスマニエール担当者、児童発達支援管理責任者、サージスマニエール担当者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるものうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>〔4〕(8) 略</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅱ)までのいずれかを届け出ていること。</p>	<p>「一〇の十三 同上」</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注のことも家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>〔加える。〕</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。))又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔4〕(8) 同上</p> <p>〔加える。〕</p>

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「削る。」

二〃 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年子ども家庭庁告示第三号)第二条の規定による改正前の障害児通所給付費等単位数表(以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
(2) イの(1)の(一)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

チ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く。及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

ワ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)9

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

カ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)10

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

コ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)11

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)を届け出しており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

タ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹²
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

レ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹³
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ソ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹⁴
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

「加える。」

「加える。」

「加える。」

三|| 削除

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三||

イ 通所給付費等単位数表第1の14の注のこども家庭庁長官が定める基準
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経歴及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経歴・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
 - (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
 - (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。
 - (6) 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
 - (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。
 - (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

〔四〇九略〕
十及び十一の二 削除

〔十の二の二〇十の二の四略〕

十の三 通所給付費等単位数表第4の4の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)

第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)

第二号イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III)

第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2) 第二号イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

〔四〇九 同上〕

十 通所給付費等単位数表第3の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十の二 通所給付費等単位数表第3の13の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

〔十の二の二〇十の二の四 同上〕

十の三 通所給付費等単位数表第4の4の注のことも家庭庁長官が定める基準

第二号の規定を準用する。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) 第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) 第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) 第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) 第二号イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く。及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)| 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2)| 第二号イの(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)| 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a| 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b| aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)| 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a| 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b| aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

又| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)| 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- (2)| 第二号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル| 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)| 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。

- (2)| 第二号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (3)| 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)| 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a| 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

- b| aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)| 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a| 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b| aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(VI)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) 第二号イの(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

十の四及び十の五 削除

十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官が定める基準

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト ヘの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

「十の六、十の八 略」
 十一 通所給付費等単位数表第5の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第十号の規定を準用する。
 十二及び十二の二 削除

「十二の三、十二の十二 略」
 十二の十三及び十二の十四 削除

「十二の十五、十二の二十二 略」
 十二の二十三及び十二の二十四 削除

「十二の二十五、十二の三十 略」
 十二の三十一及び十二の三十二 削除

「十二の三十三、十六 略」
 十七及び十七の二 削除

「十七の三、十八 略」
 「号を削る。」

「号を削る。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十八条 一 家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に定める割合の一部改正
 二 家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に定める割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように修正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4並びに別表</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4のことも家</p>

十の五 通所給付費等単位数表第4の6の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。
 「十の六、十の八 同上」

十一 通所給付費等単位数表第5の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第二号の規定を準用する。
 第十号の三の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。
 「十二の三、十二の十二 同上」

十三 経過的通所給付費等単位数表第1の20の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 第十四 経過的通所給付費等単位数表第1の21の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

十五 経過的通所給付費等単位数表第2の20の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 十六 経過的通所給付費等単位数表第2の21の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

十七 経過的通所給付費等単位数表第3の19の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 十八 経過的通所給付費等単位数表第3の20の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

十九 経過的通所給付費等単位数表第1の11の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 二十 経過的通所給付費等単位数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

二十一 経過的通所給付費等単位数表第2の7の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 二十二 経過的通所給付費等単位数表第2の8の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

二十三 経過的通所給付費等単位数表第3の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 二十四 経過的通所給付費等単位数表第3の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

二十五 経過的通所給付費等単位数表第1の11の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 二十六 経過的通所給付費等単位数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

二十七 経過的通所給付費等単位数表第2の7の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。
 二十八 経過的通所給付費等単位数表第2の8の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

2 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4の(1)及び注5並びに第2の1の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

二 削除
「イ〜ハ 略」

家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

「イ〜ハ 同上」

二 通所給付費等単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下 利用定員（指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
--	---

〔三〇三の三 略〕

三の四 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の1の医療型経過的児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 旧指定医療型児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号八に規定する旧指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関（法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>こども家庭庁長官が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>百分の八十五</p>	<p>百分の七十</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。</p>	<p>百分の八十五</p>	<p>百分の七十</p>

〔三〇三の三 同上〕
〔号を加える。〕

<p>子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準</p> <p>旧指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上</p> <p>(指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(一) 利用定員が五十一人以上</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上</p> <p>利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>子ども家庭庁長官が定める営業時間の時間の基準</p> <p>旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所の場合</p> <p>指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十五</p>

<p>(2) 旧指定発達支援医療機関の場合にあっては指定児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、旧指定医療型児童発達支援事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 旧指定発達支援医療機関の場合にあっては指定児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>〔四略〕</p>	<p>〔四同上〕</p>
<p>改 正 後</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1の(1)及び注2の(1)のことも家庭庁長官が定める基準</p> <p>次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表1の注8に規定する特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）においては、イの(1)の(イ)及び(2)の(一)、ロの(1)の(一)及び(2)の(一)、ハの(1)の(一)及び(2)の(一)並びに(3)に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員（同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していることに代えて、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「計画相談支援指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定特定相談支援</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）別表の1の注1及び注2の(1)のことも家庭庁長官が定める基準</p>

第十九条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

事業所をいう。以下同じ。)に配置される相談支援専門員であつて、相談支援従事者現任研修を修了している者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていること(以下「必要となる」とする。

イ 機能強化型障害児支援利用援助費(1)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 略
(二) 略
(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員(指定基準第三条第四項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号。以下「障害者総合支援法」という。第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。))を行つていること。

(五) 略
(六) 障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下単に「協議会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

(七) 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(八) 運営規程(指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。以下同じ。)において、市町村により地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携体制を確保することともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力すること(以下「必要となる」とする。

(九) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設

イ 機能強化型障害児支援利用援助費(1)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。))第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。)と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 略
(二) 同上
(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二十五号。第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。))を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号。以下「障害者総合支援法」という。第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。))を提供していること。

(五) 同上
[加える。]

[加える。]

(六) 運営規程(指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。)において、市町村により地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第十六号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。)として位置付けられていることを定めていること。

(七) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第二百六条の十三第一項に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第一条第一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（指定基準第三条第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）その他これに類する職務に従事することができる。

(十) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(十一) 「略」

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(イ)から(ロ)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(十三) 「略」

ロ 機能強化型障害児支援利用援助費(II)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(イ)から(ロ)まで、(ハ)及び(ニ)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(イ)から(ロ)までの基準に適合すること。

(十二) 「略」

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(八) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。

(九) 「同上」

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(イ)から(ロ)までの基準に適合すること。

(二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(十三) 「同上」

ロ 機能強化型障害児支援利用援助費(II)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(イ)から(ロ)まで、(ハ)及び(九)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イの(1)の(イ)から(ロ)までの基準に適合すること。

(十二) 「同上」

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅲ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳ
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)の(一)、(三)から(六)までの基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。

〔二〕略

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

二 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅳ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅴ
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。

(2) イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

二 算定告示別表の1の注6の(3)も家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう）、指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス等基準第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ）、指定地域移行支援事業者（指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ）の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ハ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅲ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳ
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)の(一)、(三)から(六)までの基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの(1)の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。

〔二〕同上

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

二 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅳ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅴ
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(三)の基準に適合すること。

(2) 「加える。」

専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

〔号を加える。〕

ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 指定障害児相談支援の事業及び指定計画相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(3) 当該指定障害児相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーデイネーターが常勤で一人以上配置されており、かつ、当該拠点コーデイネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三 算定告示別表の3の注1のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

〔口略〕

四 算定告示別表の4の注1のことも家庭庁長官が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(1)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所、法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定障害児相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所であつて、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(II)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。

〔略〕

六 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 行動障害支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者として）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修を

いう）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書（以下「実践研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

二 算定告示別表の3の注1のことも家庭庁長官が定める基準次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

〔口 同上〕

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者として）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 実践研修修了者が、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児（以下「強度行動障害児」という。）の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行ってのこと。ただし、当該実践研修修了者が当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に強度行動障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第六号のイの(3)に規定する強度行動障害者をいう。）又は強度行動障害児に対して指定計画相談支援を行つているときは、この限りでない。

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

ロ 行動障害支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

七 算定告示別表の13の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 要医療児者支援体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

五 算定告示別表の13の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

- (1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第三項に規定する事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。
- (2) 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。
- (3) 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「医療的ケア児」という。）の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に医療的ケア児又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である十八歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。
- 要医療児者支援体制加算(Ⅲ)
- イの(1)及び(2)の基準に適合すること。
- 八 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官が定める基準
- イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を一名以上配置していること。
- (2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。
- (3) 精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であつて、障害児相談支援対象保護者に係る障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。

等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

六 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

(4) 精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童（法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童をいう。）に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に精神障害者（障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

九 算定告示別表の14の2の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

(2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であつて満十八歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

十 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者

(2) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者

〔ロ・ハ 略〕

十一 算定告示別表の16の注のことも家庭庁長官が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

〔号を加える。〕

七 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者

〔ロ・ハ 同上〕

八 算定告示別表の16の注及び17の注のことも家庭庁長官が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

十二 算定告示別表の17の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間は、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき）も家庭庁長官が定める者の一部改正

第二十条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき（平成三十年厚生労働省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たるとして）も家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第十項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、当該業務に三年以上従事した後に、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たるとして）も家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第十項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条、第十七条及び附則第三条の規定 令和六年六月一日

二 第二条中児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の注3に(4)を加える改正規定、同表第3の1の注4に(4)を加える改正規定、同表第4の1の注3に(3)を加える改正規定及び同表第5の1の注2に(4)を加える改正規定並びに同告示別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4に(4)を加える改正規定、同表第2の1の注2に(4)を加える改正規定及び同表第3の1の注2に(3)を加える改正規定 令和七年四月一日

三 第十條中指定障害児相談支援の提供に当たるとして（も）家庭庁長官が定めるもの第二号の改正規定（「第五條第十九項」を「第五條第十九項」に改める部分に限る。）及び第二十条中児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき（も）家庭庁長官が定める者の改正規定（「第五條第十八項」を「第五條第十九項」に改める部分に限る。） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

第二条 令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表の第1の1の注6、第3の1の注6の3、第4の1の注7及び第5の1の注6並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注8、第2の1の注6及び第3の1の注6、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表第1の1の注3の3及び第2の1の注3の3並びに第五条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表1の注6の規定は適用しない。ただし、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費、主として難聴児経過的児童発達支援給付費、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費、医療型経過的児童発達支援給付費、福祉型障害児入所施設給付費又は医療型障害児入所施設給付費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

〔号を加える。〕

第三条 令和七年三月三十一日までの間は、第十七条の規定による改正後の「改正後児童等基準」という。第二号イの(1)の(一)（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同号イの(1)の(二)（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後児童等基準第二号イの(1)の(二)中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善」による費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧通所給付費等単位数表」という。）第 1 の 13、第 3 の 11、第 4 の 4 及び第 5 の 3 並びに別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧経過的通所給付費等単位数表」という。）第 1 の 19、第 2 の 19 及び第 3 の 18 並びに別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧経過的通所給付費等単位数表」という。）第 1 の 10 及び第 2 の 6 の福祉・介護職員等処遇改善加算をいう。）を算定してあり、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧通所給付費等単位数表第 1 の 15、第 3 の 13、第 4 の 6 及び第 5 の 5、旧経過的通所給付費等単位数表第 1 の 21、第 2 の 21 及び第 3 の 20 並びに旧入所給付費単位数表第 1 の 12 及び第 2 の 8 の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定してない事業所又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(1)から(IV)まで（第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 13、第 3 の 11、第 4 の 4 及び第 5 の 3 並びに別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表第 1 の 19、第 2 の 19 及び第 3 の 18 並びに第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表第 1 の 10 及び第 2 の 6 の福祉・介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)までをいう。）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

第四条 令和六年三月三十一日において、第十九条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき、子ども家庭庁長官が定める基準第一号イ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する指定障害児相談支援事業所については、令和七年三月三十一日までの間、第十九条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき、子ども家庭庁長官が定める基準（以下この条において「改正後指定障害児相談支援基準」という。）第一号イの(1)の(六)及び(七)の基準に適合しているものとみなして改正後指定障害児相談支援基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。

○子ども家庭庁 告示第二号
 厚生労働省 告示第二号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

子ども家庭庁長官 渡辺由美子
 厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示（補装具の種類、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部改正）

第一条 補装具の種類、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十六項に規定する主務大臣が定める補装具の種類は、義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 6 (略)</p>	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種類は、義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第六項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 6 (略)</p>

第二條 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 計画の作成に関する事項</p> <p>一 計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の作成のための体制の整備</p> <p>障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>(一) 作成委員会等の開催</p> <p>障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会(以下「作成委員会」という。)等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十九項及び第三十三条の二十第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第九項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>3・8 (略)</p> <p>二・四 (略)</p> <p>第四 (略)</p>	<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 計画の作成に関する事項</p> <p>一 計画の作成に関する基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の作成のための体制の整備</p> <p>障害福祉計画等の作成に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>(一) 作成委員会等の開催</p> <p>障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会(以下「作成委員会」という。)等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十九項及び第三十三条の二十第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第九項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>3・8 (略)</p> <p>二・四 (略)</p> <p>第四 (略)</p>
--	--

第三條 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム(障害者総合支援法第五条第十八項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所(同条第八項に規定す</p>	<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 基本的理念</p> <p>市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホーム(障害者総合支援法第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)への入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所(同条第八項に規定す</p>
---	---

る短期入所をいう。以下同じ。の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーデイネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

4～7 (略)

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 (略)

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十五項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十六項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十八項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）を提供されるサービスをいう。以下同じ。を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十七項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十一項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十二項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

(略)

4～6 (略)

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の充実・強化

(略)

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五条第二十三項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、継続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五条第

る短期入所をいう。以下同じ。の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーデイネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等（障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

4～7 (略)

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一、基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 (略)

2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（療養介護（障害者総合支援法第五条第六項に規定する療養介護をいう。以下同じ。）、生活介護（同条第七項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）、短期入所、自立訓練（同条第十二項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）、就労移行支援（同条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）、就労継続支援（同条第十五項に規定する就労継続支援をいう。以下同じ。）、就労定着支援（同条第十六項に規定する就労定着支援をいう。以下同じ。）及び地域活動支援センター（同条第二十七項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）を提供されるサービスをいう。以下同じ。を保障する。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

(略)

4～6 (略)

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1 相談支援体制の充実・強化

(略)

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画（障害者総合支援法第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）については、まずは、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を確保し、維持することが重要である。その上で、個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、継続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援（障害者総合支援法第五条第

十九項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号。以下「令和四年障害者総合支援法等改正法」という。）により、令和六年四月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

十八項に規定する地域相談支援をいう。以下同じ。等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。このため、都道府県及び市町村は、その前提として、相談支援に対するニーズ及び相談支援事業者等の実態把握を行うとともに、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の確に把握し、特定相談支援事業所（障害者総合支援法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所をいう。）の充実のため、必要な施策を確保していかなければならない。これらの取組を効果的に進めるため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号。以下「令和四年障害者総合支援法等改正法」という。）により、令和六年四月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化された。併せて、都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置促進等のための広域的な支援の実施を行うこととされたところである。

<p>六〇十 (略)</p> <p>計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十 九項に規定する計画相談支援をいう。）</p> <p>(略)</p>	<p>六〇十 (略)</p> <p>計画相談支援（障害者総合支援法第五条第十 八項に規定する計画相談支援をいう。）</p> <p>(略)</p>
--	--

附則
この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号の政令で定める日から適用する。ただし、第二条の規定は、告示の日から適用する。

〇 厚生労働省 告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）その他の関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

こども家庭庁長官 渡辺由美子
厚生労働大臣 武見 敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表	別表
介護給付費等単位数表	介護給付費等単位数表
第1 居宅介護	第1 居宅介護
1 居宅介護サービス費	1 居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>256単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u>
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u>	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u>
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u>	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u>
(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669単位</u>	(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u>
(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754単位</u>	(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u>
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837単位</u>	(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u>
(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>256単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u>
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u>	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u>
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u>	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u>
(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669単位</u>	(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u>
(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754単位</u>	(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u>
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837単位</u>	(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u>
(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数	(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u> に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
ハ 家事援助が中心である場合	ハ 家事援助が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>106単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u>
(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>153単位</u>	(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>152単位</u>
(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>197単位</u>	(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>196単位</u>
(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>239単位</u>	(4) 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>238単位</u>
(5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 <u>275単位</u>	(5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 <u>274単位</u>
(6) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>311単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数	(6) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>309単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合	ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合
(1) 所要時間30分未満の場合 <u>106単位</u>	(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u>
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>197単位</u>	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>196単位</u>
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>275単位</u>	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>274単位</u>
(4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>345単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数	(4) 所要時間1時間30分以上の場合 <u>343単位</u> に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数
ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>102単位</u>	ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>101単位</u>

注1～4 (略)

5 イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 $\frac{638\text{単位}}{\text{所要時間3時間}}$ に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

6 ロについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 $\frac{638\text{単位}}{\text{所要時間3時間}}$ に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

(削る)

9の2 指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10～13 (略)

注1～4 (略)

5 イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 $\frac{635\text{単位}}{\text{所要時間3時間}}$ に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

6 ロについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 $\frac{635\text{単位}}{\text{所要時間3時間}}$ に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

9の2 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

9の3 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10～13 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

16 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

17 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

18 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

19 指定障害福祉サービス基準第40条の2（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

20 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

(新設)

(新設)

16 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

17 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注5又は1の2の注6若しくは注7の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 186単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 277単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 369単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 461単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 553単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 644単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 736単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 821単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,505単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,184単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 186単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 277単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 369単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 461単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 553単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 644単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 736単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 821単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,505単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,184単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに81単位を加算した単位数

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 185単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 275単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 367単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 458単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 550単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 640単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 732単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

(11) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

(12) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

ロ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

- (1) 所要時間 1 時間未満の場合 185単位
- (2) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 275単位
- (3) 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合 367単位
- (4) 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合 458単位
- (5) 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合 550単位
- (6) 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合 640単位
- (7) 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合 732単位

(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 817単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(9) 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合 1,497単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

(10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,172単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

- (1) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,834単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (2) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,520単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1・2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

8～12 (略)

13 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

16 指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

17 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))を除く。は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

- (1) 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,818単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- (2) 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,500単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1・2 (略)

2の2 ロについては、注1の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分6(区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

3～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

8～12 (略)

(新設)

(新設)

13 指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

14 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注5又は1の2の注6若しくは注7の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))を除く。は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

イ～ハ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

2の2～5 (略)

5の2 行動障害支援連携加算 584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書(第4の1及び4の2において「支援計画シート等」という。)を作成した者(以下この5の2において「作成者」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

5の3 入院時支援連携加算 300単位

注 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

2 移動介護加算

イ～ハ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

2の2～5 (略)

5の2 行動障害支援連携加算 584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書(第4の1の注2において「支援計画シート等」という。)を作成した者(以下この5の2において「作成者」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合 191単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 302単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 436単位

ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 501単位

ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 566単位

ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 632単位

ト 所要時間3時間以上の場合 697単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに66単位を加算した単位数

注1～10 (略)

11 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 (略)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合 190単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 300単位

ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 433単位

ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 498単位

ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 563単位

ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 628単位

ト 所要時間3時間以上の場合 693単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数

注1～10 (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

12 (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>288単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>437単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>619単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>762単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>905単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,047単位</u>
ト (略)	
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	<u>1,334単位</u>
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	<u>1,479単位</u>
ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	<u>1,623単位</u>
ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	<u>1,764単位</u>
ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	<u>1,904単位</u>
ワ 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	<u>2,046単位</u>
カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	<u>2,192単位</u>
コ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	<u>2,340単位</u>
ク 所要時間7時間30分以上の場合	<u>2,485単位</u>

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>258単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>407単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>592単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>741単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>891単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,040単位</u>
ト (略)	
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	<u>1,340単位</u>
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	<u>1,491単位</u>
ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	<u>1,641単位</u>
ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	<u>1,791単位</u>
ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	<u>1,940単位</u>
ワ 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	<u>2,091単位</u>
カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	<u>2,240単位</u>
コ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	<u>2,391単位</u>
ク 所要時間7時間30分以上の場合	<u>2,540単位</u>

注1 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定行動援護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定行動援護事業所」という。）に置かれる従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当行動援護事業所」という。）に置かれる従業者（注4及び注7において「行動援護従業者」という。）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定行動援護」という。）又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

2～9 (略)

10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

(一) 利用定員が40人以下	974単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	948単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	900単位
(四) 利用定員が81人以上	861単位

(2) 療養介護サービス費(II)

(一) 利用定員が40人以下	710単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	674単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	625単位
(四) 利用定員が81人以上	595単位

(3) 療養介護サービス費(III)

(一) 利用定員が40人以下	561単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	532単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	502単位
(四) 利用定員が81人以上	481単位

2～9 (略)

(新設)

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

11 (略)

2～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

(一) 利用定員が40人以下	965単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	939単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	891単位
(四) 利用定員が81人以上	853単位

(2) 療養介護サービス費(II)

(一) 利用定員が40人以下	703単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	667単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	619単位
(四) 利用定員が81人以上	589単位

(3) 療養介護サービス費(III)

(一) 利用定員が40人以下	556単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	527単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	497単位
(四) 利用定員が81人以上	475単位

(4) 療養介護サービス費(IV)	
(一) 利用定員が40人以下	452単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	416単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	385単位
(四) 利用定員が81人以上	366単位

(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が40人以下	452単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	416単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	385単位
(四) 利用定員が81人以上	366単位

ロ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	915単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	911単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	882単位
(四) 利用定員が81人以上	846単位

注1～9 (略)

10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

(4) 療養介護サービス費(IV)	
(一) 利用定員が40人以下	445単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	409単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	381単位
(四) 利用定員が81人以上	361単位

(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が40人以下	445単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	409単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	381単位
(四) 利用定員が81人以上	361単位

ロ 経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	902単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	902単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	873単位
(四) 利用定員が81人以上	838単位

注1～9 (略)

(新設)

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

2～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

5の2 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において強度行動障害を有する者に係る支援を行うもの(以下「広域的支援人材」という。)を指定療養介護事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が5人以下

① 所要時間3時間未満の場合

- (一) 区分6 669単位
- (二) 区分5 500単位

(新設)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 区分6 1,288単位
- (二) 区分5 964単位
- (三) 区分4 669単位

(三) 区分4	347単位
(四) 区分3	310単位
(五) 区分2以下	283単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	836単位
(二) 区分5	625単位
(三) 区分4	434単位
(四) 区分3	387単位
(五) 区分2以下	353単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	1,003単位
(二) 区分5	750単位
(三) 区分4	520単位
(四) 区分3	465単位
(五) 区分2以下	423単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	1,170単位
(二) 区分5	875単位
(三) 区分4	607単位
(四) 区分3	543単位
(五) 区分2以下	495単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,628単位
(二) 区分5	1,218単位
(三) 区分4	845単位
(四) 区分3	755単位
(五) 区分2以下	689単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,672単位
(二) 区分5	1,250単位
(三) 区分4	866単位
(四) 区分3	775単位
(五) 区分2以下	706単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,733単位
(二) 区分5	1,312単位
(三) 区分4	927単位
(四) 区分3	837単位
(五) 区分2以下	767単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	649単位
(二) 区分5	485単位

(四) 区分3	599単位
(五) 区分2以下	546単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 区分6	1,147単位
(二) 区分5	853単位
(三) 区分4	585単位
(四) 区分3	524単位
(五) 区分2以下	476単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	1,108単位
(二) 区分5	820単位
(三) 区分4	562単位
(四) 区分3	496単位
(五) 区分2以下	453単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	1,052単位
(二) 区分5	785単位
(三) 区分4	543単位
(四) 区分3	487単位
(五) 区分2以下	439単位
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 区分6	1,039単位
(二) 区分5	774単位
(三) 区分4	541単位
(四) 区分3	484単位
(五) 区分2以下	434単位

①	区分4	336単位
	区分3	301単位
	区分2以下	274単位
②	所要時間3時間以上4時間未満の場合	
	区分6	812単位
	区分5	607単位
	区分4	420単位
	区分3	376単位
	区分2以下	343単位
③	所要時間4時間以上5時間未満の場合	
	区分6	974単位
	区分5	727単位
	区分4	504単位
	区分3	452単位
	区分2以下	411単位
④	所要時間5時間以上6時間未満の場合	
	区分6	1,136単位
	区分5	849単位
	区分4	588単位
	区分3	526単位
	区分2以下	480単位
⑤	所要時間6時間以上7時間未満の場合	
	区分6	1,580単位
	区分5	1,182単位
	区分4	819単位
	区分3	733単位
	区分2以下	668単位
⑥	所要時間7時間以上8時間未満の場合	
	区分6	1,622単位
	区分5	1,213単位
	区分4	840単位
	区分3	752単位
	区分2以下	685単位
⑦	所要時間8時間以上9時間未満の場合	
	区分6	1,684単位
	区分5	1,274単位
	区分4	901単位
	区分3	814単位
	区分2以下	746単位

(3) 利用定員が11人以上20人以下

① 所要時間3時間未満の場合

一	区分6	517単位
二	区分5	386単位
三	区分4	268単位
四	区分3	239単位
五	区分2以下	218単位

② 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一	区分6	646単位
二	区分5	483単位
三	区分4	335単位
四	区分3	300単位
五	区分2以下	273単位

③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一	区分6	774単位
二	区分5	578単位
三	区分4	401単位
四	区分3	358単位
五	区分2以下	327単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一	区分6	904単位
二	区分5	676単位
三	区分4	469単位
四	区分3	419単位
五	区分2以下	381単位

⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一	区分6	1,258単位
二	区分5	941単位
三	区分4	652単位
四	区分3	583単位
五	区分2以下	532単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合

一	区分6	1,291単位
二	区分5	966単位
三	区分4	669単位
四	区分3	598単位
五	区分2以下	545単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

一	区分6	1,353単位
二	区分5	1,027単位
三	区分4	730単位
四	区分3	660単位
五	区分2以下	607単位

(4) 利用定員が21人以上30人以下

① 所要時間3時間未満の場合

Ⓐ	区分6	449単位
Ⓑ	区分5	333単位
Ⓒ	区分4	228単位
Ⓓ	区分3	204単位
Ⓔ	区分2以下	185単位

② 所要時間3時間以上4時間未満の場合

Ⓐ	区分6	575単位
Ⓑ	区分5	427単位
Ⓒ	区分4	293単位
Ⓓ	区分3	262単位
Ⓔ	区分2以下	236単位

③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

Ⓐ	区分6	690単位
Ⓑ	区分5	512単位
Ⓒ	区分4	351単位
Ⓓ	区分3	313単位
Ⓔ	区分2以下	284単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

Ⓐ	区分6	805単位
Ⓑ	区分5	597単位
Ⓒ	区分4	409単位
Ⓓ	区分3	366単位
Ⓔ	区分2以下	332単位

⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

Ⓐ	区分6	1,120単位
Ⓑ	区分5	833単位
Ⓒ	区分4	570単位
Ⓓ	区分3	510単位
Ⓔ	区分2以下	463単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合

Ⓐ	区分6	1,150単位
Ⓑ	区分5	854単位
Ⓒ	区分4	584単位
Ⓓ	区分3	523単位
Ⓔ	区分2以下	475単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

Ⓐ	区分6	1,211単位
Ⓑ	区分5	915単位
Ⓒ	区分4	646単位
Ⓓ	区分3	584単位
Ⓔ	区分2以下	536単位

(5) 利用定員が31人以上40人以下

① 所要時間3時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	447単位
(二) <u>区分5</u>	331単位
(三) <u>区分4</u>	226単位
(四) <u>区分3</u>	203単位
(五) <u>区分2以下</u>	184単位

② 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	558単位
(二) <u>区分5</u>	414単位
(三) <u>区分4</u>	284単位
(四) <u>区分3</u>	253単位
(五) <u>区分2以下</u>	229単位

③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	670単位
(二) <u>区分5</u>	497単位
(三) <u>区分4</u>	340単位
(四) <u>区分3</u>	305単位
(五) <u>区分2以下</u>	277単位

④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	782単位
(二) <u>区分5</u>	579単位
(三) <u>区分4</u>	396単位
(四) <u>区分3</u>	355単位
(五) <u>区分2以下</u>	322単位

⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	1,087単位
(二) <u>区分5</u>	808単位
(三) <u>区分4</u>	553単位
(四) <u>区分3</u>	495単位
(五) <u>区分2以下</u>	450単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	1,116単位
(二) <u>区分5</u>	829単位
(三) <u>区分4</u>	567単位
(四) <u>区分3</u>	507単位
(五) <u>区分2以下</u>	461単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	1,178単位
(二) <u>区分5</u>	890単位

(三) 区分4	629単位
(四) 区分3	568単位
(五) 区分2以下	522単位
(6) 利用定員が41人以上50人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	445単位
(二) 区分5	328単位
(三) 区分4	224単位
(四) 区分3	198単位
(五) 区分2以下	181単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	555単位
(二) 区分5	410単位
(三) 区分4	281単位
(四) 区分3	247単位
(五) 区分2以下	226単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	666単位
(二) 区分5	493単位
(三) 区分4	337単位
(四) 区分3	297単位
(五) 区分2以下	271単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	778単位
(二) 区分5	574単位
(三) 区分4	393単位
(四) 区分3	346単位
(五) 区分2以下	316単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,082単位
(二) 区分5	800単位
(三) 区分4	547単位
(四) 区分3	483単位
(五) 区分2以下	441単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,110単位
(二) 区分5	821単位
(三) 区分4	561単位
(四) 区分3	495単位
(五) 区分2以下	452単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,172単位
(二) 区分5	882単位
(三) 区分4	623単位
(四) 区分3	556単位
(五) 区分2以下	513単位
(7) 利用定員が51人以上60人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	431単位
(二) 区分5	319単位
(三) 区分4	221単位
(四) 区分3	197単位
(五) 区分2以下	178単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	539単位
(二) 区分5	398単位
(三) 区分4	276単位
(四) 区分3	245単位
(五) 区分2以下	222単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	647単位
(二) 区分5	477単位
(三) 区分4	330単位
(四) 区分3	294単位
(五) 区分2以下	266単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	754単位
(二) 区分5	557単位
(三) 区分4	384単位
(四) 区分3	343単位
(五) 区分2以下	310単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,049単位
(二) 区分5	775単位
(三) 区分4	533単位
(四) 区分3	475単位
(五) 区分2以下	429単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,078単位
(二) 区分5	797単位
(三) 区分4	547単位
(四) 区分3	488単位
(五) 区分2以下	442単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,140単位
(二) 区分5	858単位
(三) 区分4	609単位
(四) 区分3	549単位
(五) 区分2以下	503単位
(8) 利用定員が61人以上70人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	421単位
(二) 区分5	314単位
(三) 区分4	219単位
(四) 区分3	195単位
(五) 区分2以下	176単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	527単位
(二) 区分5	393単位
(三) 区分4	274単位
(四) 区分3	243単位
(五) 区分2以下	220単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	633単位
(二) 区分5	472単位
(三) 区分4	327単位
(四) 区分3	291単位
(五) 区分2以下	264単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	738単位
(二) 区分5	550単位
(三) 区分4	381単位
(四) 区分3	339単位
(五) 区分2以下	307単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,026単位
(二) 区分5	764単位
(三) 区分4	530単位
(四) 区分3	471単位
(五) 区分2以下	426単位
⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,054単位
(二) 区分5	786単位

(三) 区分4	544単位
(四) 区分3	484単位
(五) 区分2以下	438単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,115単位
(二) 区分5	847単位
(三) 区分4	605単位
(四) 区分3	545単位
(五) 区分2以下	499単位
(9) 利用定員が71人以上80人以下	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	413単位
(二) 区分5	309単位
(三) 区分4	214単位
(四) 区分3	191単位
(五) 区分2以下	173単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	515単位
(二) 区分5	384単位
(三) 区分4	267単位
(四) 区分3	237単位
(五) 区分2以下	215単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	618単位
(二) 区分5	461単位
(三) 区分4	319単位
(四) 区分3	285単位
(五) 区分2以下	257単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	720単位
(二) 区分5	538単位
(三) 区分4	372単位
(四) 区分3	331単位
(五) 区分2以下	300単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	1,000単位
(二) 区分5	745単位
(三) 区分4	516単位
(四) 区分3	459単位
(五) 区分2以下	415単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合	
(一) 区分6	1,027単位
(二) 区分5	766単位
(三) 区分4	529単位
(四) 区分3	471単位
(五) 区分2以下	425単位
⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合	
(一) 区分6	1,088単位
(二) 区分5	828単位
(三) 区分4	590単位
(四) 区分3	532単位
(五) 区分2以下	487単位
⑩ 利用定員が81人以上	
① 所要時間3時間未満の場合	
(一) 区分6	408単位
(二) 区分5	306単位
(三) 区分4	211単位
(四) 区分3	189単位
(五) 区分2以下	171単位
② 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(一) 区分6	510単位
(二) 区分5	381単位
(三) 区分4	264単位
(四) 区分3	235単位
(五) 区分2以下	212単位
③ 所要時間4時間以上5時間未満の場合	
(一) 区分6	611単位
(二) 区分5	456単位
(三) 区分4	315単位
(四) 区分3	283単位
(五) 区分2以下	254単位
④ 所要時間5時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分6	713単位
(二) 区分5	532単位
(三) 区分4	367単位
(四) 区分3	329単位
(五) 区分2以下	297単位
⑤ 所要時間6時間以上7時間未満の場合	
(一) 区分6	991単位
(二) 区分5	739単位
(三) 区分4	510単位
(四) 区分3	457単位
(五) 区分2以下	411単位

⑥ 所要時間7時間以上8時間未満の場合

(一) 区分6	1,017単位
(二) 区分5	759単位
(三) 区分4	523単位
(四) 区分3	470単位
(五) 区分2以下	423単位

⑦ 所要時間8時間以上9時間未満の場合

(一) 区分6	1,078単位
(二) 区分5	821単位
(三) 区分4	584単位
(四) 区分3	531単位
(五) 区分2以下	485単位

ロ 共生型生活介護サービス費

(1) 共生型生活介護サービス費(I)	697単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	859単位

ハ 基準該当生活介護サービス費

(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	697単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	859単位

(削る)

注1 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）、所要時間及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあっては、区分5とみなして、利用定員及び所要時間に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注6に規定する指定生活介護等（注1の5に規定する共生型生活介護を除く。注4において同じ。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

ロ 共生型生活介護サービス費

(1) 共生型生活介護サービス費(I)	693単位
(2) 共生型生活介護サービス費(II)	854単位

ハ 基準該当生活介護サービス費

(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	693単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	854単位

二 経過的生活介護サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第9において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数

注1 イ及びハについては、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（(5)に該当する場合にあっては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注7に規定する指定生活介護等（注1の2に規定する共生型生活介護を除く。注5において同じ。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1)～(5) (略)

1の2 イについては、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に、利用定員及び障害支援区分に応じ、かつ、現に要した時間ではなく、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第1項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）、又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）に位置付けられた内容の指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定する。

1の3 イの(1)及び(2)については、重症心身障害者につき児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業又は指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業と併せて指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護を行った場合に限り、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 指定障害者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護又は特定基準該当生活介護については、イの(1)の⑦、(2)の⑦、(3)の⑦、(4)の⑦、(5)の⑦、(6)の⑦、(7)の⑦、(8)の⑦、(9)の⑦及び(10)の⑦は算定しない。

1の5・1の6 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

1の2・1の3 (略)

2・3 (略)

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、注7に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

5 イに掲げる生活介護サービス費、ロに掲げる共生型生活介護サービス費及びハに掲げる基準該当生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(1)又は(3)に該当する場合に、ハについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 注6に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)・(二) (略)

(3) 前3月における共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

5 ロ及びハについては、指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第89条第3号に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

6・7 (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12・13 (略)

(2) 注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（特定基準該当生活介護に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。）（以下「生活介護計画等」という。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)・(二) (略)

(3) 前3月における指定生活介護事業所、共生型生活介護の事業を行う事業所（以下「共生型生活介護事業所」という。）又は基準該当生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6 イからハまでについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号（指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7・8 (略)

(新設)

(新設)

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

8の3・9 (略)

2 人員配置体制加算

イ 人員配置体制加算(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 321単位 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下 | 263単位 |
| (3) 利用定員が61人以上 | 245単位 |

ロ 人員配置体制加算(II)

- (1)~(3) (略)

ハ 人員配置体制加算(III)

- (1)~(3) (略)

ニ 人員配置体制加算(IV)

- (1)~(3) (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって、区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（1の注1の(1)又は(2)に該当する者に限る。注2から注4までにおいて同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

2 人員配置体制加算

(新設)

イ 人員配置体制加算(I)

- (1)~(3) (略)

ロ 人員配置体制加算(II)

- (1)~(3) (略)

ハ 人員配置体制加算(III)

- (1)~(3) (略)

(新設)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれらに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

(1) 利用定員が5人以下	32単位
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位
(6) 利用定員が41人以上50人以下	15単位
(7) 利用定員が51人以上60人以下	11単位
(8) 利用定員が61人以上70人以下	10単位
(9) 利用定員が71人以上80人以下	8単位
(10) 利用定員が81人以上	6単位

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1・2 (略)

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

(1)・(2) (略)

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ 常勤看護職員等配置加算(I)

(1) 利用定員が20人以下	28単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	19単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	11単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	8単位
(5) 利用定員が81人以上	6単位

ロ 常勤看護職員等配置加算(II)

(1) 利用定員が20人以下	56単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位
(5) 利用定員が81人以上	12単位

注 看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数（小数点以下は切り捨て）を乗じて得た単位数を加算する。

（削る）

（削る）

（削る）

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

- イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位
- ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93

ハ 常勤看護職員等配置加算Ⅲ

- (1) 利用定員が20人以下 84単位
- (2) 利用定員が21人以上40人以下 57単位
- (3) 利用定員が41人以上60人以下 33単位
- (4) 利用定員が61人以上80人以下 24単位
- (5) 利用定員が81人以上 18単位

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ロの常勤看護職員等配置加算(II)又はハの常勤看護職員等配置加算(III)を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、ハの常勤看護職員等配置加算(III)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

4 イからハまでについては、1の注5の(1)に該当する場合は、算定しない。

- 4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位
- （新設）
- （新設）

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

（新設）

条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定生活介護等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 360単位

ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) 180単位

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)又はロの人員配置体制加算(Ⅱ)及び3の2の常勤看護職員等配置加算を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要な生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているもの(看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものに限る。)として都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の割合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

5 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

6 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の割合にある者に対して指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ロの重度障害者支援加算(Ⅲ)を算定している場合は、加算しない。

(新設)

5～7 (略)

7の2 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) 7単位

(新設)

注1 イについては、2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)及び3の2のハの常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、当該加算の算定に必要な生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、2人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 ロの重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、加算しない。

(新設)

4 注3の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

(新設)

7 ハの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定生活介護事業所等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

8 ハの重度障害者支援加算Ⅳが算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

9 注7の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

10 イからハまでについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8・9 (略)

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）をおおむね6月に1回記録していること。

$$BMI = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

(新設)

(新設)

(新設)

5 イ及びロについては、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等を行った場合は加算しない。

8・9 (略)

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

11 延長支援加算

- (1) 9時間以上10時間未満の場合 100単位
- (2) 10時間以上11時間未満の場合 200単位
- (3) 11時間以上12時間未満の場合 300単位
- (4) 12時間以上 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定生活介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定生活介護等の所要時間と当該日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上であるときは、当該通算した時間の区分に応じて所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ (略)

- ロ 利用定員が21人以上30人以下 20単位
- ハ 利用定員が31人以上40人以下 18単位
- ニ 利用定員が41人以上50人以下 14単位
- ホ 利用定員が51人以上60人以下 10単位

11 延長支援加算

- (1) 延長時間1時間未満の場合 61単位
 - (2) 延長時間1時間以上の場合 92単位
- (新設)
(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

13の2 就労移行支援体制加算

イ (略)

- ロ 利用定員が21人以上40人以下 18単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 10単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 7単位
- ホ 利用定員が81人以上 6単位

へ	利用定員が61人以上70人以下	8単位
下	利用定員が71人以上80人以下	7単位
千	利用定員が81人以上	6単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定生活介護事業所等において指定生活介護等を受けた場合にあっては、当該指定生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定生活介護事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13の3 入浴支援加算 80単位

注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、入浴に係る支援を提供しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、当該者に対して入浴を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の4 喀痰吸引等実施加算 30単位

注 指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13の5 栄養スクリーニング加算 5単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定生活介護事業所等の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。

13の6 栄養改善加算 200単位

注 次の(1)から(4)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、当該栄養改善サービスを開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(新設)

(新設)

(新設)

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 13の7 緊急時受入加算 100単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。
- 13の8 集中的支援加算 1,000単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定生活介護事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
- 14 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）
- 15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
- 16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の8までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一) 区分6	<u>923単位</u>
(二) 区分5	<u>784単位</u>
(三) 区分4	<u>648単位</u>
(四) 区分3	<u>583単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>509単位</u>

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

(一) 区分6	<u>602単位</u>
(二) 区分5	<u>527単位</u>
(三) 区分4	<u>318単位</u>
(四) 区分3	<u>240単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>173単位</u>

(3) 福祉型短期入所サービス費(III)

(一) 区分3	<u>784単位</u>
(二) 区分2	<u>615単位</u>
(三) 区分1	<u>509単位</u>

(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

(一) 区分3	<u>527単位</u>
(二) 区分2	<u>279単位</u>
(三) 区分1	<u>173単位</u>

(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)

(一) 区分6	<u>1,164単位</u>
(二) 区分5	<u>1,026単位</u>
(三) 区分4	<u>889単位</u>
(四) 区分3	<u>824単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>751単位</u>

(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)

(一) 区分6	<u>844単位</u>
(二) 区分5	<u>770単位</u>
(三) 区分4	<u>559単位</u>
(四) 区分3	<u>483単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>413単位</u>

(7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)

(一) 区分3	<u>1,026単位</u>
(二) 区分2	<u>858単位</u>
(三) 区分1	<u>752単位</u>

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

(一) 区分6	<u>903単位</u>
(二) 区分5	<u>767単位</u>
(三) 区分4	<u>634単位</u>
(四) 区分3	<u>570単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>498単位</u>

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

(一) 区分6	<u>589単位</u>
(二) 区分5	<u>516単位</u>
(三) 区分4	<u>311単位</u>
(四) 区分3	<u>235単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>169単位</u>

(3) 福祉型短期入所サービス費(III)

(一) 区分3	<u>767単位</u>
(二) 区分2	<u>602単位</u>
(三) 区分1	<u>498単位</u>

(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

(一) 区分3	<u>516単位</u>
(二) 区分2	<u>273単位</u>
(三) 区分1	<u>169単位</u>

(5) 福祉型強化短期入所サービス費(I)

(一) 区分6	<u>1,104単位</u>
(二) 区分5	<u>969単位</u>
(三) 区分4	<u>835単位</u>
(四) 区分3	<u>772単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>700単位</u>

(6) 福祉型強化短期入所サービス費(II)

(一) 区分6	<u>791単位</u>
(二) 区分5	<u>719単位</u>
(三) 区分4	<u>513単位</u>
(四) 区分3	<u>438単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>370単位</u>

(7) 福祉型強化短期入所サービス費(III)

(一) 区分3	<u>969単位</u>
(二) 区分2	<u>804単位</u>
(三) 区分1	<u>700単位</u>

(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>770単位</u>
(二) 区分2	<u>521単位</u>
(三) 区分1	<u>412単位</u>
(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	<u>1,107単位</u>
(二) 区分5	<u>977単位</u>
(三) 区分4	<u>846単位</u>
(四) 区分3	<u>784単位</u>
(五) 区分1及び区分2	<u>715単位</u>
(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	<u>977単位</u>
(二) 区分2	<u>816単位</u>
(三) 区分1	<u>714単位</u>
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>3,117単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,864単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,826単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,938単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,735単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,723単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,150単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>2,020単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,328単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>784単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>240単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>1,013単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>471単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>784単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>240単位</u>
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)若しくは(3)に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型(以下この1において「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。	

(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	<u>719単位</u>
(二) 区分2	<u>475単位</u>
(三) 区分1	<u>370単位</u>
(新設)	
(新設)	
ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>3,010単位</u>
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,762単位</u>
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,747単位</u>
ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>2,835単位</u>
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	<u>2,636単位</u>
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>1,646単位</u>
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	<u>2,070単位</u>
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	<u>1,943単位</u>
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	<u>1,266単位</u>
ニ 共生型短期入所サービス費	
(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	<u>767単位</u>
(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	<u>235単位</u>
(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ)	<u>965単位</u>
(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ)	<u>436単位</u>
ホ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	<u>767単位</u>
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅲ)	<u>235単位</u>
注1 (略)	
2 イの(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等若しくは第10の1の注3の(1)に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等若しくは第11の1の注5の(1)に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1のホに規定する基準該当就労継続支援B型(以下この1において「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。	

3 (略)

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（指定通所支援基準第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2～4の5 (略)

4の6 イの(9)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。

4の7 イの(10)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、イの(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。

5～15の2 (略)

15の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の4 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の5 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の6 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15の7 (略)

15の8 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算する。この場合において、

3 (略)

4 イの(4)については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「指定通所支援基準」という。）第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2～4の5 (略)

(新設)

(新設)

5～15の2 (略)

(新設)

(新設)

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

15の4 (略)

15の5 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。

16・17 (略)

2・2の2 (略)

2の3 医療的ケア対応支援加算 120単位

注1 1のイの(1)、(2)、(3)若しくは(4)の福祉型短期入所サービス費又はこの(1)若しくは(2)の共生型短期入所(福祉型)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のイの(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの福祉型短期入所サービス費又はこの共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算

イ 重度障害者支援加算(I) 50単位
 ロ 重度障害者支援加算(II) 30単位

注1 イについては、指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分6(障害児にあつては、これに相当する支援の度合)に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

3 注2が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

16・17 (略)

2・2の2 (略)

2の3 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

(新設)

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費又は1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

3 重度障害者支援加算 50単位

(新設)

(新設)

注1 指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算する。

(新設)

4 ロについては、指定短期入所事業所等において、区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合。注5において同じ。）に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算しない。

5 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算する。

6 注5が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ～リ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2～6 (略)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に^{かくたん}喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費若しくは(9)若しくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8・9 (略)

6・7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ～リ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの(3)若しくは(4)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

2～6 (略)

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に^{かくたん}喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの(5)、(6)、(7)若しくは(8)の福祉型強化短期入所サービス費、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

8・9 (略)

6・7 (略)

8	食事提供体制加算	48単位
	注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。	
	(1) <u>当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。</u>	
	(2) <u>食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</u>	
	(3) <u>利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。</u>	
9	緊急短期入所受入加算	
	イ 緊急短期入所受入加算(I)	270単位
	ロ 緊急短期入所受入加算(II)	500単位
	注1・2 (略)	
10~13	(略)	
13の2	医療型短期入所受入前支援加算	
	イ 医療型短期入所受入前支援加算(I)	1,000単位
	ロ 医療型短期入所受入前支援加算(II)	500単位
	注1 <u>イについては、1のロを算定している指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。</u>	
	2 <u>ロについては、1のロを算定している指定短期入所事業所等であって、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。ただし、1のイを算定している場合には、算定しない。</u>	
13の3	集中的支援加算	
	イ 集中的支援加算(I)	1,000単位
	ロ 集中的支援加算(II)	500単位
	注1 <u>イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。</u>	
	2 <u>ロについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。</u>	

8	食事提供体制加算	48単位
	注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
9	緊急短期入所受入加算	
	イ 緊急短期入所受入加算(I)	180単位
	ロ 緊急短期入所受入加算(II)	270単位
	注1・2 (略)	
10~13	(略)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 204単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 305単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに101単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,514単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに99単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 973単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,019単位

注1 （略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

(1) 所要時間1時間未満の場合 203単位

(2) 所要時間1時間以上12時間未満の場合 303単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

(3) 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2,501単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき） 953単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき） 1,003単位

注1 （略）

2 指定重度障害者等包括支援事業所において、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定

重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3～7 (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

2 有資格者支援加算 60単位

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

2の2～2の8 (略)

2の9 外部連携支援加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けて障害福祉サービスの提供に当たる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準

重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。

3～7 (略)

(新設)

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第136条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

(新設)

2～2の7 (略)

(新設)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準

に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 463単位 |
| (2) 区分5 | 392単位 |
| (3) 区分4 | 316単位 |
| (4) 区分3 | 239単位 |
| (5) 区分2以下 | 174単位 |

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 362単位 |
| (2) 区分5 | 303単位 |
| (3) 区分4 | 240単位 |
| (4) 区分3 | 189単位 |
| (5) 区分2以下 | 150単位 |

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 355単位 |
| (2) 区分5 | 297単位 |
| (3) 区分4 | 235単位 |
| (4) 区分3 | 185単位 |
| (5) 区分2以下 | 147単位 |

ニ 利用定員が61人以上70人以下

- | | |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 301単位 |
| (2) 区分5 | 252単位 |

に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から2の7までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の7までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ 利用定員が40人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 459単位 |
| (2) 区分5 | 387単位 |
| (3) 区分4 | 312単位 |
| (4) 区分3 | 236単位 |
| (5) 区分2以下 | 171単位 |

ロ 利用定員が41人以上60人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 360単位 |
| (2) 区分5 | 301単位 |
| (3) 区分4 | 239単位 |
| (4) 区分3 | 188単位 |
| (5) 区分2以下 | 149単位 |

ハ 利用定員が61人以上80人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 299単位 |
| (2) 区分5 | 251単位 |
| (3) 区分4 | 201単位 |
| (4) 区分3 | 165単位 |
| (5) 区分2以下 | 135単位 |

ニ 利用定員が81人以上

- | | |
|---------|-------|
| (1) 区分6 | 273単位 |
| (2) 区分5 | 226単位 |

(3) 区分4	202単位
(4) 区分3	166単位
(5) 区分2以下	137単位
ホ 利用定員が71人以上80人以下	
(1) 区分6	295単位
(2) 区分5	247単位
(3) 区分4	198単位
(4) 区分3	163単位
(5) 区分2以下	133単位
ハ 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	273単位
(2) 区分5	225単位
(3) 区分4	181単位
(4) 区分3	150単位
(5) 区分2以下	129単位
(削る)	
注1 イからハまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者）にあっては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
(1)～(3) (略)	
(削る)	
2 イからハまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
(1)・(2) (略)	
3 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算する。	
イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合	
(1) (略)	
(2) 利用定員が41人以上50人以下	22単位

(3) 区分4	181単位
(4) 区分3	149単位
(5) 区分2以下	128単位
(新設)	
(新設)	
ホ 経過的施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数	
注1 イからニまでについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定施設入所支援」という。）又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）を行った場合に、利用定員及び障害支援区分（障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者）にあっては、「区分2以下」とする。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
(1)～(3) (略)	
2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。	
3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。	
(1)・(2) (略)	
4 当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算する。	
イ 管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合	
(1) (略)	
(2) 利用定員が41人以上60人以下	22単位

- | | |
|---------------------|------|
| (3) 利用定員が51人以上60人以下 | 19単位 |
| (4) 利用定員が61人以上70人以下 | 15単位 |
| (5) 利用定員が71人以上80人以下 | 14単位 |
| (6) 利用定員が81人以上 | 12単位 |

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

- | | |
|---------------------|------|
| (1) (略) | |
| (2) 利用定員が41人以上50人以下 | 10単位 |
| (3) 利用定員が51人以上60人以下 | 9単位 |
| (4) 利用定員が61人以上70人以下 | 7単位 |
| (5) 利用定員が71人以上80人以下 | 7単位 |
| (6) 利用定員が81人以上 | 6単位 |

4 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定障害者支援施設基準第24条の3第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和8年3月31日までの間は、同条第1項及び第2項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

6 指定障害者支援施設基準第42条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算Ⅲ 360単位

ハ 重度障害者支援加算Ⅳ 180単位

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分6に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

- | | |
|---------------------|------|
| (3) 利用定員が61人以上80人以下 | 15単位 |
| (4) 利用定員が81人以上 | 12単位 |
| (新設) | |
| (新設) | |

ロ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

- | | |
|---------------------|------|
| (1) (略) | |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 10単位 |
| (3) 利用定員が61人以上80人以下 | 7単位 |
| (4) 利用定員が81人以上 | 6単位 |
| (新設) | |
| (新設) | |

(新設)

(新設)

(新設)

5 指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ (略)

ロ 重度障害者支援加算Ⅲ 7単位

(新設)

注1・2 (略)

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロの重度障害者支援加算Ⅲが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に180単位を加算する。

- 5 口の重度障害者支援加算(Ⅲ)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。
- 6 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。
- 7 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、口の重度障害者支援加算(Ⅲ)を算定している場合は、加算しない。
- 8 ハの重度障害者支援加算(Ⅳ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。
- 9 ハの重度障害者支援加算(Ⅳ)が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。
- 10 注8の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

4 夜間看護体制加算 60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、生活支援員に代えて看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合に、更に1日につき所定単位数に35単位に看護職員の配置人数（1を超えて配置した人数に限る。）を乗じて得た単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

- イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 51単位
- ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

- 5 注4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4 夜間看護体制加算 60単位

注 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定施設入所支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4の3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注3に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

8の2 地域移行促進加算

イ 地域移行促進加算(I) 120単位

ロ 地域移行促進加算(II) 60単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注1において同じ。)を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者(指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者に対して、地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

9～13 (略)

(新設)

(新設)

5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊(第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7・8 (略)

8の2 体験宿泊支援加算 120単位

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。)を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

(新設)

9～13 (略)

13の2 地域移行支援体制加算

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	15単位
(2) 区分5	13単位
(3) 区分4	11単位
(4) 区分3	8単位
(5) 区分2以下	6単位

ロ 利用定員が41人以上50人以下

(1) 区分6	9単位
(2) 区分5	7単位
(3) 区分4	6単位
(4) 区分3	5単位
(5) 区分2以下	4単位

ハ 利用定員が51人以上60人以下

(1) 区分6	7単位
(2) 区分5	6単位
(3) 区分4	5単位
(4) 区分3	4単位
(5) 区分2以下	3単位

ニ 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	5単位
(2) 区分5	4単位
(3) 区分4	3単位
(4) 区分3	3単位
(5) 区分2以下	2単位

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分6	4単位
(2) 区分5	3単位
(3) 区分4	3単位
(4) 区分3	2単位
(5) 区分2以下	2単位

ヘ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	3単位
(2) 区分5	3単位
(3) 区分4	2単位
(4) 区分3	2単位
(5) 区分2以下	2単位

注 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員及び障害支援区分に応じ、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

13の3	通院支援加算	17単位	(新設)
	注 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として所定単位数を算定する。		
13の4	集中的支援加算		(新設)
	イ 集中的支援加算(I)	1,000単位	
	ロ 集中的支援加算(II)	500単位	
	注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定障害者支援施設等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。		
	2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定障害者支援施設等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。		
13の5	障害者支援施設等感染対策向上加算		(新設)
	イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(I)	10単位	
	ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(II)	5単位	
	注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。		
	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。		
	(2) 指定障害者支援施設基準第46条第1項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この(2)において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。		
	(3) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。		
	2 ロについては、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。		

13の6 新興感染症等施設療養加算

240単位

注 入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

- イ 機能訓練サービス費(I)
 - (1) 利用定員が20人以下 819単位
 - (2) 利用定員が21人以上40人以下 732単位
 - (3) 利用定員が41人以上60人以下 695単位
 - (4) 利用定員が61人以上80人以下 667単位
 - (5) 利用定員が81人以上 629単位
- ロ 機能訓練サービス費(II)
 - (1) 所要時間1時間未満の場合 265単位
 - (2) 所要時間1時間以上の場合 606単位
 - (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 779単位
- ハ 共生型機能訓練サービス費 721単位

(新設)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

- イ 機能訓練サービス費(I)
 - (1) 利用定員が20人以下 815単位
 - (2) 利用定員が21人以上40人以下 728単位
 - (3) 利用定員が41人以上60人以下 692単位
 - (4) 利用定員が61人以上80人以下 664単位
 - (5) 利用定員が81人以上 626単位
- ロ 機能訓練サービス費(II)
 - (1) 所要時間1時間未満の場合 255単位
 - (2) 所要時間1時間以上の場合 584単位
 - (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位
- ハ 共生型機能訓練サービス費 717単位

ニ 基準該当機能訓練サービス費

721単位

注1～2の3 (略)

3 ニについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定障害福祉サービス基準第163条の2に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第163条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）において、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）（同条に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行った場合。

4・4の2 (略)

4の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

4の4 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4の5 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4の6 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4の7 (略)

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号、第162条の3第2号若しくは第162条の4第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定

ニ 基準該当機能訓練サービス費

717単位

注1～2の3 (略)

3 ニについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定障害福祉サービス基準第163条の2の規定による基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。（新設）

4・4の2 (略)

(新設)

(新設)

4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

4の4 (略)

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号のニ若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイの(1)の規定により置くべき生活支援員（注2及び注3において「生活支援員」という。）又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号若しくは第162条の3第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（機能訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、

自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

1の3 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 法第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「障害者ピアサポート研修修了者」という。）を指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。

(2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練

指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2・3 (略)

(新設) 41単位

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(機能訓練)等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 (略)

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第2号、第162条の4第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合又は次の(1)から(6)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事若しくは市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)~(5) (略)

(6) 当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イのリハビリテーション加算(I)を算定している場合は、算定しない。

(新設)

3 (略)

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練(機能訓練)事業所等において指定自立訓練(機能訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじめ当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、次の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)~(5) (略)

(新設)

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 5 利用者負担上限額管理加算 150単位
 注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の5において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 6 食事提供体制加算 30単位
 注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）、低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者又は低所得者等である病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所若しくは病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
 (1) 当該事業所の従業員として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
 (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
 (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。
- 7 送迎加算
 イ・ロ (略)
 注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（当該指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
 2 (略)
- 8 障害福祉サービスの体験利用支援加算
 イ・ロ (略)
 注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれ

- 5 利用者負担上限額管理加算 150単位
 注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- 6 食事提供体制加算 30単位
 注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
 (新設)
 (新設)
 (新設)
- 7 送迎加算
 イ・ロ (略)
 注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この7において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
 2 (略)
- 8 障害福祉サービスの体験利用支援加算
 イ・ロ (略)
 注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれ

れかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

8の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

8の5 集中的支援加算 1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（機能訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）

れかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

8の2 (略)

8の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

(新設)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

- イ 生活訓練サービス費Ⅰ
 - (1) 利用定員が20人以下 776単位
 - (2) 利用定員が21人以上40人以下 693単位
 - (3) 利用定員が41人以上60人以下 659単位
 - (4) 利用定員が61人以上80人以下 633単位
 - (5) 利用定員が81人以上 595単位
- ロ 生活訓練サービス費Ⅲ
 - (1) 所要時間1時間未満の場合 265単位
 - (2) 所要時間1時間以上の場合 606単位
 - (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 779単位
- ハ 生活訓練サービス費Ⅳ
 - (1) 利用期間が2年間以内の場合 281単位
 - (2) 利用期間が2年間を超える場合 170単位

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅲ 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

- イ 生活訓練サービス費Ⅰ
 - (1) 利用定員が20人以下 748単位
 - (2) 利用定員が21人以上40人以下 668単位
 - (3) 利用定員が41人以上60人以下 635単位
 - (4) 利用定員が61人以上80人以下 610単位
 - (5) 利用定員が81人以上 573単位
- ロ 生活訓練サービス費Ⅲ
 - (1) 所要時間1時間未満の場合 255単位
 - (2) 所要時間1時間以上の場合 584単位
 - (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位
- ハ 生活訓練サービス費Ⅳ
 - (1) 利用期間が2年間以内の場合 271単位
 - (2) 利用期間が2年間を超える場合 164単位

ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 281単位
 (2) 利用期間が3年間を超える場合 170単位

ホ 共生型生活訓練サービス費 690単位ヘ 基準該当生活訓練サービス費 690単位

注1～2の2 (略)

3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第12項に規定する主務省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4～6の2 (略)

6の3 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所」という。）及び指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

6の4 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の5 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所を除く。）は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合（指定宿泊型自立訓練事業所に限る。）又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の6 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6の7 (略)

7 (略)

ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)

- (1) 利用期間が3年間以内の場合 271単位
 (2) 利用期間が3年間を超える場合 164単位

ホ 共生型生活訓練サービス費 665単位ヘ 基準該当生活訓練サービス費 665単位

注1～2の2 (略)

3 ハについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第6条の6第2号の規定により、法第5条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間（注4において「標準利用期間」という。）が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4～6の2 (略)

(新設)

(新設)

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

6の4 (略)

7 (略)

1の2・1の3 (略)

1の4 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)及び(2)のいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者(以下この注において単に「障害者」という。)又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この注において「障害者等」という。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 障害者ピアサポート研修修了者を指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。

(2) (1)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(1のロに規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。以下この2において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数が当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の2・1の3 (略)

(新設)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(1のロに規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費Ⅲが算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数が当該指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3～4の2 (略)

4の3 個別計画訓練支援加算

イ 個別計画訓練支援加算(I)

47単位

ロ 個別計画訓練支援加算(II)

19単位

注1 イについては、次の(1)から(6)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

2 ロについては、注1の(1)から(5)までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの個別計画訓練支援加算(I)を算定している場合は、算定しない。

5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができない場合又は就労することができない場合において、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の5 (略)

5の6 帰宅時支援加算

イ・ロ (略)

(新設)

3～4の2 (略)

4の3 個別計画訓練支援加算

19単位

(新設)

(新設)

注 次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

5 (略)

5の2 日中支援加算

270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の8の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であつて、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の5 (略)

5の6 帰宅時支援加算

イ・ロ (略)

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の1の注3に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注5又は注6に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注3に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～6（略）

7 食事提供体制加算

イ・ロ（略）

注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、注1の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8～10（略）

11 送迎加算

イ・ロ（略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～6（略）

7 食事提供体制加算

イ・ロ（略）

注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8～10（略）

11 送迎加算

イ・ロ（略）

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者

及び当該指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注において同じ。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定自立訓練（生活訓練）等を受けた場合にあつては、当該指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間に於いて、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

12の4 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、利用者（施設入所者、1のハの生活訓練サービス費Ⅱ又はこの生活訓練サービス費Ⅲを受けている者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

12の5 集中的支援加算 1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定自立訓練（生活訓練）事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

12の2 (略)

12の3 就労移行支援体制加算

イ～ホ (略)

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等における指定自立訓練（生活訓練）等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

(新設)

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,210単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 1,020単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 879単位

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

- (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,128単位
- (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 959単位
- (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 820単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>468単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>381単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>348単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>323単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>699単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>587単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>495単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>433単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>351単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>313単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>291単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>665単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>560単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>464単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>402単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>338単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>295単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>272単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>658単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>554単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>453単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>384単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>338単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>286単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>266単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>653単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>545単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>439単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>363単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>337単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>277単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>258単位</u>

注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>450単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>363単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>330単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>305単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>679単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>568単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>477単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>415単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>333単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>295単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>273単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>645単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>541単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>446単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>384単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>320単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>277単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>254単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>638単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>535単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>435単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>366単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>320単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>268単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>248単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>633単位</u>
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>526単位</u>
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>421単位</u>
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>345単位</u>
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>319単位</u>
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>259単位</u>
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>240単位</u>

注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行

移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注1及び注2において同じ。)又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(認定指定障害者支援施設(指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12(認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設(以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。)の場合に限る。)においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては、当該指定就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)の数を当該前

支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであつて、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいい、認定指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第176条第1項に規定する認定指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)又は指定障害者支援施設等(認定指定障害者支援施設(指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号ロに規定する認定指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)を除く。以下この注3及び注4の2並びに2において同じ。)において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合(当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労(第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び当該前々年度の当該指定就労移行支援事業所又は当該指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし、注4及び注4の3並びに12(認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設(以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。)の場合に限る。)においては、認定指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等を行った日の属する年度の前年度において、当該指定就労移行支援等を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。以下同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4～4の3 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる割合(→・(→) (略)

(3) (略)

6 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数)を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者

4～4の3 (略)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) (略)

(2) 指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画(指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労移行支援計画等」という。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる割合(→・(→) (略)

(3) (略)

(新設)

(新設)

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。
(新設)

7 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚

等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 口については、視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に
従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等
当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8～13 (略)

障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労移行支援の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所、認定指定就労移行支援事業所等又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

3 削除

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に
従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等
当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8～13 (略)

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(当該指定就労移行支援事業所等同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

15の2～15の4 (略)

15の5 地域連携会議実施加算

イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ)

583単位

ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)

408単位

注1 イについては、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更にあたって、関係者(公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この15の5において同じ。)により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回(ロを算定している場合にあっては、その回数を含む。)を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更にあたって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回(イを算定している場合にあっては、その回数を含む。)を限度として、所定単位数を加算する。

14 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所等(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

15の2～15の4 (略)

15の5 支援計画会議実施加算

583単位

(新設)

(新設)

注 指定就労移行支援事業所等が、就労移行支援計画等の作成又は変更にあたって、関係者(公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。以下この注において同じ。)により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

- 15の6 緊急時受入加算 100単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。
- 15の7 集中的支援加算 1,000単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となつて行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
- 16 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）
- 17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- 18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1から15の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>791単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>733単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>701単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>666単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>533単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>419単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>325単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>710単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>656単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>626単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>594単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>474単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>373単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>288単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>672単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>619単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>590単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>558単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>445単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>350単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>271単位</u>

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>660単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>609単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>580単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>547単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>438単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>344単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>266単位</u>

(5) 利用定員が81人以上

（一）評価点が170点以上の場合	<u>641単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>588単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>559単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>529単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>422単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>333単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>258単位</u>

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>724単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>692単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>676単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>655単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>527単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>413単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>319単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>643単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>615単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>601単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>583単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>468単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>367単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>282単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>605単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>578単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>565単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>547単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>439単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>344単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>265単位</u>

(4) 利用定員が61人以上80人以下

（一）評価点が170点以上の場合	<u>593単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>568単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>555単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>536単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>432単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>338単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>260単位</u>

(5) 利用定員が81人以上

（一）評価点が170点以上の場合	<u>574単位</u>
（二）評価点が150点以上170点未満の場合	<u>547単位</u>
（三）評価点が130点以上150点未満の場合	<u>534単位</u>
（四）評価点が105点以上130点未満の場合	<u>518単位</u>
（五）評価点が80点以上105点未満の場合	<u>416単位</u>
（六）評価点が60点以上80点未満の場合	<u>327単位</u>
（七）評価点が60点未満の場合	<u>252単位</u>

ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	727単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	671単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	641単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	608単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	486単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	382単位
(七) 評価点が60点未満の場合	296単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	655単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	604単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	574単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	543単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	432単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	341単位
(七) 評価点が60点未満の場合	264単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	613単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	563単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	535単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	505単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	403単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	318単位
(七) 評価点が60点未満の場合	246単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	602単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	552単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	524単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	495単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	394単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	311単位
(七) 評価点が60点未満の場合	241単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 評価点が170点以上の場合	583単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	534単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	507単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	478単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	381単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	301単位
(七) 評価点が60点未満の場合	232単位

ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	660単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	630単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	616単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	597単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	480単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	376単位
(七) 評価点が60点未満の場合	290単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	588単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	563単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	549単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	532単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	426単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	335単位
(七) 評価点が60点未満の場合	258単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	546単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	522単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	510単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	494単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	397単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	312単位
(七) 評価点が60点未満の場合	240単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 評価点が170点以上の場合	535単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	511単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	499単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	484単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	388単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	305単位
(七) 評価点が60点未満の場合	235単位

(5) 利用定員が81人以上

(一) 評価点が170点以上の場合	516単位
(二) 評価点が150点以上170点未満の場合	493単位
(三) 評価点が130点以上150点未満の場合	482単位
(四) 評価点が105点以上130点未満の場合	467単位
(五) 評価点が80点以上105点未満の場合	375単位
(六) 評価点が60点以上80点未満の場合	295単位
(七) 評価点が60点未満の場合	226単位

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の者若しくは65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。以下この注1において同じ。）、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援

注1 イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2～4 （略）

（新設）

（新設）

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

（新設）

6 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

（新設）

（新設）

注 視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は

に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援A型等の利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第186条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援A型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援A型事業所等において指定就労継続支援A型等を受けた場合にあっては、当該指定就労継続支援A型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 (略)

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者(通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援A型等を受けたものを除く。)が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日

指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援A型の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

3 就労移行支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 (略)

3の2 就労移行連携加算 1,000単位

注 指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援A型事業所等において、当該指定就労継続支援A型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を

の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であつて就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。

(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。

(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8～12 (略)

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（当該指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

14の2・14の3 (略)

行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援A型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援A型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であつて就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8～12 (略)

13 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 (略)

14 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

14の2・14の3 (略)

- 14の4 緊急時受入加算 100単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。
- 14の5 集中的支援加算 1,000単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。
- 15 福祉・介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）
- 16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。
- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- 17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	700単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	636単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	620単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	586単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

(4) 利用定員が61人以上80人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	688単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	625単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	575単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

(新設)

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>594単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>568単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>533単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>518単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>498単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>485単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>463単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>425単位</u>

ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>682単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>653単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>611単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>594単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>572単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>557単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>532単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>490単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>609単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>584単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>532単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>511単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>497単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>475単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>438単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>564単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>541単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>508単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>493単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>474単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>461単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>441単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>405単位</u>

(5) 利用定員が81人以上

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>557単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>533単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>521単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>510単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>491単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>482単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>468単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>448単位</u>

ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>613単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>554単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>538単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>516単位</u>

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>534単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>494単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>480単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>461単位</u>

(3) 利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>507単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>495単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>458単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>445単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>427単位</u>

(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	554単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	498単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	483単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

二 就労継続支援B型サービス費(IV)

(1) 利用定員が20人以下	584単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	519単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	488単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	479単位
(5) 利用定員が81人以上	462単位

ホ 就労継続支援B型サービス費(V)

(1) 利用定員が20人以下	530単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	471単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	443単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	434単位
(5) 利用定員が81人以上	419単位

ハ 就労継続支援B型サービス費(VI)

(1) 利用定員が20人以下	484単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	430単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	398単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	390単位
(5) 利用定員が81人以上	376単位

ト 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とロの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工

(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	519単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	497単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	485単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	475単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	458単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	449単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	436単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	418単位

(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	501単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	480単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	468単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	459単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	442単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	434単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	421単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	404単位

(新設)

ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅷ)

(1) 利用定員が20人以下	556単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	494単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	463単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	454単位
(5) 利用定員が81人以上	438単位

二 就労継続支援B型サービス費(Ⅷ)

(1) 利用定員が20人以下	506単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	451単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	417単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	408単位
(5) 利用定員が81人以上	394単位

ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工

賃月額（2の注1に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を受けるものを除く。）に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれロの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（略）

- 注1 イからトまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注7までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（略）

- 注1 イからホまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

（新設）

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 7 ヘについては、注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注6までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注4に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 8 トについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 9 イ、ロ及びハの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。
- 10 イからトまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
(1)・(2) (略)
- 11 ニからヘまでについては、前3月における指定就労継続支援B型事業所等の利用者のうち、当該指定就労継続支援B型事業所等の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定就労継続支援B型事業所等を利用した日数で除して得た時間をいう。）が4時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合には、所定単位数の100分の30に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 12 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算する。
- 3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
(新設)
- 4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 5 ニについては、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。
- 6 ホについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 6の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。
- 7 イからホまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。
(1)・(2) (略)
(新設)
- (新設)

13 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第42条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

14 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算し、指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

15 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2又は指定障害者支援施設基準第54条の2に規定する基準に適合していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

16 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I)	51単位
ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II)	41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

9 (略)

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

(新設)

(新設)

注 視覚障害者等である指定就労継続支援B型等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条、指定障害福祉サービス基準第220条又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定就労継続支援B型等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所、指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

2の2 高次脳機能障害者支援体制加算

41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定就労継続支援B型等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)又はロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該指定就労継続支援B型事業所等において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者)(過去3年間において、当該指定就労継続支援B型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(III)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(IV)又はホの就労継続支援B型サービス費(V)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のヘの就労継続支援B型サービス費(VI)を算定している指定就労継続支援B型事業所等であって、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(新設)

3 就労移行支援体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費(I)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。以下この注1において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3 ハについては、1のハの就労継続支援B型サービス費(III)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4 ニについては、1のニの就労継続支援B型サービス費(IV)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

3の2 就労移行連携加算

1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者（通常の事業所に雇用されている利用者であって、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労継続支援B型等を受けたものを除く。）が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- (3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

8 (略)

8の2 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、かつ、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 1の二の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、ホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又はハの就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定していること。
- (2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (略)

9・10 (略)

3の2 就労移行連携加算

1,000単位

注 指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる当該指定就労継続支援B型事業所等において、当該指定就労継続支援B型等を行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定就労継続支援B型等の利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定就労継続支援B型等の利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

8の2 ピアサポート実施加算

100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、法第4条第1項に規定する障害者（以下この注において単に「障害者」という。）又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この注において「障害者等」という。）である従業者であって、法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。以下この注において「ピアサポート研修」という。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1の二の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。
- (2) ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定就労継続支援B型事業所等の従業者として2名以上（当該2名以上のうち1名は障害者等とする。）配置していること。

(3) (略)

9・10 (略)

- 11 地域協働加算 30単位
- 注 1の二の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、ホの就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又はへの就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等(当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。)を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 12 (略)
- 13 目標工賃達成指導員配置加算
- | | |
|-------------------|------|
| イ 利用定員が20人以下 | 45単位 |
| ロ 利用定員が21人以上40人以下 | 40単位 |
| ハ 利用定員が41人以上60人以下 | 38単位 |
| ニ 利用定員が61人以上80人以下 | 37単位 |
| ホ 利用定員が81人以上 | 36単位 |
- 注 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 13の2 目標工賃達成加算 10単位
- 注 13の目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に、1日につき所定単位数を加算する。この場合において、当該工賃目標は前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額(当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額)以上でなければならない。
- 14 送迎加算
- イ・ロ (略)
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(当該指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 2 (略)

- 11 地域協働加算 30単位
- 注 1のハの就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は1の二の就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定就労継続支援B型等(当該指定就労継続支援B型等に係る生産活動収入があるものに限る。)を行うとともに、当該指定就労継続支援B型等に係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該指定就労継続支援B型等を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 12 (略)
- 13 目標工賃達成指導員配置加算
- | | |
|-------------------|------|
| イ 利用定員が20人以下 | 89単位 |
| ロ 利用定員が21人以上40人以下 | 80単位 |
| ハ 利用定員が41人以上60人以下 | 75単位 |
| ニ 利用定員が61人以上80人以下 | 74単位 |
| ホ 利用定員が81人以上 | 72単位 |
- 注 目標工賃達成指導員(各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員)を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- (新設)
- 14 送迎加算
- イ・ロ (略)
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- 2 (略)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

16 (略)

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

16の3 緊急時受入加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算する。

16の4 集中的支援加算 1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ・ロ (略)

注1 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援B型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

16 (略)

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の64に相当する単位数）

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	3,512単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	3,348単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,768単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,234単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,690単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,433単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	1,074単位

- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数）

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	3,449単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	3,285単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,710単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,176単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,642単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,395単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	1,046単位
ロ 利用者数が21人以上40人以下	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	2,759単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	2,628単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,168単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,741単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,314単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,117単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	837単位

注1 就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下この第14の2において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援B型（以下この第14の2において「基準該当生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者（通常の事業所に雇用されている障害者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた障害者については、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援の利用を開始した者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。）に応じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

ハ 利用者数が41人以上

(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	2,587単位
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	2,463単位
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,032単位
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,632単位
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,232単位
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,047単位
(7) 就労定着率が3割未満の場合	785単位

注1 イからハまでについては、就労に向けた支援として指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等（以下この1及び3において「生活介護等」という。）又は基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当就労継続支援B型を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イからハまでについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た利用者数（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度における各月の利用者数の合計を12で除して得た数をいう。以下この1において同じ。）及び就労定着率（当該指定就労定着支援を行った日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。）に応じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から6月未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した者の総数に100分の70を乗じて得た数とし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、当該指定就労定着支援事業所の利用者数は、当該指定就労定着支援を行った月の末日から起算して過去6月間における各月の利用者数の合計を6で除して得た数とする。また、新規に指定を受けた日から1年間の指定就労定着支援事業所の就労定着率は、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇

3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

4 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていない場合は、支援体制構築未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8・9 (略)

10 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

11 (略)

2 地域連携会議実施加算

イ 地域連携会議実施加算(I)

579単位

ロ 地域連携会議実施加算(II)

405単位

注1 イについては、指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この2において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（ロを算定している場合にあつては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定就労定着支援事業所が、就労定着支援計画の作成又は変更に当たって、関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の

用された者のうち、指定を受けた日の属する月の前月の末日において通常の事業所での就労を継続している者の総数を、指定を受けた日の属する月の前月の末日から起算して過去3年間において当該指定就労定着支援事業所において一体的に運営される生活介護等を利用して就労した者の合計数で除して得た率とする。

3 イからハまでの算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同令第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

7 (略)

2 定着支援連携促進加算

579単位

(新設)

(新設)

注 指定就労定着支援事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所をいう。以下この注において同じ。）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回（イを算定している場合にあっては、その回数を含む。）を限度として、所定単位数を加算する。

3 (略)

4 就労定着実績体制加算 300単位

注 過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を利用したものについては、当該生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者）の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5・6 (略)

7 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から6までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1から6までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、1から6までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 (略)

4 就労定着実績体制加算 300単位

注 過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5・6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,566単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,095単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,172単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 821単位

ハ 自立生活援助サービス費(III) 700単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する主務省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていて障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～6 (略)

7 ハについては、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場合であって、指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イ又はロを算定している場合には算定しない。

8 イからハまでにについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期

第14の3 自立生活援助

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(I)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,558単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,090単位

ロ 自立生活援助サービス費(II)

- (1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,166単位
- (2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 817単位

(新設)

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、第15の1の4の注1に規定する指定共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしていて障害者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者が、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イの(1)については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員（以下「地域生活支援員」という。）の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。注4から注6までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

4～6 (略)

(新設)

7 イ及びロについては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期

間をいう。)の平均値が、規則第 6 条の10の 6 において定める法第 5 条第16項に規定する主務省令で定める期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95

9 法第76条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の 5 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第15号のイの(1)の四に規定する拠点コーディネーターをいう。）1 人につき、当該指定自立生活援助事業所並びに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者（指定相談基準第39条第 3 項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の26第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）の事業所の単位において、1 月につき100回を限度とする。

(削る)

2～4 (略)

4の 2 集中支援加算 500単位

注 1のイの自立生活援助サービス費(I)が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1 月に 6 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

5～8 (略)

9 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（同法第51条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。以下同じ。）に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

間をいう。)の平均値が、規則第 6 条の10の 6 において定める法第 5 条第16項に規定する厚生労働省令で定める期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の95

(新設)

(新設)

(新設)

8 (略)

(新設)

9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域生活支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1 月に 2 日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

(新設)

5～8 (略)

9 居住支援連携体制加算 35単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算

500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。第15の2の注5において同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1から10までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 地域居住支援体制強化推進加算

500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。）)に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）
（削る）

（削る）

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	600単位
(2) 区分5	456単位
(3) 区分4	372単位
(4) 区分3	297単位
(5) 区分2	188単位
(6) 区分1以下	171単位

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	717単位
(2) 区分5	569単位
(3) 区分4	481単位
(4) 区分3	410単位
(5) 区分2	290単位
(6) 区分1以下	273単位

注1 イについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注3において同じ。）（注3に規定する障害者を除く。）に対し、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	667単位
(2) 区分5	552単位
(3) 区分4	471単位
(4) 区分3	381単位
(5) 区分2	292単位
(6) 区分1以下	243単位

ロ 共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	616単位
(2) 区分5	500単位
(3) 区分4	421単位
(4) 区分3	331単位
(5) 区分2	243単位
(6) 区分1以下	198単位

ハ 共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	583単位
(2) 区分5	467単位
(3) 区分4	387単位
(4) 区分3	298単位
(5) 区分2	209単位
(6) 区分1以下	170単位

ニ 共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	697単位
(2) 区分5	582単位
(3) 区分4	501単位
(4) 区分3	411単位
(5) 区分2	322単位
(6) 区分1以下	272単位

注1 イからニまでについては、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。

(削る)

(削る)

(削る)

2 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イにかかわらず、次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

(1) 区分6	369単位
(2) 区分5	306単位
(3) 区分4	270単位

3 ロについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

4 共同生活援助サービス費（注2に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 共同生活同居（指定障害福祉サービス基準第124条第1項第2号に規定する共同生活同居をいう。以下同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の95
- (4)・(5) (略)

5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（同項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（注2に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、イからハまでにかかわらず、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

(1) 注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	444単位
(二) 区分5	398単位
(三) 区分4	364単位
(2) 注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	393単位
(二) 区分5	346単位
(三) 区分4	314単位
(3) 注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合	
(一) 区分6	359単位
(二) 区分5	313単位
(三) 区分4	281単位

6 ニについては、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 共同生活援助サービス費（注5に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)及び(5)に該当する場合にあっては、(3)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、(4)及び(5)に該当する場合にあっては、(4)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- (1)・(2) (略)
- (3) 共同生活同居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活同居をいう。以下同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の95
- (4)・(5) (略)

(新設)

6 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

7 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注2の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注2の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）
（削る）

（削る）

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	997単位
(2) 区分5	860単位
(3) 区分4	771単位
(4) 区分3	524単位

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	1,168単位
(2) 区分5	1,028単位
(3) 区分4	938単位
(4) 区分3	672単位

注1 イについては、障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。注5において同じ。）（注5に規定する障害者を除く。）に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

（新設）

9 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注5の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注5の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I)

(1) 区分6	1,105単位
(2) 区分5	989単位
(3) 区分4	907単位
(4) 区分3	650単位

ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II)

(1) 区分6	1,021単位
(2) 区分5	904単位
(3) 区分4	822単位
(4) 区分3	574単位

ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III)

(1) 区分6	969単位
(2) 区分5	852単位
(3) 区分4	770単位
(4) 区分3	528単位

ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(IV)

(1) 区分6	1,135単位
(2) 区分5	1,019単位
(3) 区分4	937単位
(4) 区分3	677単位

注1 イからニまでについては、障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(削る)

(削る)

(削る)

2 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(6)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注4に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 区分6	765単位
(2) 区分5	627単位
(3) 区分4	539単位
(4) 区分3	407単位
(5) 区分2	270単位
(6) 区分1以下	253単位

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人(注3において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(同項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、注2及び注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

5 日中を共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。)以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

(1) 注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	910単位
(二) 区分5	793単位
(三) 区分4	712単位
(四) 区分3	563単位
(五) 区分2	414単位
(六) 区分1以下	360単位

(2) 注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	826単位
(二) 区分5	709単位
(三) 区分4	627単位
(四) 区分3	486単位
(五) 区分2	337単位
(六) 区分1以下	292単位

(3) 注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	774単位
(二) 区分5	657単位
(三) 区分4	575単位
(四) 区分3	440単位
(五) 区分2	292単位
(六) 区分1以下	252単位

3 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) <u>区分6</u> | 565単位 |
| (2) <u>区分5</u> | 505単位 |
| (3) <u>区分4</u> | 467単位 |

4 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。ただし、これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) <u>区分6</u> | 454単位 |
| (2) <u>区分5</u> | 394単位 |
| (3) <u>区分4</u> | 356単位 |

5 ロについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

6 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

- | | |
|---|-------|
| (1) <u>注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (一) <u>区分6</u> | 698単位 |
| (二) <u>区分5</u> | 651単位 |
| (三) <u>区分4</u> | 617単位 |
| (2) <u>注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (一) <u>区分6</u> | 612単位 |
| (二) <u>区分5</u> | 566単位 |
| (三) <u>区分4</u> | 533単位 |
| (3) <u>注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (一) <u>区分6</u> | 561単位 |
| (二) <u>区分5</u> | 515単位 |
| (三) <u>区分4</u> | 482単位 |

7 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

- | | |
|---|-------|
| (1) <u>注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (一) <u>区分6</u> | 605単位 |
| (二) <u>区分5</u> | 558単位 |
| (三) <u>区分4</u> | 525単位 |
| (2) <u>注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (一) <u>区分6</u> | 520単位 |
| (二) <u>区分5</u> | 474単位 |
| (三) <u>区分4</u> | 440単位 |
| (3) <u>注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</u> | |
| (一) <u>区分6</u> | 469単位 |
| (二) <u>区分5</u> | 422単位 |
| (三) <u>区分4</u> | 389単位 |

8 ニについては、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、次の(1)から(6)までの場合に応じ、年50日以内に限り、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を算定する。

(1) 区分6	929単位
(2) 区分5	787単位
(3) 区分4	695単位
(4) 区分3	546単位
(5) 区分2	408単位
(6) 区分1以下	389単位

7 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注2から注4まで及び注6に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(4) (略)

8 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

10 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注3及び注4の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注3及び注4の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	171単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	115単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	273単位
(削る)	
(削る)	

注1 イについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

(1) 区分6	940単位
(2) 区分5	824単位
(3) 区分4	742単位
(4) 区分3	590単位
(5) 区分2	441単位
(6) 区分1以下	387単位

10 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注5から注7まで及び注9に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

12 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注6及び注7の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注6及び注7の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I)	243単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	198単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	170単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	114単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	272単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援

害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。注2及び注3において同じ。(注3に規定する障害者を除く。)に対し、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(削る)

(削る)

(削る)

2 ロについては、障害者(注3に規定する障害者を除く。)に対し、注1に規定するもの以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ハについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

4 イからハまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(4) (略)

助(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。)の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。)に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に規定する世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ロについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(注2及び注3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

5 ニについては、注2から注4までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ホについては、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

7 イからホまでに掲げる外部サービス利用型共同生活援助サービス費の算定に当たつて、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第213条の13に規定する共同生活住居をいう。(4)において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(4) (略)

5 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

6 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

7 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

9 (略)

9 (略)

1の2の3 退居後共同生活援助サービス費 2,000単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援加算(1)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。

1の2の4 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2のイの自立生活支援加算(1)又はハの自立生活支援加算(Ⅲ)が算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退居の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。

1の3 受託居宅介護サービス費

イ (略)

1の3 受託居宅介護サービス費

イ (略)

ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 194単位

ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位

ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 263単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ニ 所要時間1時間30分以上の場合 564単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに37単位を加算した単位数

注 (略)

注 (略)

1の3の2 人員配置体制加算

(新設)

イ 人員配置体制加算(1)(1) 区分4以上

83単位

(2) 区分3以下

77単位

ロ	人員配置体制加算(III)	
(1)	区分4以上	33単位
(2)	区分3以下	31単位
ハ	人員配置体制加算(III)	84単位
ニ	人員配置体制加算(IV)	33単位
ホ	人員配置体制加算(V)	
(1)	区分4以上	138単位
(2)	区分3	121単位
ヘ	人員配置体制加算(VI)	
(1)	区分4以上	53単位
(2)	区分3	45単位
ト	人員配置体制加算(VII)	
(1)	区分4以上	131単位
(2)	区分3以下	112単位
チ	人員配置体制加算(VIII)	
(1)	区分4以上	50単位
(2)	区分3以下	42単位
リ	人員配置体制加算(IX)	134単位
ヌ	人員配置体制加算(X)	50単位
ル	人員配置体制加算(XI)	128単位
ヲ	人員配置体制加算(XII)	49単位
ワ	人員配置体制加算(XIII)	73単位
カ	人員配置体制加算(XIV)	28単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この1の3の2において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

- 4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、イからハマまでを算定している場合は、算定しない。
- 5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホを算定している場合は、算定しない。
- 7 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホ又はへを算定している場合は、算定しない。
- 8 チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ホからトまでを算定している場合は、算定しない。
- 9 リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。
- 10 ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

11 ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

12 ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

13 フについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

14 カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ワを算定している場合は、算定しない。

1の4 (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(I) 51単位

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(II) 41単位

注1 イについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。注2において同じ。)が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を4で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第

1の4 (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

(新設) 41単位

(新設)

注 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。))又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の4の3 (略)

1の4の4 高次脳機能障害者支援体制加算 41単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の4の5 ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者(以下この注及び1の4の6において単に「障害者」という。))又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この注及び1の4の6において「障害者等」という。))である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 2のハの自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していること。

(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。

(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

1の4の6 退居後ピアサポート実施加算 100単位

注 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 1の2の3の退居後共同生活援助サービス費又は1の2の4の退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。

(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)配置していること。

(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

1の4の3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(I)

(1)~(19) (略)

(20) 夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)

(一)~(三) (略)

(21)~(29) (略)

ロ~ハ (略)

注1~6 (略)

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

3 (略)

4 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算する。

5 イの重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。

6 注2の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

7 ロの重度障害者支援加算(II)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算する。

8 注4の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する。

1の7 (略)

1の8 日中支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

1の5 夜間支援等体制加算

イ 夜間支援等体制加算(I)

(1)~(19) (略)

(20) 夜間支援対象利用者が21人(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。))に入居している場合に限る。)

(一)~(三) (略)

(21)~(29) (略)

ロ~ハ (略)

注1~6 (略)

1の5の2 (略)

1の6 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

1の7 (略)

1の8 日中支援加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の9 集中的支援加算

イ 集中的支援加算(I)	1,000単位
ロ 集中的支援加算(II)	500単位

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算する。

2 自立生活支援加算

イ 自立生活支援加算(I)	1,000単位
ロ 自立生活支援加算(II)	500単位
ハ 自立生活支援加算(III)	

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 利用期間が3年以内の場合 | 80単位 |
| (2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 | 72単位 |
| (3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 | 56単位 |
| (4) 利用期間が5年を超える場合 | 40単位 |

注1 イについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。注3を除き、以下この2において同じ。）の退居に向けて、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この注1において単に「計画」という。）を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が退居後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定しない。

2 ロについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サー

2 ロについては、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

2 自立生活支援加算

500単位

(新設)
(新設)
(新設)

(新設)

注 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合

ビスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、算定しない。

3 ハについては、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、イを算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

5 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、イを算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算する。

3～5 (略)

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2～8 (略)

8の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(I) 10単位

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(II) 5単位

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。

(新設)

(新設)

(新設)

3～5 (略)

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2～8 (略)

(新設)

(2) 指定障害福祉サービス基準第212条の4（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この(2)において「協力医療機関等」という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この(2)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。

(3) 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（注2において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8の3 新興感染症等施設療養加算 240単位

注 利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで（1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3まで（1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3まで（1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

(新設)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の8のイを除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8まで（1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1～4の2 (略)</p> <p>5 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数</u></p> <p>ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数</u></p> <p>ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数</u></p> <p>ニ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数</u></p> <p>2 <u>令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p> <p>(1) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数</u></p> <p>(2) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数</u></p> <p>(3) <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数</u></p>	<p>別表</p> <p>介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1～4の2 (略)</p> <p>5 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>6及び7</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(I)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</u></p> <p>ロ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(II)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</u></p> <p>ハ <u>福祉・介護職員等処遇改善加算(III)</u> <u>1から4の2までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u></p> <p>(新設)</p>